

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年1月19日提出
【計算期間】	三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）第25特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型）第23特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）第23特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）第22特定期間 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド> 第25期 （自 2021年4月21日至 2021年10月20日）
【ファンド名】	三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型） 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

各ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2兆円です。

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「中国元コース（毎月分配型）」

各ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

当ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、2,000億円です。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

当ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1兆5,000億円です。

「マネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、2兆円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )		
		資産複合	ETF	

## 「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
	国内	株式	MMF	

単位型	海外	債券		M R F	インデックス型
		不動産投信			
追加型	内外	その他資産 ( )		E T F	特殊型 ( )
		資産複合			

## 属性区分表

## 「円コース(毎月分配型)」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他 ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券 公 債)) 資産複合 ( )						

## 「米ドルコース(毎月分配型)」

## 「ユーロコース(毎月分配型)」

## 「豪ドルコース(毎月分配型)」

## 「ブラジルリアルコース(毎月分配型)」

## 「南アフリカランドコース(毎月分配型)」

## 「トルコリラコース(毎月分配型)」

## 「中国元コース(毎月分配型)」

## 「インドネシアルピアコース(毎月分配型)」

## 「資源国バスケット通貨コース(毎月分配型)」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他 ( )
不動産投信						

その他資産 （投資信託証 券（債券 公 債）） 資産複合 （ ）						
---	--	--	--	--	--	--

## 「マネーパブルファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経225 TOPIX その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 （ ）
不動産投信 その他資産 （投資信託証 券（債券 一 般）） 資産複合 （ ）						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等(BBB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	

	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
--	-----	---

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」は、10本の通貨コースとマネープールファンドの11本のファンドで構成される投資信託です。

 円コース (毎月分配型)	 トルコリラコース (毎月分配型)
 米ドルコース (毎月分配型)	 中国元コース (毎月分配型)
 ユーロコース (毎月分配型)	 インドネシアルピアコース (毎月分配型)
 豪ドルコース (毎月分配型)	 資源国バスケット通貨コース (毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国)
 ブラジルリアルコース (毎月分配型)	
 南アフリカランドコース (毎月分配型)	マネープールファンド

## 「10本の通貨コース」について

### ファンドの目的


各コースは、米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

特色 1

各コースは、主として米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の国債や政府機関債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

 新興国債券とは、経済が発展途上にあり、今後の急速な経済成長が期待できる国々の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券です。



## 特色 2

各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国債券に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

❑ 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等\*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでの新興国債券への投資効果を追求します。

❶ 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

\*為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

❑ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❶ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きくカイ離する場合があります。

### ＜為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について＞

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が生じます。


❶ ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

## &lt;為替の変動&gt;

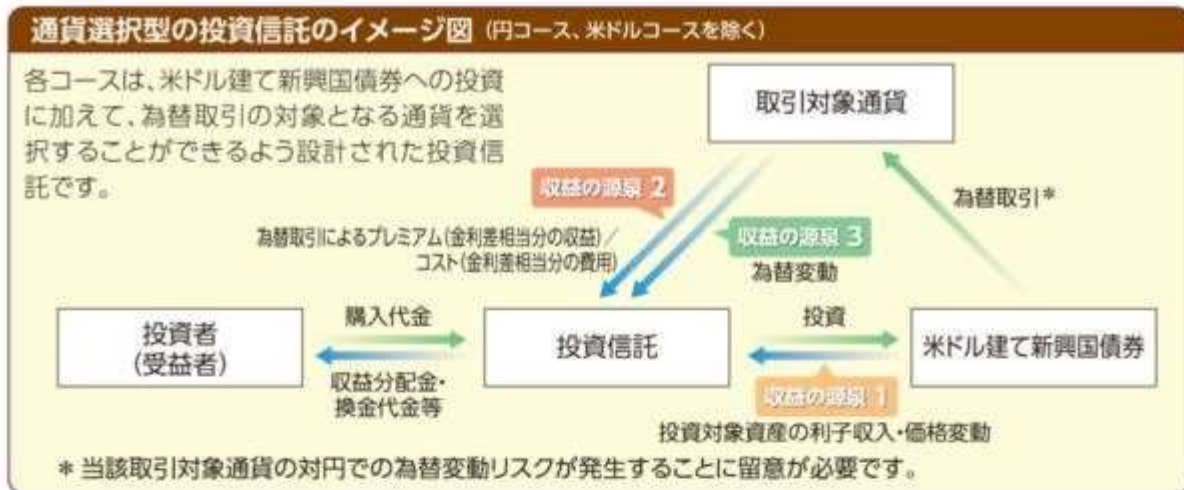
各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

ファンド名	下落 ← 基準価額 → 上昇			
 円コース(毎月分配型)	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。			
 米ドルコース(毎月分配型)	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高			
 ユーロコース(毎月分配型)	ユーロ安 ← 円に対して → ユーロ高			
 豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高			
 ブラジルリアルコース(毎月分配型)	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高			
 南アフリカランドコース(毎月分配型)	南アフリカランド安 ← 円に対して → 南アフリカランド高			
 トルコリラコース(毎月分配型)	トルコリラ安 ← 円に対して → トルコリラ高			
 中国元コース(毎月分配型)	中国元安 ← 円に対して → 中国元高			
 インドネシアルピアコース(毎月分配型)	インドネシアルピア安 ← 円に対して → インドネシアルピア高			
   資源国バスケット通貨コース(毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国)	<table border="1"> <tr> <td>資源国バスケット通貨 豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安</td> <td>← 円に対して →</td> <td>資源国バスケット通貨 豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高</td> </tr> </table>	資源国バスケット通貨 豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安	← 円に対して →	資源国バスケット通貨 豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高
資源国バスケット通貨 豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安	← 円に対して →	資源国バスケット通貨 豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高		

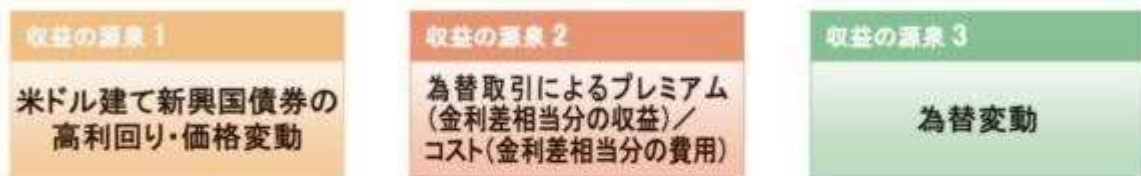
**!** 資源国バスケット通貨コース(毎月分配型)においては、3通貨(豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランド)への実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつからカイ離する場合があります。

 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。  
[月報(マンスリーレポート)]をご参照ください。

## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

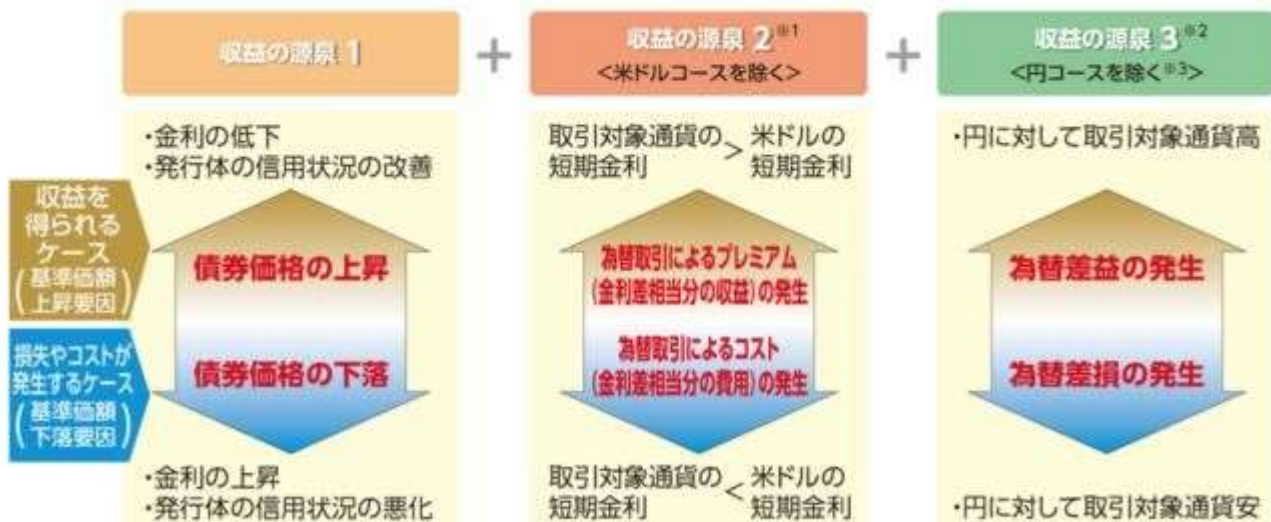


各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

※2 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇(円安)した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

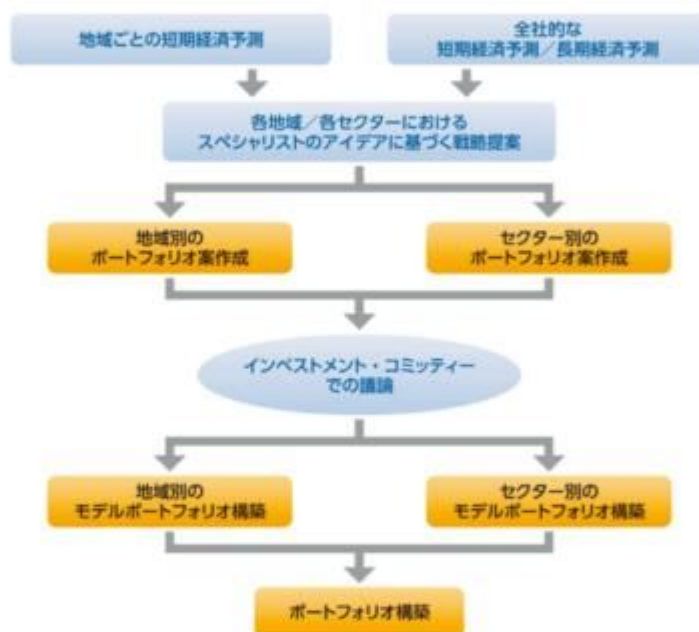
※3 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

1 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム / コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

## 特色3

各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建ての外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国債券等に投資するとともに、マネー・マーケット・マザーファンドを通じてわが国の短期公社債等に投資します。
- ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は、1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。  
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



- 1 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。
  - 1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## 特色4

各コースは、原則として毎月20日に決算を行います。

- 原則として、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。  
また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



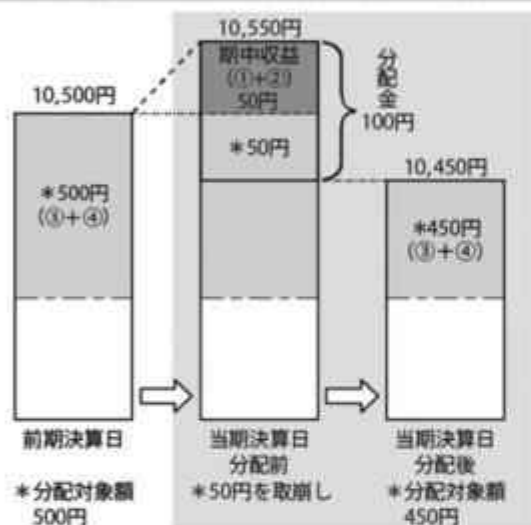
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

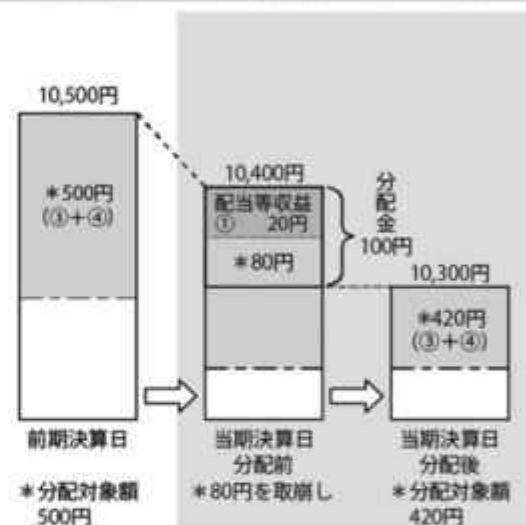
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



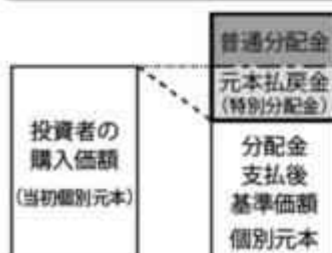
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

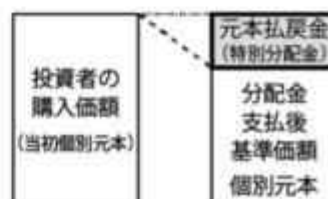
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

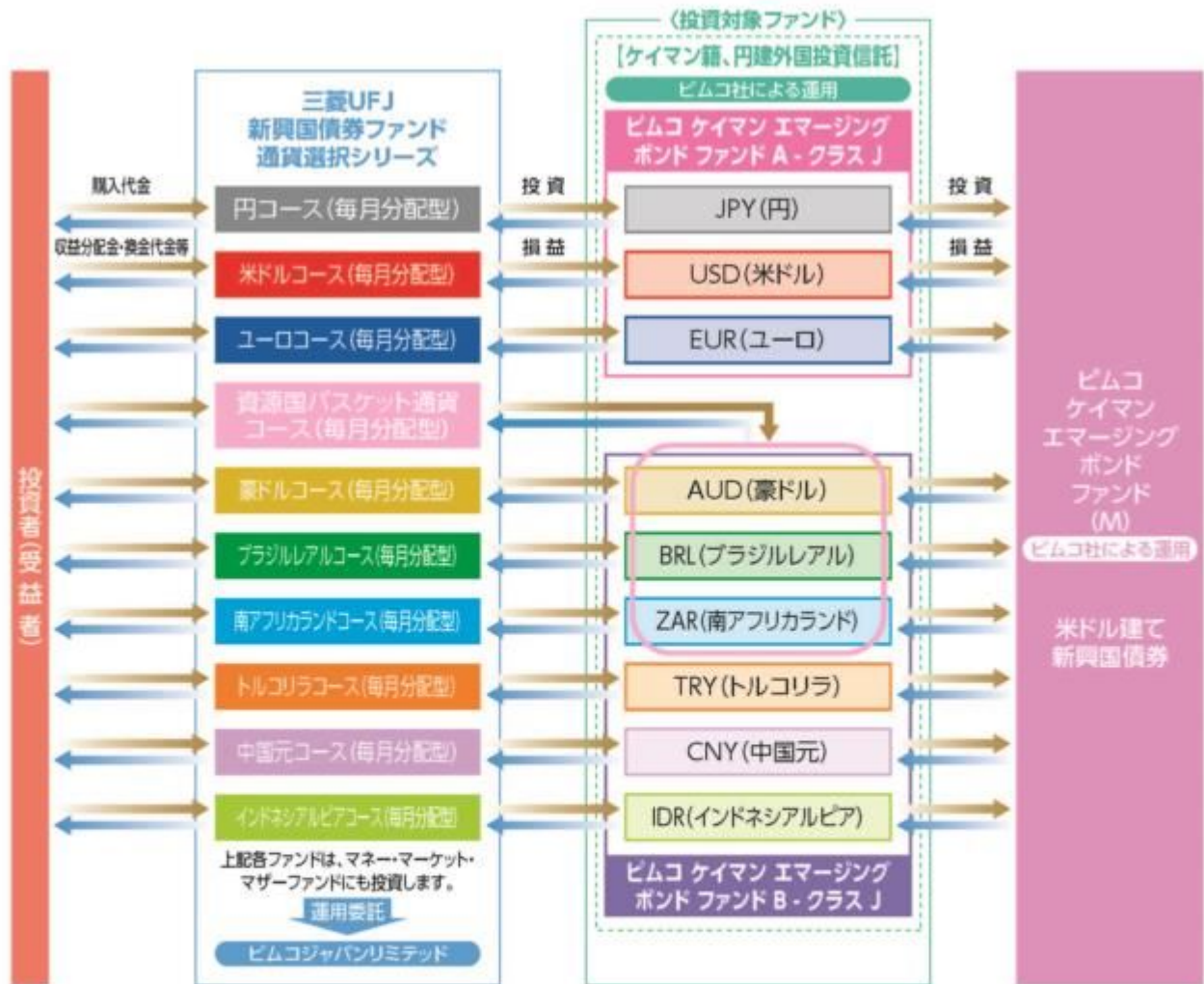


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## ■ファンドの仕組み



❗ 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

## ■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

## 「マネープールファンド」について

### ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

### ファンドの特色

特色

1

ファミリーファンド方式によりマネー・マーケット・マザーファンドを通じて、わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保をめざします。

<運用プロセス(イメージ図)>

**STEP1：分析フェーズ**

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

**STEP2：運用戦略策定フェーズ**

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

**STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ**

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

特色

2

年2回の決算時(4・10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

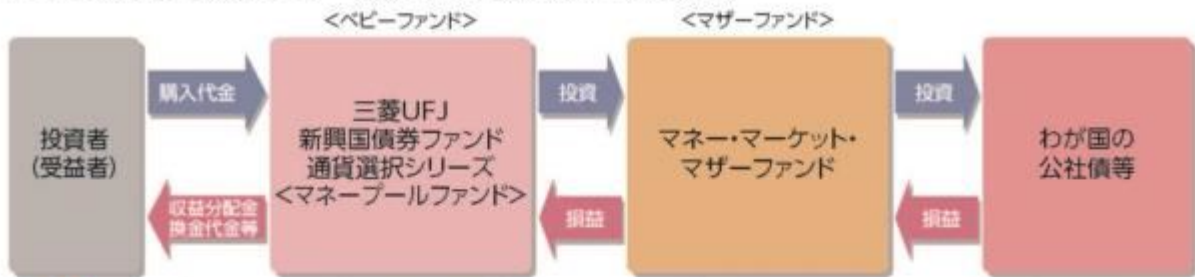
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❶ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

## ■主な投資制限

デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
--------	-------------------------

### スイッチングについて

◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。



市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

- 「円コース（毎月分配型）」
- 「米ドルコース（毎月分配型）」
- 「ユーロコース（毎月分配型）」
- 「豪ドルコース（毎月分配型）」
- 「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
- 「南アフリカランドコース（毎月分配型）」
- 「トルコリラコース（毎月分配型）」
- 「マネープールファンド」

2009年4月28日  
2011年10月20日

設定日、信託契約締結、運用開始  
信託期間を2014年4月21日までから2019年4月20日までに変更



2018年1月20日

信託期間を2019年4月20日までから2024年4月19日までに変更

「中国元コース（毎月分配型）」

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

2010年5月6日 設定日、信託契約締結、運用開始

2011年10月20日 信託期間を2014年4月21日までから2019年4月20日までに変更

2018年1月20日 信託期間を2019年4月20日までから2024年4月19日までに変更

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

2011年1月20日 設定日、信託契約締結、運用開始

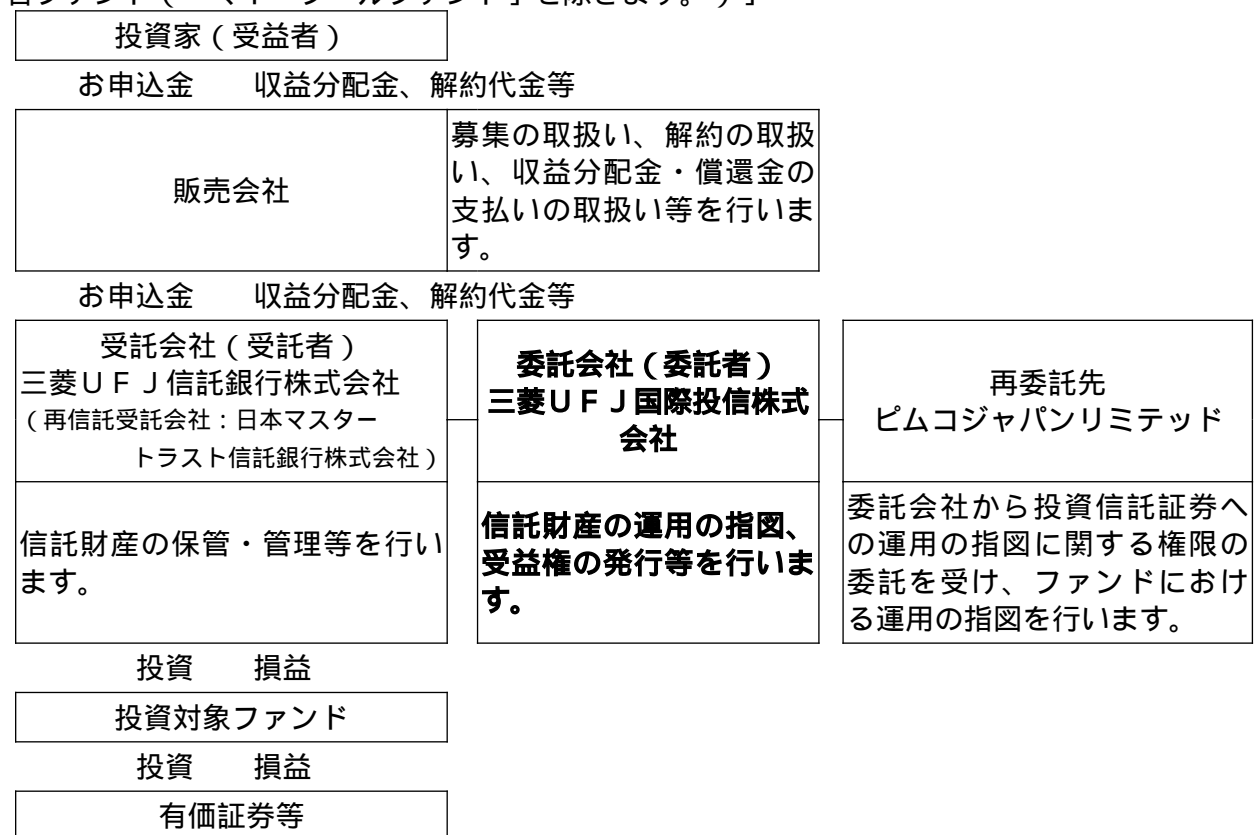
2011年10月20日 信託期間を2014年4月21日までから2019年4月20日までに変更

2018年1月20日 信託期間を2019年4月20日までから2024年4月19日までに変更

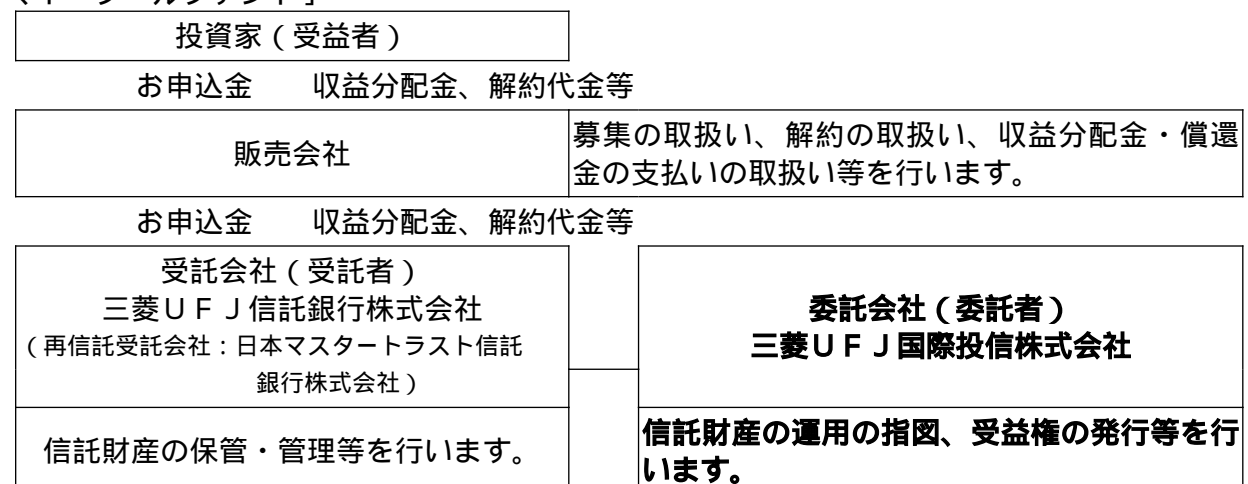
## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



「マネープールファンド」



投資 損益
マザーファンド
投資 損益
有価証券等

ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

#### 委託会社の概況（2021年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 「円コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（JPY）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（JPY）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>（注）</sup>

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「米ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（USD）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（USD）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>（注）</sup>

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「ユーロコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（EUR）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はユーロの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（EUR）」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>  
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「豪ドルコース(毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います(このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>  
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「ブラジルリアルコース(毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います(このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>  
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「南アフリカランドコース(毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います(このため、基準価額は南アフリカランドの対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピ

ムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「トルコリラコース(毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY)の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います(このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「中国元コース(毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY)の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います(このため、基準価額は中国元の対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「インドネシアルピアコース(毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (IDR)の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います(このため、基準価額はインドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( I D R )」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( A U D )、クラス J ( B R L )、クラス J ( Z A R ) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( A U D )、クラス J ( B R L )、クラス J ( Z A R )」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。<sup>(注)</sup>

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### 「マネープールファンド」

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### 「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信

託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### < 投資信託証券の概要 >

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J(JPY)/(USD)/(EUR) ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J(AUD)/(BRL)/(ZAR)/(TRY)/(CNY)/(IDR)																							
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託																						
投資態度	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)への投資を通じて、新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する米ドル建ての債券およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																						
主な投資対象	新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する米ドル建ての債券およびその派生商品等																						
主な投資制限	<p>・投資を行う新興国債券は、主に新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する米ドル建ての債券(ソブリン債券、準ソブリン債券)ですが、新興国債券と同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。また、資金管理目的で、原則として取得時に「BBB格」相当以上の信用格付けを有する米ドル建ての公社債等にも一部投資を行います。</p> <p>・ポートフォリオの平均デュレーション<sup>※</sup>は原則として3年以上8年以内で調整します。  <sup>※</sup>デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。</p> <p>・投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、投資する債券の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則として「B-格」相当以上を維持します。</p> <p>・限定的な範囲内で、米ドル建て以外の新興国債券にも投資を行う場合がありますが、この場合においては米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。</p> <p>・各ファンドにおいて、保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ピムコ ケイマン エマージング ボンドファンド A - クラス J</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPY(円)</td> <td>原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> <tr> <td>EUR(ユーロ)</td> <td>原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ピムコ ケイマン エマージング ボンドファンド B - クラス J</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td> <td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td> <td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>ZAR(南アフリカランド)</td> <td>原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td> <td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>CNY(中国元)</td> <td>原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td> <td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	ピムコ ケイマン エマージング ボンドファンド A - クラス J		JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。	EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。	ピムコ ケイマン エマージング ボンドファンド B - クラス J		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。	CNY(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。
ピムコ ケイマン エマージング ボンドファンド A - クラス J																							
JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。																						
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																						
EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。																						
ピムコ ケイマン エマージング ボンドファンド B - クラス J																							
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																						
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																						
ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。																						
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																						
CNY(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。																						
IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																						
運用管理費用(信託報酬)	ありません。																						
購入時手数料	ありません。																						
信託財産留保額	ありません。																						
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC(PIMCO)																						
設定日	JPY/USD/EUR/AUD/BRL/ZAR/TRY:2009年4月28日 CNY/IDR:2010年4月30日																						
決算日	原則として毎年2月末日																						
分配方針	原則として毎月经費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																						

原則として「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社



投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式への投資は行いません。</li> <li>・ 外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・ 有価証券先物取引等を行うことができます。</li> <li>・ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> <li>・ 金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> </ul>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

各コースが外国投資信託を通じて実質的に投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、投資する債券の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則として「B-格」相当以上を維持します。

### <信用格付けと利回りについて>

#### □ 「信用格付け」とは

発行される債券の元本返済・利払いの確実性を評価して、その度合いについて一定の記号を用いてランク付けしたものです。



ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's) のAaからCaaまでの信用格付けには「1, 2, 3」、S&Pグローバル・レーティング (S&P) のAAからCCCまでの信用格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

上記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

### 「マネープールファンド」

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 有価証券
  - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
    - 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡し取引

八. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしめます。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

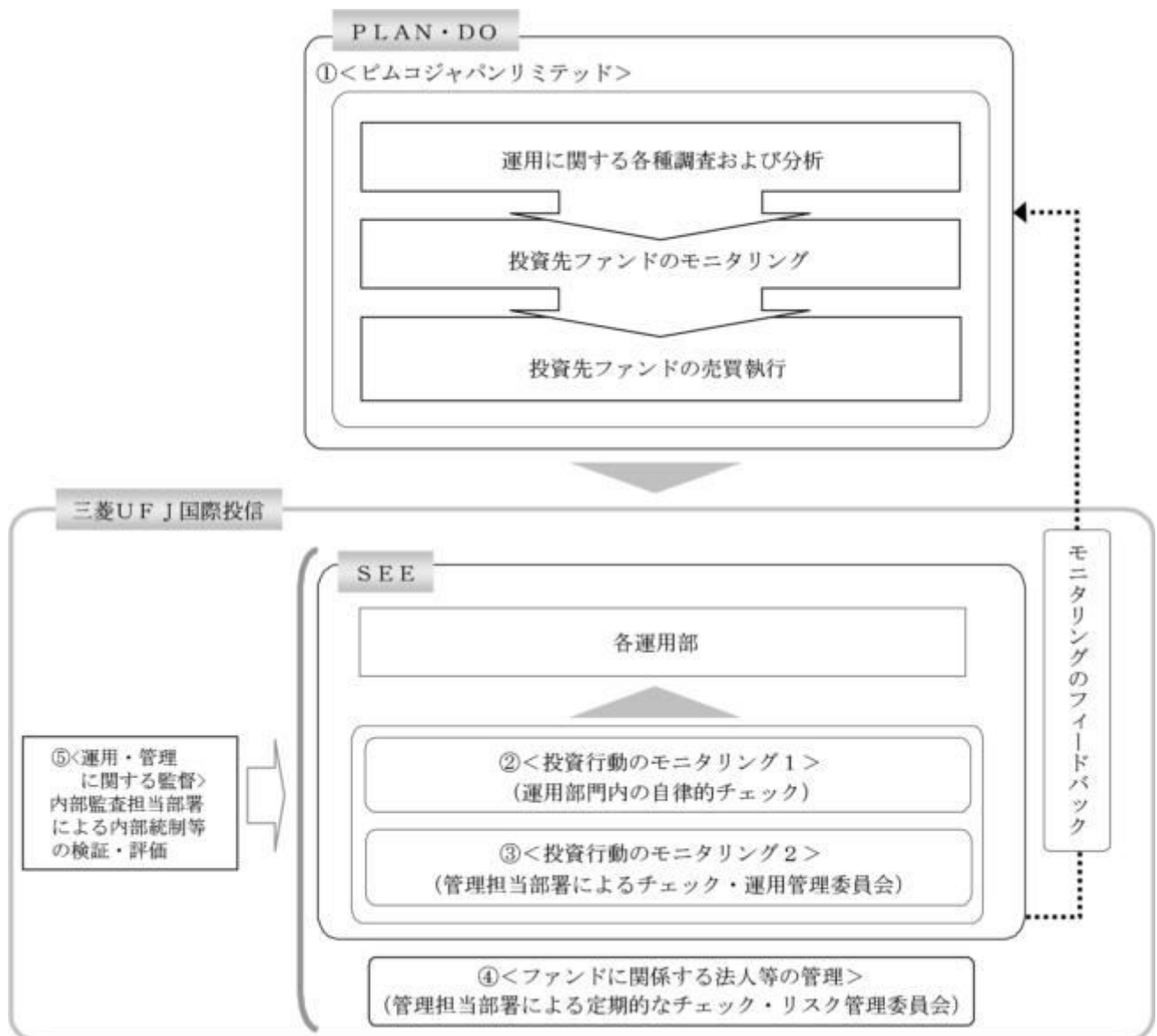
## 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

## (3) 【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



## 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

## 投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計

画に沿っているかどうかの自立的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

#### ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

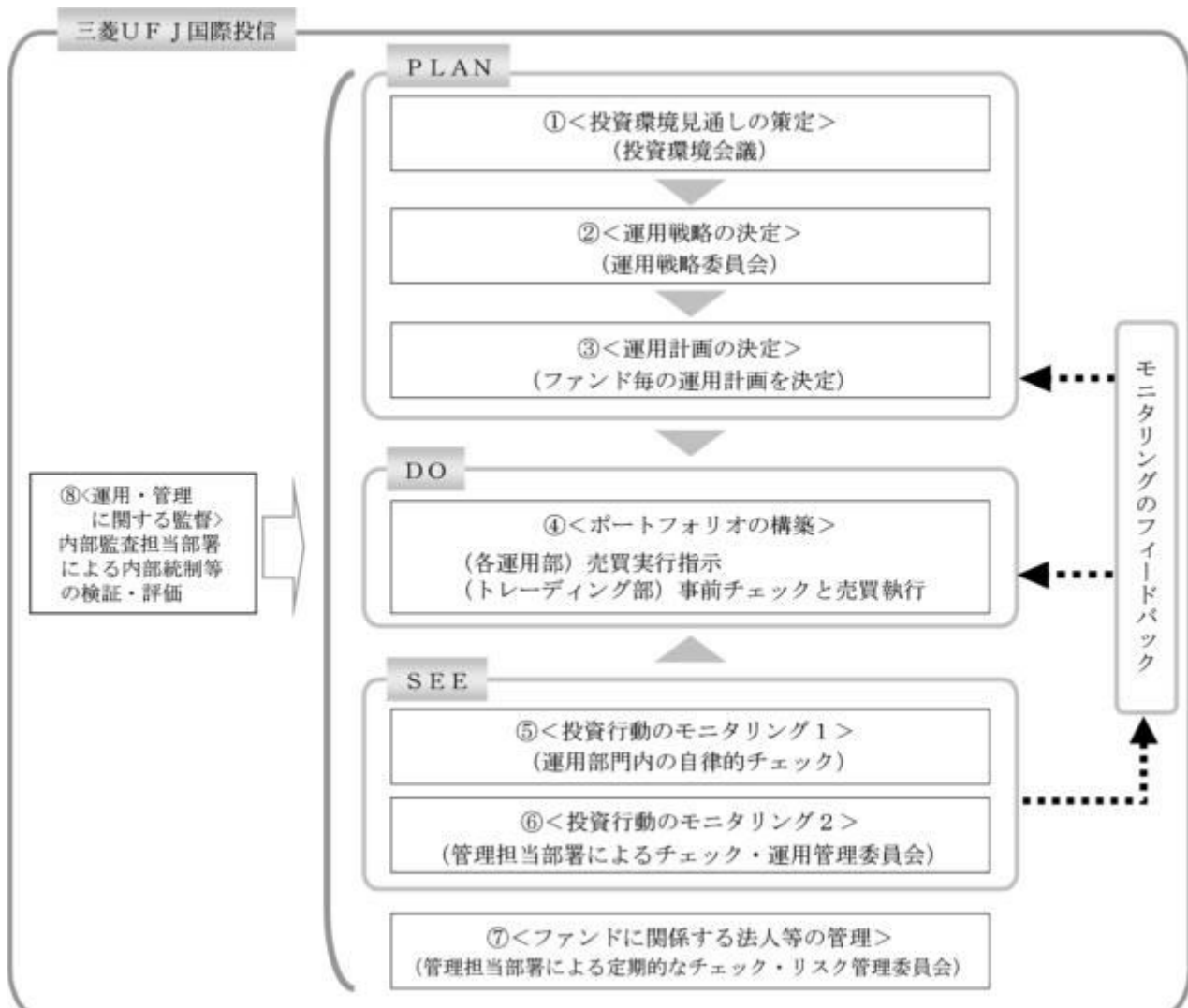
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### 「マネープールファンド」



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### （５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 「マネープールファンド」

#### 株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

#### 新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額

の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

### 金利先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

「各ファンド(「マネープールファンド」を除きます。)」

##### 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### 為替変動リスク

「円コース(毎月分配型)」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

「米ドルコース(毎月分配型)」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「ユーロコース(毎月分配型) / 豪ドルコース(毎月分配型) / ブラジルリアルコース(毎月分配型) / 南アフリカランドコース(毎月分配型) / トルコリラコース(毎月分配型) / 中国元コース(毎月分配型) / インドネシアルピアコース(毎月分配型)」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いと

きであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

#### 「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、資源国バスケット通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランドを各々3分の1程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

#### 留意事項

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

#### 「マネープールファンド」

##### 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

## （２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックし

ます。

### <投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

### 〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ - タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 円コース



- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したのものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 米ドルコース



- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したのものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## ユーロコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 豪ドルコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## ブラジルリアルコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

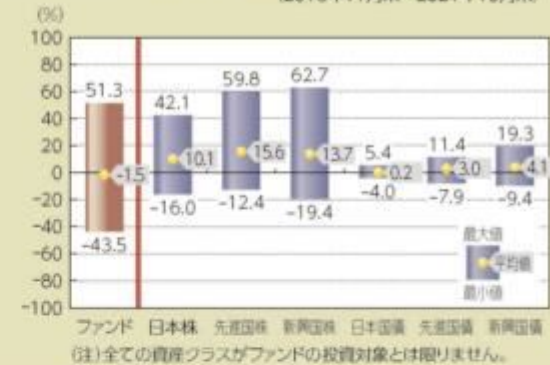
## 南アフリカランドコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## トルコリラコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2016年11月末～2021年10月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2016年11月末～2021年10月末)

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 中国元コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2016年11月末～2021年10月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2016年11月末～2021年10月末)

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## インドネシアルピアコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 資源国バスケット通貨コース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



## マネープールファンド



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、  
分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数

料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング<sup>\*</sup>の場合に限ります。）

<sup>\*</sup>スイッチングとは、「三菱UFJ」新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

## （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

## （３）【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.672%（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.93%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の各15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.649%（税抜 年0.59%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネープールファンド」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.605%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平

均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率 (税込年率)	配分(税抜年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
1%以上	0.605%	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6%以上 1%未満	0.330%	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3%以上 0.6%未満	0.165%	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15%以上 0.3%未満	0.055%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%
0.05%以上 0.15%未満	0.033%	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

#### (4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源

泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;円コース&gt;（毎月分配型）】

## (1)【投資状況】

令和 3年10月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,286,828,429	99.58
親投資信託受益証券	日本	3,750,908	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		10,245,765	0.31
純資産総額		3,300,825,102	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド A - クラス J (JP Y)	416,898.5832	7,854	3,274,321,472	7,884	3,286,828,429	99.58
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	3,683,862	1.0182	3,750,908	1.0182	3,750,908	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.58
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年11月21日)	38,646,597,176	38,873,870,124	11,053	11,118
第30計算期間末日 (平成23年12月20日)	37,475,276,358	37,697,800,266	10,947	11,012
第31計算期間末日 (平成24年1月20日)	39,073,631,488	39,305,142,140	10,970	11,035
第32計算期間末日 (平成24年2月20日)	41,089,732,057	41,329,679,587	11,131	11,196
第33計算期間末日 (平成24年3月21日)	48,793,458,231	49,075,957,904	11,227	11,292
第34計算期間末日 (平成24年4月20日)	51,055,978,396	51,351,733,525	11,221	11,286
第35計算期間末日 (平成24年5月21日)	50,801,265,470	51,100,299,327	11,043	11,108
第36計算期間末日 (平成24年6月20日)	52,223,530,720	52,527,045,679	11,184	11,249
第37計算期間末日 (平成24年7月20日)	52,669,235,281	52,968,454,096	11,441	11,506
第38計算期間末日 (平成24年8月20日)	53,082,487,546	53,384,824,148	11,412	11,477
第39計算期間末日 (平成24年9月20日)	54,109,293,735	54,414,355,268	11,529	11,594
第40計算期間末日 (平成24年10月22日)	53,991,292,493	54,292,561,798	11,649	11,714
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	55,049,240,848	55,360,598,935	11,492	11,557
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	56,424,380,922	56,740,958,475	11,585	11,650
第43計算期間末日 (平成25年1月21日)	58,263,099,221	58,590,611,850	11,563	11,628
第44計算期間末日 (平成25年2月20日)	56,736,057,437	57,060,800,120	11,356	11,421
第45計算期間末日 (平成25年3月21日)	54,244,699,082	54,558,780,497	11,226	11,291
第46計算期間末日 (平成25年4月22日)	51,355,906,761	51,650,399,407	11,335	11,400
第47計算期間末日 (平成25年5月20日)	49,718,926,197	50,004,953,922	11,299	11,364
第48計算期間末日 (平成25年6月20日)	44,334,219,104	44,605,174,217	10,635	10,700
第49計算期間末日 (平成25年7月22日)	40,592,319,876	40,843,310,082	10,512	10,577
第50計算期間末日 (平成25年8月20日)	37,030,533,374	37,267,305,837	10,166	10,231
第51計算期間末日 (平成25年9月20日)	33,589,122,708	33,800,665,949	10,321	10,386
第52計算期間末日 (平成25年10月21日)	31,653,991,327	31,852,549,893	10,362	10,427
第53計算期間末日 (平成25年11月20日)	29,034,837,071	29,221,171,641	10,128	10,193
第54計算期間末日 (平成25年12月20日)	26,487,784,083	26,658,767,878	10,069	10,134
第55計算期間末日 (平成26年1月20日)	25,644,731,300	25,810,405,692	10,061	10,126
第56計算期間末日 (平成26年2月20日)	23,953,280,683	24,109,897,130	9,941	10,006

第57計算期間末日	(平成26年 3月20日)	22,451,732,283	22,598,285,572	9,958	10,023
第58計算期間末日	(平成26年 4月21日)	21,719,275,725	21,858,995,533	10,104	10,169
第59計算期間末日	(平成26年 5月20日)	21,156,562,699	21,291,159,909	10,217	10,282
第60計算期間末日	(平成26年 6月20日)	19,909,485,984	20,035,195,484	10,295	10,360
第61計算期間末日	(平成26年 7月22日)	18,795,616,607	18,914,706,745	10,259	10,324
第62計算期間末日	(平成26年 8月20日)	18,025,926,381	18,140,497,384	10,227	10,292
第63計算期間末日	(平成26年 9月22日)	17,244,855,637	17,356,489,782	10,041	10,106
第64計算期間末日	(平成26年10月20日)	16,563,251,044	16,671,139,516	9,979	10,044
第65計算期間末日	(平成26年11月20日)	15,884,016,082	15,989,028,268	9,832	9,897
第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	14,815,628,401	14,917,354,096	9,467	9,532
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	14,385,463,431	14,485,160,343	9,379	9,444
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	13,960,608,110	14,056,709,345	9,443	9,508
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	13,246,697,843	13,339,447,688	9,283	9,348
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	13,940,390,063	14,034,883,485	9,589	9,654
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	13,570,490,129	13,663,171,119	9,517	9,582
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	12,736,748,524	12,825,706,571	9,307	9,372
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	12,472,370,592	12,559,868,787	9,265	9,330
第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	11,803,561,545	11,888,683,021	9,013	9,078
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	11,033,306,909	11,115,067,574	8,772	8,837
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	10,215,746,906	10,290,693,294	8,860	8,925
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	9,824,327,025	9,896,800,715	8,811	8,876
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	9,133,764,140	9,203,609,793	8,500	8,565
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	8,671,962,747	8,740,565,556	8,217	8,282
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	8,457,540,514	8,523,705,738	8,309	8,374
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	8,636,956,993	8,701,872,693	8,648	8,713
第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	8,542,920,977	8,606,403,463	8,747	8,812
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	8,314,131,582	8,376,642,767	8,645	8,710
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	8,222,853,581	8,284,251,854	8,705	8,770
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	8,326,225,402	8,386,340,576	9,003	9,068
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	8,324,475,398	8,384,081,765	9,078	9,143
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	8,114,196,014	8,173,532,555	8,889	8,954
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	8,129,406,638	8,188,914,507	8,880	8,945
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	7,590,238,184	7,648,872,619	8,414	8,479
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	7,525,067,938	7,583,276,217	8,403	8,468
第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	7,537,654,749	7,595,503,874	8,469	8,534
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	7,487,361,556	7,544,738,004	8,482	8,547
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	7,334,334,940	7,390,728,426	8,454	8,519
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	7,291,981,905	7,347,742,859	8,500	8,565
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	7,150,608,285	7,205,428,108	8,478	8,543
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	7,045,866,320	7,099,884,386	8,478	8,543
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	6,801,975,616	6,838,266,584	8,434	8,479
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	6,676,955,786	6,712,519,472	8,449	8,494

第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	6,621,015,732	6,656,061,236	8,502	8,547
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	6,625,378,078	6,660,472,281	8,495	8,540
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	6,465,905,838	6,500,518,028	8,406	8,451
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	6,433,150,401	6,467,511,677	8,425	8,470
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	6,314,291,102	6,348,214,810	8,376	8,421
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	6,189,226,826	6,223,288,486	8,177	8,222
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	6,041,583,982	6,075,160,398	8,097	8,142
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	5,978,182,112	6,011,560,728	8,060	8,105
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	5,619,494,839	5,651,957,554	7,790	7,835
第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	5,372,573,982	5,404,323,512	7,615	7,660
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	5,336,346,253	5,367,317,751	7,753	7,798
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	5,150,095,732	5,180,650,084	7,585	7,630
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	5,017,858,052	5,047,851,459	7,528	7,573
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	4,929,998,154	4,959,724,415	7,463	7,508
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	4,784,577,328	4,813,921,584	7,337	7,382
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	4,714,041,329	4,742,907,786	7,349	7,394
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	4,761,594,443	4,790,298,703	7,465	7,510
第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	4,766,765,810	4,795,245,895	7,532	7,577
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	4,667,614,198	4,695,312,629	7,583	7,628
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	4,633,250,911	4,660,870,637	7,549	7,594
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	4,497,428,900	4,524,482,945	7,481	7,526
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	4,562,976,230	4,589,849,439	7,641	7,686
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	4,621,000,065	4,648,055,018	7,686	7,731
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	4,548,509,821	4,575,545,783	7,571	7,616
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	4,537,492,970	4,564,587,619	7,536	7,581
第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	4,575,626,269	4,603,197,636	7,468	7,513
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	4,567,903,785	4,595,734,055	7,386	7,431
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	4,547,185,776	4,574,616,446	7,460	7,505
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	4,570,815,282	4,585,965,349	7,543	7,588
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	4,506,412,264	4,521,159,326	7,640	7,685
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	3,640,106,298	3,654,848,797	6,173	6,198
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	3,808,390,446	3,822,982,927	6,525	6,550
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	3,919,796,892	3,934,377,092	6,721	6,746
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	4,077,848,230	4,092,234,232	7,086	7,111
第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	4,056,119,601	4,070,282,380	7,160	7,185
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	4,126,554,308	4,140,637,591	7,325	7,350
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	3,944,647,332	3,958,364,349	7,189	7,214
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	3,926,698,983	3,940,277,979	7,229	7,254
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	3,976,890,801	3,990,416,246	7,351	7,376
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	3,978,098,815	3,991,389,822	7,483	7,508
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	3,907,165,291	3,920,409,604	7,375	7,400
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	3,764,377,961	3,777,254,455	7,309	7,334



第141計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	3,657,363,782	3,670,194,708	7,126	7,151
第142計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	3,652,889,720	3,665,488,484	7,249	7,274
第143計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	3,616,679,493	3,629,199,881	7,222	7,247
第144計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	3,586,268,739	3,598,551,680	7,299	7,324
第145計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	3,544,237,444	3,556,391,132	7,290	7,315
第146計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	3,519,176,189	3,531,299,854	7,257	7,282
第147計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	3,459,154,365	3,471,068,137	7,259	7,284
第148計算期間末日	(令和 3年10月20日)	3,293,147,790	3,304,776,326	7,080	7,105
	令和 2年10月末日	3,898,490,135		7,140	
	11月末日	3,963,087,550		7,391	
	12月末日	3,970,414,427		7,486	
	令和 3年 1月末日	3,835,887,563		7,391	
	2月末日	3,718,550,938		7,219	
	3月末日	3,624,738,837		7,074	
	4月末日	3,625,849,219		7,210	
	5月末日	3,593,942,134		7,269	
	6月末日	3,554,880,462		7,280	
	7月末日	3,535,312,888		7,283	
	8月末日	3,533,781,087		7,311	
	9月末日	3,392,344,906		7,148	
	10月末日	3,300,825,102		7,104	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	65円
第30計算期間	65円
第31計算期間	65円
第32計算期間	65円
第33計算期間	65円
第34計算期間	65円
第35計算期間	65円
第36計算期間	65円
第37計算期間	65円
第38計算期間	65円
第39計算期間	65円
第40計算期間	65円
第41計算期間	65円
第42計算期間	65円
第43計算期間	65円
第44計算期間	65円

第45計算期間	65円
第46計算期間	65円
第47計算期間	65円
第48計算期間	65円
第49計算期間	65円
第50計算期間	65円
第51計算期間	65円
第52計算期間	65円
第53計算期間	65円
第54計算期間	65円
第55計算期間	65円
第56計算期間	65円
第57計算期間	65円
第58計算期間	65円
第59計算期間	65円
第60計算期間	65円
第61計算期間	65円
第62計算期間	65円
第63計算期間	65円
第64計算期間	65円
第65計算期間	65円
第66計算期間	65円
第67計算期間	65円
第68計算期間	65円
第69計算期間	65円
第70計算期間	65円
第71計算期間	65円
第72計算期間	65円
第73計算期間	65円
第74計算期間	65円
第75計算期間	65円
第76計算期間	65円
第77計算期間	65円
第78計算期間	65円
第79計算期間	65円
第80計算期間	65円
第81計算期間	65円
第82計算期間	65円
第83計算期間	65円
第84計算期間	65円
第85計算期間	65円
第86計算期間	65円

第87計算期間	65円
第88計算期間	65円
第89計算期間	65円
第90計算期間	65円
第91計算期間	65円
第92計算期間	65円
第93計算期間	65円
第94計算期間	65円
第95計算期間	65円
第96計算期間	65円
第97計算期間	45円
第98計算期間	45円
第99計算期間	45円
第100計算期間	45円
第101計算期間	45円
第102計算期間	45円
第103計算期間	45円
第104計算期間	45円
第105計算期間	45円
第106計算期間	45円
第107計算期間	45円
第108計算期間	45円
第109計算期間	45円
第110計算期間	45円
第111計算期間	45円
第112計算期間	45円
第113計算期間	45円
第114計算期間	45円
第115計算期間	45円
第116計算期間	45円
第117計算期間	45円
第118計算期間	45円
第119計算期間	45円
第120計算期間	45円
第121計算期間	45円
第122計算期間	45円
第123計算期間	45円
第124計算期間	45円
第125計算期間	45円
第126計算期間	45円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円

第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第29計算期間	0.98
第30計算期間	0.37
第31計算期間	0.80
第32計算期間	2.06
第33計算期間	1.44
第34計算期間	0.52
第35計算期間	1.00
第36計算期間	1.86
第37計算期間	2.87
第38計算期間	0.31
第39計算期間	1.59
第40計算期間	1.60
第41計算期間	0.78
第42計算期間	1.37
第43計算期間	0.37
第44計算期間	1.22
第45計算期間	0.57

第46計算期間	1.54
第47計算期間	0.25
第48計算期間	5.30
第49計算期間	0.54
第50計算期間	2.67
第51計算期間	2.16
第52計算期間	1.02
第53計算期間	1.63
第54計算期間	0.05
第55計算期間	0.56
第56計算期間	0.54
第57計算期間	0.82
第58計算期間	2.11
第59計算期間	1.76
第60計算期間	1.39
第61計算期間	0.28
第62計算期間	0.32
第63計算期間	1.18
第64計算期間	0.02
第65計算期間	0.82
第66計算期間	3.05
第67計算期間	0.24
第68計算期間	1.37
第69計算期間	1.00
第70計算期間	3.99
第71計算期間	0.07
第72計算期間	1.52
第73計算期間	0.24
第74計算期間	2.01
第75計算期間	1.95
第76計算期間	1.74
第77計算期間	0.18
第78計算期間	2.79
第79計算期間	2.56
第80計算期間	1.91
第81計算期間	4.86
第82計算期間	1.89
第83計算期間	0.42
第84計算期間	1.44
第85計算期間	4.17
第86計算期間	1.55
第87計算期間	1.36

第88計算期間	0.62
第89計算期間	4.51
第90計算期間	0.64
第91計算期間	1.55
第92計算期間	0.92
第93計算期間	0.43
第94計算期間	1.31
第95計算期間	0.50
第96計算期間	0.76
第97計算期間	0.01
第98計算期間	0.71
第99計算期間	1.15
第100計算期間	0.44
第101計算期間	0.51
第102計算期間	0.76
第103計算期間	0.04
第104計算期間	1.83
第105計算期間	0.42
第106計算期間	0.09
第107計算期間	2.79
第108計算期間	1.66
第109計算期間	2.40
第110計算期間	1.58
第111計算期間	0.15
第112計算期間	0.26
第113計算期間	1.08
第114計算期間	0.77
第115計算期間	2.19
第116計算期間	1.50
第117計算期間	1.27
第118計算期間	0.14
第119計算期間	0.30
第120計算期間	2.74
第121計算期間	1.17
第122計算期間	0.91
第123計算期間	0.13
第124計算期間	0.30
第125計算期間	0.49
第126計算期間	1.61
第127計算期間	1.44
第128計算期間	1.61
第129計算期間	18.87

第130計算期間	6.10
第131計算期間	3.38
第132計算期間	5.80
第133計算期間	1.39
第134計算期間	2.65
第135計算期間	1.51
第136計算期間	0.90
第137計算期間	2.03
第138計算期間	2.13
第139計算期間	1.10
第140計算期間	0.55
第141計算期間	2.16
第142計算期間	2.07
第143計算期間	0.02
第144計算期間	1.41
第145計算期間	0.21
第146計算期間	0.10
第147計算期間	0.37
第148計算期間	2.12

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	3,724,754,750	1,706,394,312	34,965,069,063
第30計算期間	2,478,669,515	3,209,291,086	34,234,447,492
第31計算期間	2,642,523,870	1,259,947,866	35,617,023,496
第32計算期間	3,496,843,324	2,198,862,175	36,915,004,645
第33計算期間	8,925,027,329	2,378,543,820	43,461,488,154
第34計算期間	4,716,918,608	2,677,617,582	45,500,789,180
第35計算期間	4,333,368,329	3,828,948,630	46,005,208,879
第36計算期間	4,482,958,067	3,793,557,841	46,694,609,105
第37計算期間	2,773,629,984	3,434,575,223	46,033,663,866
第38計算期間	4,174,684,928	3,695,025,302	46,513,323,492
第39計算期間	3,969,343,874	3,550,123,701	46,932,543,665
第40計算期間	3,899,491,031	4,482,910,733	46,349,123,963
第41計算期間	4,714,364,584	3,162,244,369	47,901,244,178
第42計算期間	5,346,731,622	4,543,736,837	48,704,238,963
第43計算期間	3,720,224,687	2,037,905,252	50,386,558,398
第44計算期間	2,517,334,663	2,943,480,156	49,960,412,905
第45計算期間	1,696,887,769	3,337,082,886	48,320,217,788

第46計算期間	1,405,452,738	4,419,109,575	45,306,560,951
第47計算期間	937,523,275	2,239,818,692	44,004,265,534
第48計算期間	1,000,466,519	3,319,329,911	41,685,402,142
第49計算期間	216,262,862	3,287,787,067	38,613,877,937
第50計算期間	311,024,841	2,498,369,861	36,426,532,917
第51計算期間	174,847,657	4,056,266,450	32,545,114,124
第52計算期間	136,033,572	2,133,676,002	30,547,471,694
第53計算期間	126,834,017	2,007,448,677	28,666,857,034
第54計算期間	113,319,752	2,474,977,529	26,305,199,257
第55計算期間	176,308,416	993,139,573	25,488,368,100
第56計算期間	48,615,344	1,442,145,353	24,094,838,091
第57計算期間	46,278,132	1,594,456,312	22,546,659,911
第58計算期間	195,957,213	1,247,261,973	21,495,355,151
第59計算期間	134,124,385	922,216,449	20,707,263,087
第60計算期間	40,791,170	1,408,131,156	19,339,923,101
第61計算期間	40,654,784	1,059,018,097	18,321,559,788
第62計算期間	65,383,294	760,634,914	17,626,308,168
第63計算期間	149,182,238	601,006,552	17,174,483,854
第64計算期間	41,247,868	617,505,194	16,598,226,528
第65計算期間	70,162,391	512,667,968	16,155,720,951
第66計算期間	151,111,910	656,725,919	15,650,106,942
第67計算期間	97,316,677	409,437,065	15,337,986,554
第68計算期間	65,537,494	618,718,568	14,784,805,480
第69計算期間	68,387,482	583,985,899	14,269,207,063
第70計算期間	755,599,385	487,356,825	14,537,449,623
第71計算期間	16,944,891	295,780,607	14,258,613,907
第72計算期間	45,097,036	617,857,475	13,685,853,468
第73計算期間	16,307,432	240,900,025	13,461,260,875
第74計算期間	14,424,527	380,073,701	13,095,611,701
第75計算期間	15,233,408	532,281,253	12,578,563,856
第76計算期間	19,755,003	1,068,105,206	11,530,213,653
第77計算期間	11,958,381	392,373,563	11,149,798,471
第78計算期間	15,445,773	419,759,038	10,745,485,206
第79計算期間	46,014,297	237,221,058	10,554,278,445
第80計算期間	20,765,594	395,778,800	10,179,265,239
第81計算期間	11,315,136	203,549,452	9,987,030,923
第82計算期間	13,159,850	233,654,465	9,766,536,308
第83計算期間	17,691,292	167,122,090	9,617,105,510
第84計算期間	94,998,173	266,215,510	9,445,888,173
第85計算期間	16,913,139	214,312,911	9,248,488,401
第86計算期間	38,084,166	116,362,184	9,170,210,383
第87計算期間	141,366,408	182,878,023	9,128,698,768



第88計算期間	139,205,491	112,847,457	9,155,056,802
第89計算期間	83,181,170	217,555,649	9,020,682,323
第90計算期間	98,325,521	163,887,866	8,955,119,978
第91計算期間	46,290,943	101,545,434	8,899,865,487
第92計算期間	21,553,445	94,272,936	8,827,145,996
第93計算期間	44,351,866	195,576,902	8,675,920,960
第94計算期間	75,189,095	172,501,722	8,578,608,333
第95計算期間	26,417,324	171,206,681	8,433,818,976
第96計算期間	40,960,985	164,308,133	8,310,471,828
第97計算期間	26,644,194	272,456,371	8,064,659,651
第98計算期間	642,416,727	804,034,887	7,903,041,491
第99計算期間	55,942,872	171,094,439	7,787,889,924
第100計算期間	130,481,204	119,659,181	7,798,711,947
第101計算期間	6,070,222	113,184,196	7,691,597,973
第102計算期間	37,455,221	93,213,906	7,635,839,288
第103計算期間	32,970,226	130,207,639	7,538,601,875
第104計算期間	117,759,477	87,103,424	7,569,257,928
第105計算期間	7,827,064	115,659,174	7,461,425,818
第106計算期間	129,369,706	173,325,251	7,417,470,273
第107計算期間	7,263,055	210,796,532	7,213,936,796
第108計算期間	8,977,030	167,462,552	7,055,451,274
第109計算期間	9,078,697	181,974,753	6,882,555,218
第110計算期間	7,583,144	100,282,298	6,789,856,064
第111計算期間	27,508,636	152,163,011	6,665,201,689
第112計算期間	7,232,903	66,598,614	6,605,835,978
第113計算期間	7,240,825	92,130,951	6,520,945,852
第114計算期間	7,286,510	113,463,974	6,414,768,388
第115計算期間	31,911,256	67,955,062	6,378,724,582
第116計算期間	30,993,029	80,809,684	6,328,907,927
第117計算期間	7,237,190	180,938,056	6,155,207,061
第118計算期間	89,782,780	107,272,744	6,137,717,097
第119計算期間	21,621,151	147,328,129	6,012,010,119
第120計算期間	19,120,385	59,306,254	5,971,824,250
第121計算期間	113,437,707	73,050,055	6,012,211,902
第122計算期間	21,419,167	25,639,347	6,007,991,722
第123計算期間	82,941,085	69,899,496	6,021,033,311
第124計算期間	134,416,502	28,479,244	6,126,970,569
第125計算期間	169,561,192	112,027,200	6,184,504,561
第126計算期間	35,498,588	124,298,546	6,095,704,603
第127計算期間	18,578,782	54,256,439	6,060,026,946
第128計算期間	11,765,144	172,967,023	5,898,825,067
第129計算期間	91,094,633	92,919,962	5,896,999,738

第130計算期間	8,507,152	68,514,196	5,836,992,694
第131計算期間	8,598,781	13,511,211	5,832,080,264
第132計算期間	12,231,730	89,910,873	5,754,401,121
第133計算期間	6,604,487	95,893,848	5,665,111,760
第134計算期間	6,714,474	38,512,770	5,633,313,464
第135計算期間	4,120,903	150,627,447	5,486,806,920
第136計算期間	5,724,145	60,932,296	5,431,598,769
第137計算期間	48,780,652	70,201,299	5,410,178,122
第138計算期間	51,152,245	144,927,412	5,316,402,955
第139計算期間	4,563,047	23,240,706	5,297,725,296
第140計算期間	4,497,845	151,625,357	5,150,597,784
第141計算期間	6,013,879	24,241,255	5,132,370,408
第142計算期間	4,798,709	97,663,477	5,039,505,640
第143計算期間	4,596,120	35,946,253	5,008,155,507
第144計算期間	4,917,853	99,896,693	4,913,176,667
第145計算期間	10,314,468	62,015,667	4,861,475,468
第146計算期間	3,648,851	15,658,008	4,849,466,311
第147計算期間	3,732,950	87,690,457	4,765,508,804
第148計算期間	4,683,287	118,777,471	4,651,414,620

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4,509,488,448	99.23
親投資信託受益証券	日本	2,637,620	0.06
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		32,267,759	0.71
純資産総額		4,544,393,827	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (USD)	491,497,3786	9,211	4,527,182,354	9,175	4,509,488,448	99.23
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,590,474	1.0182	2,637,620	1.0182	2,637,620	0.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.23
親投資信託受益証券	0.06
合計	99.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年11月21日)	1,050,111,770	1,057,253,482	8,822	8,882
第30計算期間末日 (平成23年12月20日)	969,006,044	975,571,784	8,855	8,915
第31計算期間末日 (平成24年 1月20日)	1,002,128,185	1,008,979,935	8,776	8,836
第32計算期間末日 (平成24年 2月20日)	1,003,835,816	1,010,411,872	9,159	9,219
第33計算期間末日 (平成24年 3月21日)	1,157,342,535	1,164,485,558	9,721	9,781
第34計算期間末日 (平成24年 4月20日)	1,228,329,716	1,236,108,823	9,474	9,534
第35計算期間末日 (平成24年 5月21日)	1,218,236,954	1,226,301,783	9,063	9,123
第36計算期間末日 (平成24年 6月20日)	1,275,145,576	1,283,511,615	9,145	9,205
第37計算期間末日 (平成24年 7月20日)	1,308,822,248	1,317,260,754	9,306	9,366
第38計算期間末日 (平成24年 8月20日)	1,361,757,105	1,370,462,927	9,385	9,445
第39計算期間末日 (平成24年 9月20日)	1,365,324,328	1,374,104,483	9,330	9,390

第40計算期間末日	(平成24年10月22日)	1,294,374,520	1,302,505,068	9,552	9,612
第41計算期間末日	(平成24年11月20日)	1,220,566,603	1,228,174,899	9,626	9,686
第42計算期間末日	(平成24年12月20日)	1,642,486,890	1,652,271,844	10,072	10,132
第43計算期間末日	(平成25年 1月21日)	2,052,424,436	2,063,909,590	10,722	10,782
第44計算期間末日	(平成25年 2月20日)	2,288,510,049	2,301,048,284	10,951	11,011
第45計算期間末日	(平成25年 3月21日)	2,710,387,945	2,725,094,331	11,058	11,118
第46計算期間末日	(平成25年 4月22日)	3,053,131,514	3,068,931,506	11,594	11,654
第47計算期間末日	(平成25年 5月20日)	3,247,505,235	3,263,741,151	12,001	12,061
第48計算期間末日	(平成25年 6月20日)	4,058,898,056	4,082,256,626	10,426	10,486
第49計算期間末日	(平成25年 7月22日)	4,889,066,616	4,915,943,838	10,914	10,974
第50計算期間末日	(平成25年 8月20日)	4,627,992,405	4,654,905,368	10,318	10,378
第51計算期間末日	(平成25年 9月20日)	4,938,942,300	4,966,796,486	10,639	10,699
第52計算期間末日	(平成25年10月21日)	5,000,259,059	5,028,792,506	10,515	10,575
第53計算期間末日	(平成25年11月20日)	4,652,317,556	4,678,795,851	10,542	10,602
第54計算期間末日	(平成25年12月20日)	4,506,494,680	4,531,272,420	10,913	10,973
第55計算期間末日	(平成26年 1月20日)	4,508,352,579	4,533,121,727	10,921	10,981
第56計算期間末日	(平成26年 2月20日)	4,267,534,573	4,291,710,449	10,591	10,651
第57計算期間末日	(平成26年 3月20日)	4,150,673,153	4,174,281,911	10,549	10,609
第58計算期間末日	(平成26年 4月21日)	3,661,846,597	3,682,210,758	10,789	10,849
第59計算期間末日	(平成26年 5月20日)	3,560,167,513	3,579,934,069	10,807	10,867
第60計算期間末日	(平成26年 6月20日)	3,229,069,844	3,246,737,749	10,966	11,026
第61計算期間末日	(平成26年 7月22日)	3,141,501,213	3,158,813,641	10,888	10,948
第62計算期間末日	(平成26年 8月20日)	2,993,497,950	3,009,793,358	11,022	11,082
第63計算期間末日	(平成26年 9月22日)	3,279,683,077	3,296,821,150	11,482	11,542
第64計算期間末日	(平成26年10月20日)	3,132,377,490	3,149,171,037	11,191	11,251
第65計算期間末日	(平成26年11月20日)	3,219,832,210	3,235,702,921	12,173	12,233
第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	3,358,662,201	3,375,579,647	11,912	11,972
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	3,167,748,270	3,184,064,955	11,648	11,708
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	3,216,477,991	3,232,713,320	11,887	11,947
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	3,177,928,095	3,193,947,190	11,903	11,963
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	2,827,496,247	2,841,479,469	12,132	12,192
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	2,537,061,148	2,549,506,769	12,231	12,291
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	2,091,365,838	2,101,660,024	12,190	12,250
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	2,106,116,039	2,116,381,745	12,310	12,370
第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	1,961,432,568	1,971,233,634	12,007	12,067
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	1,731,820,280	1,740,973,118	11,353	11,413
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	1,685,955,136	1,694,825,624	11,404	11,464
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	1,681,680,314	1,690,319,582	11,679	11,739
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	1,533,330,051	1,541,555,293	11,185	11,245
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	1,399,954,600	1,407,944,457	10,513	10,573
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	1,322,608,964	1,330,386,665	10,203	10,263
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	1,321,028,187	1,328,546,771	10,542	10,602

第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	1,242,192,707	1,249,313,184	10,467	10,527
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	1,225,151,489	1,232,196,221	10,435	10,495
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	1,134,527,271	1,141,334,090	10,001	10,061
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	1,209,706,630	1,216,576,731	10,565	10,625
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	1,164,260,293	1,171,196,352	10,071	10,131
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	1,136,889,564	1,143,684,555	10,039	10,099
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	1,131,181,232	1,137,830,551	10,207	10,267
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	1,138,954,631	1,145,521,491	10,406	10,466
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	1,176,021,396	1,182,419,032	11,029	11,089
第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	1,139,168,485	1,145,377,388	11,008	11,068
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	1,102,798,674	1,108,909,847	10,827	10,887
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	1,103,498,466	1,109,625,443	10,806	10,866
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	1,084,561,625	1,090,727,194	10,554	10,614
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	1,092,757,783	1,098,825,481	10,806	10,866
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	1,067,164,126	1,073,083,749	10,817	10,877
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	1,058,792,353	1,064,667,425	10,813	10,873
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	1,032,590,243	1,038,453,229	10,567	10,627
第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	1,078,314,691	1,084,249,318	10,902	10,962
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	1,072,627,020	1,078,474,123	11,007	11,067
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	1,041,992,472	1,047,740,139	10,877	10,937
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	1,077,621,581	1,083,509,213	10,982	11,042
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	1,080,315,099	1,086,364,500	10,715	10,775
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	1,057,145,255	1,063,464,808	10,037	10,097
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	1,087,795,218	1,094,367,528	9,931	9,991
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	1,090,048,291	1,096,559,501	10,045	10,105
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	1,085,621,600	1,092,117,135	10,028	10,088
第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	1,052,284,126	1,058,762,109	9,746	9,806
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	1,077,133,064	1,083,459,356	10,216	10,276
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	1,023,657,975	1,029,927,462	9,797	9,857
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	1,009,779,634	1,015,894,685	9,908	9,968
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	1,004,263,984	1,010,377,521	9,856	9,916
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	925,409,295	931,123,014	9,718	9,778
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	935,016,652	940,781,022	9,732	9,792
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	950,355,066	956,242,412	9,685	9,745
第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	1,010,789,679	1,016,931,529	9,874	9,934
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	1,068,328,059	1,074,714,726	10,036	10,096
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	1,177,900,179	1,184,927,131	10,058	10,118
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	1,344,626,026	1,352,840,169	9,822	9,882
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	1,531,625,495	1,540,896,448	9,912	9,972
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	1,821,485,326	1,832,487,334	9,934	9,994
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	2,005,250,304	2,017,666,759	9,690	9,750
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	2,414,729,839	2,429,508,813	9,803	9,863

第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	3,001,738,887	3,020,157,264	9,779	9,839
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	3,314,483,636	3,335,014,496	9,686	9,746
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	3,791,182,656	3,814,210,366	9,878	9,938
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	4,470,870,632	4,497,542,684	10,057	10,117
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	4,923,410,339	4,952,240,490	10,246	10,306
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	4,186,923,344	4,216,857,823	8,392	8,452
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	4,259,132,124	4,289,108,785	8,525	8,585
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	4,399,934,848	4,429,982,223	8,786	8,846
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	4,652,999,996	4,683,482,040	9,159	9,219
第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	4,812,722,397	4,843,969,682	9,241	9,301
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	4,889,703,672	4,921,245,457	9,301	9,361
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	4,656,979,730	4,687,866,585	9,047	9,107
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	4,651,605,067	4,682,227,866	9,114	9,174
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	5,020,434,747	5,053,517,295	9,105	9,165
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	5,033,459,400	5,066,284,437	9,201	9,261
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	4,954,793,242	4,987,499,647	9,090	9,150
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	4,938,549,117	4,971,001,653	9,131	9,191
第141計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	4,905,372,650	4,937,533,438	9,152	9,212
第142計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	4,878,682,416	4,910,436,693	9,218	9,278
第143計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	4,738,598,809	4,769,489,984	9,204	9,264
第144計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	4,748,272,312	4,778,535,626	9,414	9,474
第145計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	4,638,423,952	4,668,336,467	9,304	9,364
第146計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	4,623,718,935	4,653,661,280	9,265	9,325
第147計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	4,587,705,660	4,617,547,953	9,224	9,284
第148計算期間末日	(令和 3年10月20日)	4,600,674,326	4,630,155,028	9,363	9,423
	令和 2年10月末日	4,755,704,473		8,938	
	11月末日	5,056,584,640		9,165	
	12月末日	5,051,233,393		9,226	
	令和 3年 1月末日	4,966,562,193		9,145	
	2月末日	4,913,874,438		9,074	
	3月末日	4,907,490,313		9,206	
	4月末日	4,820,614,708		9,246	
	5月末日	4,833,996,778		9,380	
	6月末日	4,735,525,019		9,412	
	7月末日	4,653,279,392		9,316	
	8月末日	4,670,043,488		9,349	
	9月末日	4,589,101,620		9,285	
	10月末日	4,544,393,827		9,323	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円

第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円
第97計算期間	60円
第98計算期間	60円
第99計算期間	60円
第100計算期間	60円
第101計算期間	60円
第102計算期間	60円
第103計算期間	60円
第104計算期間	60円
第105計算期間	60円
第106計算期間	60円
第107計算期間	60円
第108計算期間	60円
第109計算期間	60円
第110計算期間	60円
第111計算期間	60円



第112計算期間	60円
第113計算期間	60円
第114計算期間	60円
第115計算期間	60円
第116計算期間	60円
第117計算期間	60円
第118計算期間	60円
第119計算期間	60円
第120計算期間	60円
第121計算期間	60円
第122計算期間	60円
第123計算期間	60円
第124計算期間	60円
第125計算期間	60円
第126計算期間	60円
第127計算期間	60円
第128計算期間	60円
第129計算期間	60円
第130計算期間	60円
第131計算期間	60円
第132計算期間	60円
第133計算期間	60円
第134計算期間	60円
第135計算期間	60円
第136計算期間	60円
第137計算期間	60円
第138計算期間	60円
第139計算期間	60円
第140計算期間	60円
第141計算期間	60円
第142計算期間	60円
第143計算期間	60円
第144計算期間	60円
第145計算期間	60円
第146計算期間	60円
第147計算期間	60円
第148計算期間	60円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第29計算期間	1.09
第30計算期間	1.05
第31計算期間	0.21
第32計算期間	5.04
第33計算期間	6.79
第34計算期間	1.92
第35計算期間	3.70
第36計算期間	1.56
第37計算期間	2.41
第38計算期間	1.49
第39計算期間	0.05
第40計算期間	3.02
第41計算期間	1.40
第42計算期間	5.25
第43計算期間	7.04
第44計算期間	2.69
第45計算期間	1.52
第46計算期間	5.38
第47計算期間	4.02
第48計算期間	12.62
第49計算期間	5.25
第50計算期間	4.91
第51計算期間	3.69
第52計算期間	0.60
第53計算期間	0.82
第54計算期間	4.08
第55計算期間	0.62
第56計算期間	2.47
第57計算期間	0.16
第58計算期間	2.84
第59計算期間	0.72
第60計算期間	2.02
第61計算期間	0.16
第62計算期間	1.78
第63計算期間	4.71
第64計算期間	2.01
第65計算期間	9.31
第66計算期間	1.65
第67計算期間	1.71
第68計算期間	2.56
第69計算期間	0.63
第70計算期間	2.42

第71計算期間	1.31
第72計算期間	0.15
第73計算期間	1.47
第74計算期間	1.97
第75計算期間	4.94
第76計算期間	0.97
第77計算期間	2.93
第78計算期間	3.71
第79計算期間	5.47
第80計算期間	2.37
第81計算期間	3.91
第82計算期間	0.14
第83計算期間	0.26
第84計算期間	3.58
第85計算期間	6.23
第86計算期間	4.10
第87計算期間	0.27
第88計算期間	2.27
第89計算期間	2.53
第90計算期間	6.56
第91計算期間	0.35
第92計算期間	1.09
第93計算期間	0.36
第94計算期間	1.77
第95計算期間	2.95
第96計算期間	0.65
第97計算期間	0.51
第98計算期間	1.72
第99計算期間	3.73
第100計算期間	1.51
第101計算期間	0.63
第102計算期間	1.51
第103計算期間	1.88
第104計算期間	5.76
第105計算期間	0.45
第106計算期間	1.75
第107計算期間	0.42
第108計算期間	2.21
第109計算期間	5.43
第110計算期間	3.51
第111計算期間	1.74
第112計算期間	0.08

第113計算期間	0.79
第114計算期間	0.76
第115計算期間	0.13
第116計算期間	2.57
第117計算期間	2.24
第118計算期間	0.81
第119計算期間	1.74
第120計算期間	1.52
第121計算期間	0.82
第122計算期間	1.85
第123計算期間	1.78
第124計算期間	0.36
第125計算期間	0.33
第126計算期間	2.60
第127計算期間	2.41
第128計算期間	2.47
第129計算期間	17.50
第130計算期間	2.29
第131計算期間	3.76
第132計算期間	4.92
第133計算期間	1.55
第134計算期間	1.29
第135計算期間	2.08
第136計算期間	1.40
第137計算期間	0.55
第138計算期間	1.71
第139計算期間	0.55
第140計算期間	1.11
第141計算期間	0.88
第142計算期間	1.37
第143計算期間	0.49
第144計算期間	2.93
第145計算期間	0.53
第146計算期間	0.22
第147計算期間	0.20
第148計算期間	2.15

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

第29計算期間	6,971,876	50,291,047	1,190,285,457
第30計算期間	173,319,805	269,315,136	1,094,290,126
第31計算期間	99,329,476	51,661,232	1,141,958,370
第32計算期間	35,835,402	81,784,364	1,096,009,408
第33計算期間	345,661,309	251,166,820	1,190,503,897
第34計算期間	175,147,232	69,133,213	1,296,517,916
第35計算期間	68,719,470	21,099,137	1,344,138,249
第36計算期間	131,226,807	81,025,136	1,394,339,920
第37計算期間	77,493,147	65,415,398	1,406,417,669
第38計算期間	89,875,624	45,322,842	1,450,970,451
第39計算期間	71,436,240	59,047,429	1,463,359,262
第40計算期間	47,528,696	155,796,472	1,355,091,486
第41計算期間	78,030,394	165,072,462	1,268,049,418
第42計算期間	478,896,819	116,120,549	1,630,825,688
第43計算期間	350,428,127	67,061,336	1,914,192,479
第44計算期間	303,404,677	127,891,236	2,089,705,920
第45計算期間	609,432,575	248,074,016	2,451,064,479
第46計算期間	324,008,111	141,740,551	2,633,332,039
第47計算期間	203,467,110	130,813,126	2,705,986,023
第48計算期間	1,293,195,250	106,086,115	3,893,095,158
第49計算期間	702,302,218	115,860,233	4,479,537,143
第50計算期間	256,021,100	250,064,321	4,485,493,922
第51計算期間	430,788,187	273,917,735	4,642,364,374
第52計算期間	302,565,148	189,354,943	4,755,574,579
第53計算期間	187,332,151	529,857,553	4,413,049,177
第54計算期間	210,024,056	493,449,875	4,129,623,358
第55計算期間	133,484,873	134,916,798	4,128,191,433
第56計算期間	106,000,998	204,879,744	4,029,312,687
第57計算期間	105,338,371	199,857,937	3,934,793,121
第58計算期間	144,177,236	684,943,375	3,394,026,982
第59計算期間	50,522,099	150,122,991	3,294,426,090
第60計算期間	84,297,429	434,072,583	2,944,650,936
第61計算期間	69,255,862	128,501,984	2,885,404,814
第62計算期間	10,353,728	179,857,199	2,715,901,343
第63計算期間	363,599,550	223,155,359	2,856,345,534
第64計算期間	41,971,602	99,392,517	2,798,924,619
第65計算期間	133,326,375	287,132,459	2,645,118,535
第66計算期間	334,384,391	159,928,576	2,819,574,350
第67計算期間	38,970,997	139,097,698	2,719,447,649
第68計算期間	71,056,206	84,615,618	2,705,888,237
第69計算期間	38,378,702	74,417,653	2,669,849,286
第70計算期間	38,408,754	377,721,028	2,330,537,012

第71計算期間	12,233,201	268,499,954	2,074,270,259
第72計算期間	10,170,439	368,742,867	1,715,697,831
第73計算期間	14,578,137	19,324,967	1,710,951,001
第74計算期間	27,082,536	104,522,440	1,633,511,097
第75計算期間	46,679,539	154,717,599	1,525,473,037
第76計算期間	6,203,101	53,261,369	1,478,414,769
第77計算期間	11,172,118	49,708,842	1,439,878,045
第78計算期間	9,295,546	78,299,783	1,370,873,808
第79計算期間	2,016,779	41,247,722	1,331,642,865
第80計算期間	4,191,891	39,551,232	1,296,283,524
第81計算期間	1,960,757	45,146,866	1,253,097,415
第82計算期間	2,918,494	69,269,578	1,186,746,331
第83計算期間	4,397,302	17,021,617	1,174,122,016
第84計算期間	1,766,685	41,418,732	1,134,469,969
第85計算期間	16,910,469	6,363,524	1,145,016,914
第86計算期間	11,968,214	975,149	1,156,009,979
第87計算期間	2,614,482	26,125,797	1,132,498,664
第88計算期間	4,078,222	28,357,001	1,108,219,885
第89計算期間	5,409,591	19,152,782	1,094,476,694
第90計算期間	11,298,013	39,501,933	1,066,272,774
第91計算期間	12,762,897	44,218,424	1,034,817,247
第92計算期間	11,283,731	27,572,136	1,018,528,842
第93計算期間	27,046,837	24,412,715	1,021,162,964
第94計算期間	7,849,317	1,417,398	1,027,594,883
第95計算期間	2,807,443	19,119,203	1,011,283,123
第96計算期間	7,797,399	32,476,683	986,603,839
第97計算期間	1,843,923	9,268,936	979,178,826
第98計算期間	13,011,976	15,026,384	977,164,418
第99計算期間	19,591,633	7,651,539	989,104,512
第100計算期間	7,577,069	22,164,340	974,517,241
第101計算期間	3,924,467	20,497,064	957,944,644
第102計算期間	34,355,937	11,028,560	981,272,021
第103計算期間	32,604,404	5,642,850	1,008,233,575
第104計算期間	53,707,022	8,681,737	1,053,258,860
第105計算期間	51,049,988	8,923,741	1,095,385,107
第106計算期間	12,763,763	22,947,133	1,085,201,737
第107計算期間	1,870,563	4,482,989	1,082,589,311
第108計算期間	2,877,817	5,803,181	1,079,663,947
第109計算期間	3,249,342	28,531,161	1,054,382,128
第110計算期間	2,568,390	12,035,983	1,044,914,535
第111計算期間	2,140,663	27,879,878	1,019,175,320
第112計算期間	5,023,881	5,276,358	1,018,922,843

第113計算期間	7,282,985	73,919,200	952,286,628
第114計算期間	20,031,607	11,589,819	960,728,416
第115計算期間	32,216,088	11,720,084	981,224,420
第116計算期間	62,667,511	20,250,113	1,023,641,818
第117計算期間	69,929,964	29,127,274	1,064,444,508
第118計算期間	130,679,470	23,965,150	1,171,158,828
第119計算期間	204,198,338	6,333,172	1,369,023,994
第120計算期間	184,097,870	7,962,995	1,545,158,869
第121計算期間	313,065,276	24,556,137	1,833,668,008
第122計算期間	247,639,470	11,898,236	2,069,409,242
第123計算期間	395,169,245	1,416,143	2,463,162,344
第124計算期間	606,884,594	317,416	3,069,729,522
第125計算期間	356,299,749	4,219,263	3,421,810,008
第126計算期間	462,157,573	46,015,895	3,837,951,686
第127計算期間	638,291,630	30,901,170	4,445,342,146
第128計算期間	464,377,692	104,694,628	4,805,025,210
第129計算期間	316,637,469	132,582,772	4,989,079,907
第130計算期間	98,532,011	91,501,635	4,996,110,283
第131計算期間	27,857,282	16,071,660	5,007,895,905
第132計算期間	139,106,331	66,661,418	5,080,340,818
第133計算期間	159,101,259	31,561,203	5,207,880,874
第134計算期間	65,446,003	16,362,661	5,256,964,216
第135計算期間	38,478,564	147,633,455	5,147,809,325
第136計算期間	34,980,334	78,989,660	5,103,799,999
第137計算期間	453,731,999	43,773,899	5,513,758,099
第138計算期間	13,485,525	56,404,095	5,470,839,529
第139計算期間	9,428,801	29,200,822	5,451,067,508
第140計算期間	49,151,699	91,463,053	5,408,756,154
第141計算期間	26,642,081	75,266,824	5,360,131,411
第142計算期間	41,167,975	108,919,805	5,292,379,581
第143計算期間	11,620,395	155,470,660	5,148,529,316
第144計算期間	124,362,461	229,005,970	5,043,885,807
第145計算期間	7,237,562	65,704,069	4,985,419,300
第146計算期間	11,979,035	7,007,405	4,990,390,930
第147計算期間	12,730,274	29,405,580	4,973,715,624
第148計算期間	9,638,222	69,903,453	4,913,450,393

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	106,728,196	97.22
親投資信託受益証券	日本	113,380	0.10
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,940,896	2.68
純資産総額		109,782,472	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボ ンド ファンド A - クラス J (EU R)	13,269.6999	8,054	106,874,162	8,043	106,728,196	97.22
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	111,354	1.0182	113,380	1.0182	113,380	0.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.22
親投資信託受益証券	0.10
合計	97.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】



下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年11月21日)	374,875,715	376,872,576	9,387	9,437
第30計算期間末日 (平成23年12月20日)	194,622,703	195,693,557	9,087	9,137
第31計算期間末日 (平成24年 1月20日)	190,988,369	192,057,769	8,930	8,980
第32計算期間末日 (平成24年 2月20日)	184,937,635	185,909,147	9,518	9,568
第33計算期間末日 (平成24年 3月21日)	166,040,763	166,858,633	10,151	10,201
第34計算期間末日 (平成24年 4月20日)	144,517,287	145,250,757	9,852	9,902
第35計算期間末日 (平成24年 5月21日)	133,619,611	134,350,711	9,138	9,188
第36計算期間末日 (平成24年 6月20日)	134,666,628	135,399,273	9,190	9,240
第37計算期間末日 (平成24年 7月20日)	138,479,824	139,244,493	9,055	9,105
第38計算期間末日 (平成24年 8月20日)	141,446,279	142,218,301	9,161	9,211
第39計算期間末日 (平成24年 9月20日)	151,304,417	152,087,470	9,661	9,711
第40計算期間末日 (平成24年10月22日)	150,043,969	150,803,266	9,880	9,930
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	152,568,383	153,346,481	9,804	9,854
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	165,633,701	166,414,008	10,613	10,663
第43計算期間末日 (平成25年 1月21日)	173,701,669	174,467,934	11,334	11,384
第44計算期間末日 (平成25年 2月20日)	166,926,367	167,643,652	11,636	11,686
第45計算期間末日 (平成25年 3月21日)	158,477,957	159,172,677	11,406	11,456
第46計算期間末日 (平成25年 4月22日)	190,956,524	191,746,650	12,084	12,134
第47計算期間末日 (平成25年 5月20日)	193,018,385	193,805,004	12,269	12,319
第48計算期間末日 (平成25年 6月20日)	177,497,893	178,293,210	11,159	11,209
第49計算期間末日 (平成25年 7月22日)	186,824,228	187,640,384	11,445	11,495
第50計算期間末日 (平成25年 8月20日)	182,775,554	183,606,457	10,999	11,049
第51計算期間末日 (平成25年 9月20日)	191,139,741	191,970,579	11,503	11,553
第52計算期間末日 (平成25年10月21日)	217,488,064	218,433,301	11,504	11,554
第53計算期間末日 (平成25年11月20日)	218,880,161	219,838,872	11,415	11,465
第54計算期間末日 (平成25年12月20日)	203,618,676	204,470,283	11,955	12,005
第55計算期間末日 (平成26年 1月20日)	206,735,259	207,605,261	11,881	11,931
第56計算期間末日 (平成26年 2月20日)	202,161,265	203,025,259	11,699	11,749
第57計算期間末日 (平成26年 3月20日)	198,217,056	199,057,078	11,798	11,848
第58計算期間末日 (平成26年 4月21日)	197,375,378	198,196,655	12,016	12,066
第59計算期間末日 (平成26年 5月20日)	187,299,748	188,083,157	11,954	12,004
第60計算期間末日 (平成26年 6月20日)	186,062,285	186,832,960	12,071	12,121
第61計算期間末日 (平成26年 7月22日)	170,022,911	170,736,753	11,909	11,959
第62計算期間末日 (平成26年 8月20日)	152,274,412	152,914,839	11,888	11,938
第63計算期間末日 (平成26年 9月22日)	150,891,695	151,522,842	11,954	12,004
第64計算期間末日 (平成26年10月20日)	146,638,465	147,270,783	11,595	11,645
第65計算期間末日 (平成26年11月20日)	139,724,455	140,288,053	12,396	12,446

第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	123,385,239	123,904,486	11,881	11,931
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	112,337,614	112,852,606	10,907	10,957
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	114,824,190	115,344,882	11,026	11,076
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	99,561,663	100,044,262	10,315	10,365
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	96,421,467	96,873,859	10,657	10,707
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	139,060,914	139,688,562	11,078	11,128
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	137,597,775	138,209,867	11,240	11,290
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	131,782,296	132,387,403	10,889	10,939
第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	123,292,752	123,863,191	10,807	10,857
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	117,728,780	118,299,886	10,307	10,357
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	121,732,675	122,312,505	10,497	10,547
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	118,692,857	119,273,570	10,220	10,270
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	105,966,129	106,502,206	9,883	9,933
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	100,237,895	100,774,600	9,338	9,388
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	99,268,226	99,805,934	9,231	9,281
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	104,070,835	104,609,563	9,659	9,709
第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	102,633,753	103,163,932	9,679	9,729
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	100,931,055	101,462,111	9,503	9,553
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	97,264,593	97,796,632	9,141	9,191
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	100,234,063	100,764,241	9,453	9,503
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	98,597,475	99,130,226	9,254	9,304
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	59,469,336	59,795,892	9,106	9,156
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	58,427,160	58,749,206	9,071	9,121
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	57,464,503	57,787,406	8,898	8,948
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	59,348,924	59,668,033	9,299	9,349
第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	60,231,936	60,551,858	9,414	9,464
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	59,402,799	59,723,410	9,264	9,314
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	60,004,400	60,325,530	9,343	9,393
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	58,426,526	58,748,249	9,080	9,130
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	62,676,724	63,000,316	9,685	9,735
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	62,646,835	62,971,093	9,660	9,710
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	66,562,972	66,897,690	9,943	9,993
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	86,117,300	86,552,293	9,899	9,949
第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	69,077,504	69,410,003	10,388	10,438
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	79,073,832	79,455,244	10,366	10,416
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	78,312,134	78,696,925	10,176	10,226
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	92,839,726	93,290,892	10,289	10,339
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	94,347,738	94,802,887	10,364	10,414
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	130,196,194	130,854,945	9,882	9,932
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	166,282,286	167,141,567	9,676	9,726
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	183,229,788	184,165,088	9,795	9,845
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	165,238,914	166,127,571	9,297	9,347

第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	157,756,532	158,646,456	8,863	8,913
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	166,190,996	167,083,533	9,310	9,360
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	104,365,390	104,961,109	8,760	8,810
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	108,062,993	108,660,417	9,044	9,094
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	105,859,039	106,457,293	8,847	8,897
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	100,244,481	100,822,419	8,673	8,723
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	100,293,192	100,873,456	8,642	8,692
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	88,973,128	89,494,198	8,538	8,588
第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	89,874,436	90,393,507	8,657	8,707
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	91,550,369	92,071,183	8,789	8,839
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	91,000,656	91,523,187	8,708	8,758
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	87,585,084	88,104,921	8,424	8,474
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	88,920,293	89,441,912	8,523	8,573
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	88,792,699	89,313,702	8,521	8,571
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	124,170,383	124,926,878	8,207	8,257
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	122,922,902	123,667,732	8,252	8,302
第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	122,586,094	123,326,979	8,273	8,323
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	120,866,172	121,608,942	8,136	8,186
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	123,851,688	124,597,276	8,306	8,356
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	126,155,882	126,604,362	8,439	8,469
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	124,873,684	125,321,124	8,373	8,403
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	97,236,072	97,668,020	6,753	6,783
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	100,970,370	101,401,656	7,023	7,053
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	105,002,533	105,434,859	7,286	7,316
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	112,996,887	113,433,544	7,763	7,793
第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	116,287,186	116,722,625	8,012	8,042
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	121,361,793	121,795,165	8,401	8,431
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	116,699,634	117,133,944	8,061	8,091
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	118,631,869	119,066,357	8,191	8,221
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	119,892,711	120,329,310	8,238	8,268
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	124,867,238	125,302,305	8,610	8,640
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	118,217,245	118,636,896	8,451	8,481
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	119,170,905	119,591,134	8,508	8,538
第141計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	117,736,765	118,157,553	8,394	8,424
第142計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	119,092,390	119,510,478	8,545	8,575
第143計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	119,541,442	119,954,248	8,687	8,717
第144計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	118,210,341	118,620,324	8,650	8,680
第145計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	109,539,427	109,924,563	8,533	8,563
第146計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	108,350,100	108,735,726	8,429	8,459
第147計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	108,614,504	109,000,608	8,439	8,469
第148計算期間末日	(令和 3年10月20日)	109,874,451	110,261,060	8,526	8,556
	令和 2年10月末日	115,743,976		7,949	

11月末日	121,858,151		8,363
12月末日	125,518,176		8,636
令和 3年 1月末日	119,001,153		8,497
2月末日	119,490,040		8,522
3月末日	116,735,307		8,315
4月末日	120,444,364		8,633
5月末日	120,867,987		8,826
6月末日	118,745,650		8,680
7月末日	110,457,886		8,596
8月末日	110,468,177		8,586
9月末日	108,391,071		8,414
10月末日	109,782,472		8,511

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円

第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円

第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円
第115計算期間	50円
第116計算期間	50円
第117計算期間	50円
第118計算期間	50円
第119計算期間	50円
第120計算期間	50円
第121計算期間	50円
第122計算期間	50円
第123計算期間	50円
第124計算期間	50円
第125計算期間	50円
第126計算期間	50円
第127計算期間	30円
第128計算期間	30円
第129計算期間	30円
第130計算期間	30円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円

第138計算期間	30円
第139計算期間	30円
第140計算期間	30円
第141計算期間	30円
第142計算期間	30円
第143計算期間	30円
第144計算期間	30円
第145計算期間	30円
第146計算期間	30円
第147計算期間	30円
第148計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第29計算期間	0.87
第30計算期間	2.66
第31計算期間	1.17
第32計算期間	7.14
第33計算期間	7.17
第34計算期間	2.45
第35計算期間	6.73
第36計算期間	1.11
第37計算期間	0.92
第38計算期間	1.72
第39計算期間	6.00
第40計算期間	2.78
第41計算期間	0.26
第42計算期間	8.76
第43計算期間	7.26
第44計算期間	3.10
第45計算期間	1.54
第46計算期間	6.38
第47計算期間	1.94
第48計算期間	8.63
第49計算期間	3.01
第50計算期間	3.46
第51計算期間	5.03
第52計算期間	0.44
第53計算期間	0.33
第54計算期間	5.16

第55計算期間	0.20
第56計算期間	1.11
第57計算期間	1.27
第58計算期間	2.27
第59計算期間	0.09
第60計算期間	1.39
第61計算期間	0.92
第62計算期間	0.24
第63計算期間	0.97
第64計算期間	2.58
第65計算期間	7.33
第66計算期間	3.75
第67計算期間	7.77
第68計算期間	1.54
第69計算期間	5.99
第70計算期間	3.80
第71計算期間	4.41
第72計算期間	1.91
第73計算期間	2.67
第74計算期間	0.29
第75計算期間	4.16
第76計算期間	2.32
第77計算期間	2.16
第78計算期間	2.80
第79計算期間	5.00
第80計算期間	0.61
第81計算期間	5.17
第82計算期間	0.72
第83計算期間	1.30
第84計算期間	3.28
第85計算期間	3.96
第86計算期間	1.57
第87計算期間	1.05
第88計算期間	0.16
第89計算期間	1.35
第90計算期間	5.06
第91計算期間	1.77
第92計算期間	1.06
第93計算期間	1.39
第94計算期間	2.27
第95計算期間	7.21
第96計算期間	0.25



第97計算期間	3.44
第98計算期間	0.06
第99計算期間	5.44
第100計算期間	0.26
第101計算期間	1.35
第102計算期間	1.60
第103計算期間	1.21
第104計算期間	4.16
第105計算期間	1.57
第106計算期間	1.74
第107計算期間	4.57
第108計算期間	4.13
第109計算期間	5.60
第110計算期間	5.37
第111計算期間	3.81
第112計算期間	1.62
第113計算期間	1.40
第114計算期間	0.21
第115計算期間	0.62
第116計算期間	1.97
第117計算期間	2.10
第118計算期間	0.35
第119計算期間	2.68
第120計算期間	1.76
第121計算期間	0.56
第122計算期間	3.09
第123計算期間	1.15
第124計算期間	0.86
第125計算期間	1.05
第126計算期間	2.70
第127計算期間	1.96
第128計算期間	0.42
第129計算期間	18.98
第130計算期間	4.44
第131計算期間	4.17
第132計算期間	6.95
第133計算期間	3.59
第134計算期間	5.22
第135計算期間	3.69
第136計算期間	1.98
第137計算期間	0.94
第138計算期間	4.87

第139計算期間	1.49
第140計算期間	1.02
第141計算期間	0.98
第142計算期間	2.15
第143計算期間	2.01
第144計算期間	0.08
第145計算期間	1.00
第146計算期間	0.86
第147計算期間	0.47
第148計算期間	1.38

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	17,048,830	6,855,119	399,372,387
第30計算期間	356,632	185,558,088	214,170,931
第31計算期間	631,114	921,892	213,880,153
第32計算期間	944,524	20,522,244	194,302,433
第33計算期間	5,156,329	35,884,669	163,574,093
第34計算期間	1,705,045	18,584,997	146,694,141
第35計算期間	247,123	721,079	146,220,185
第36計算期間	542,114	233,131	146,529,168
第37計算期間	6,404,824		152,933,992
第38計算期間	1,470,483		154,404,475
第39計算期間	5,049,289	2,843,111	156,610,653
第40計算期間	252,225	5,003,349	151,859,529
第41計算期間	10,130,287	6,370,138	155,619,678
第42計算期間	5,123,361	4,681,546	156,061,493
第43計算期間	3,979,861	6,788,304	153,253,050
第44計算期間	9,719,241	19,515,236	143,457,055
第45計算期間	278,118	4,791,146	138,944,027
第46計算期間	20,255,683	1,174,322	158,025,388
第47計算期間	367,045	1,068,516	157,323,917
第48計算期間	2,304,619	565,034	159,063,502
第49計算期間	6,257,422	2,089,651	163,231,273
第50計算期間	5,611,460	2,662,043	166,180,690
第51計算期間	467,461	480,409	166,167,742
第52計算期間	23,009,083	129,320	189,047,505
第53計算期間	11,658,874	8,964,097	191,742,282
第54計算期間	4,775,658	26,196,531	170,321,409

第55計算期間	3,874,113	195,005	174,000,517
第56計算期間	889,067	2,090,779	172,798,805
第57計算期間	8,065,817	12,860,160	168,004,462
第58計算期間	1,197,818	4,946,765	164,255,515
第59計算期間	232,606	7,806,270	156,681,851
第60計算期間	2,651,473	5,198,134	154,135,190
第61計算期間	485,113	11,851,757	142,768,546
第62計算期間	236,299	14,919,365	128,085,480
第63計算期間	3,491,813	5,347,756	126,229,537
第64計算期間	234,082		126,463,619
第65計算期間	226,425	13,970,394	112,719,650
第66計算期間	274,557	9,144,642	103,849,565
第67計算期間	560,781	1,411,824	102,998,522
第68計算期間	2,083,801	943,851	104,138,472
第69計算期間	1,212,461	8,830,985	96,519,948
第70計算期間	212,838	6,254,203	90,478,583
第71計算期間	35,051,149		125,529,732
第72計算期間	144,836	3,256,129	122,418,439
第73計算期間	233,227	1,630,074	121,021,592
第74計算期間	184,157	7,117,896	114,087,853
第75計算期間	141,537	8,086	114,221,304
第76計算期間	1,841,139	96,354	115,966,089
第77計算期間	176,618	11	116,142,696
第78計算期間	563,540	9,490,762	107,215,474
第79計算期間	194,798	69,100	107,341,172
第80計算期間	220,524	19,993	107,541,703
第81計算期間	204,000	4	107,745,699
第82計算期間	184,517	1,894,239	106,035,977
第83計算期間	183,557	8,320	106,211,214
第84計算期間	196,853	107	106,407,960
第85計算期間	214,723	587,041	106,035,642
第86計算期間	520,612	6,008	106,550,246
第87計算期間	207,065	41,445,972	65,311,339
第88計算期間	185,809	1,087,783	64,409,365
第89計算期間	171,251		64,580,616
第90計算期間	180,713	939,502	63,821,827
第91計算期間	162,599		63,984,426
第92計算期間	137,928		64,122,354
第93計算期間	152,657	48,897	64,226,114
第94計算期間	151,530	32,928	64,344,716
第95計算期間	381,235	7,454	64,718,497
第96計算期間	235,902	102,669	64,851,730

第97計算期間	2,272,009	180,000	66,943,739
第98計算期間	20,055,021		86,998,760
第99計算期間	266,885	20,765,729	66,499,916
第100計算期間	10,840,798	1,058,116	76,282,598
第101計算期間	675,765		76,958,363
第102計算期間	13,685,858	411,010	90,233,211
第103計算期間	1,766,751	970,136	91,029,826
第104計算期間	40,729,813	9,425	131,750,214
第105計算期間	43,593,423	3,487,362	171,856,275
第106計算期間	15,233,749	29,908	187,060,116
第107計算期間	783,769	10,112,392	177,731,493
第108計算期間	302,188	48,709	177,984,972
第109計算期間	1,242,483	720,004	178,507,451
第110計算期間	448,792	59,812,434	119,143,809
第111計算期間	351,442	10,442	119,484,809
第112計算期間	628,646	462,484	119,650,971
第113計算期間	341,576	4,404,845	115,587,702
第114計算期間	486,341	21,110	116,052,933
第115計算期間	342,587	12,181,503	104,214,017
第116計算期間	365,259	765,013	103,814,263
第117計算期間	356,830	8,102	104,162,991
第118計算期間	343,401		104,506,392
第119計算期間	347,192	886,092	103,967,492
第120計算期間	367,581	11,120	104,323,953
第121計算期間	359,632	482,946	104,200,639
第122計算期間	47,098,480		151,299,119
第123計算期間	419,471	2,752,396	148,966,194
第124計算期間	373,797	1,162,944	148,177,047
第125計算期間	388,899	11,863	148,554,083
第126計算期間	565,477	1,888	149,117,672
第127計算期間	375,990	6	149,493,656
第128計算期間	234,376	581,169	149,146,863
第129計算期間	1,296,388	6,460,494	143,982,757
第130計算期間	273,390	494,105	143,762,042
第131計算期間	346,674		144,108,716
第132計算期間	1,446,290	2,593	145,552,413
第133計算期間	244,078	649,932	145,146,559
第134計算期間	853,378	1,542,405	144,457,532
第135計算期間	18,178,856	17,866,309	144,770,079
第136計算期間	253,923	194,548	144,829,454
第137計算期間	963,815	259,995	145,533,274
第138計算期間	349,818	860,458	145,022,634

第139計算期間	366,309	5,505,151	139,883,792
第140計算期間	194,308	1,756	140,076,344
第141計算期間	186,748	238	140,262,854
第142計算期間	183,765	1,083,700	139,362,919
第143計算期間	191,621	1,952,522	137,602,018
第144計算期間	186,916	1,127,609	136,661,325
第145計算期間	179,703	8,462,040	128,378,988
第146計算期間	175,075	11,815	128,542,248
第147計算期間	178,089	18,851	128,701,486
第148計算期間	180,262	11,857	128,869,891

### 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）】

#### （１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10,758,846,997	99.77
親投資信託受益証券	日本	10,073,955	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		14,483,882	0.14
純資産総額		10,783,404,834	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (A U D)	1,201,837.2428	8,904	10,701,158,809	8,952	10,758,846,997	99.77
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	9,893,887	1.0182	10,073,955	1.0182	10,073,955	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.77
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第29計算期間末日（平成23年11月21日）	112,329,906,325	114,354,756,340	11,095	11,295
第30計算期間末日（平成23年12月20日）	120,136,758,998	122,338,276,858	10,914	11,114
第31計算期間末日（平成24年1月20日）	134,613,687,666	137,006,564,041	11,251	11,451
第32計算期間末日（平成24年2月20日）	149,667,638,702	152,168,618,243	11,969	12,169
第33計算期間末日（平成24年3月21日）	148,457,283,449	150,863,943,280	12,337	12,537
第34計算期間末日（平成24年4月20日）	143,231,268,967	145,664,615,852	11,772	11,972
第35計算期間末日（平成24年5月21日）	136,362,432,845	138,921,204,637	10,658	10,858
第36計算期間末日（平成24年6月20日）	147,945,898,027	150,641,630,223	10,976	11,176
第37計算期間末日（平成24年7月20日）	159,031,985,723	161,847,662,387	11,296	11,496
第38計算期間末日（平成24年8月20日）	163,006,755,117	165,893,420,208	11,294	11,494
第39計算期間末日（平成24年9月20日）	169,379,600,374	172,414,464,569	11,162	11,362
第40計算期間末日（平成24年10月22日）	178,118,151,142	181,301,863,185	11,189	11,389
第41計算期間末日（平成24年11月20日）	180,219,192,060	183,423,957,127	11,247	11,447
第42計算期間末日（平成24年12月20日）	182,556,315,561	185,662,041,654	11,756	11,956
第43計算期間末日（平成25年1月21日）	185,526,202,294	188,514,548,263	12,417	12,617
第44計算期間末日（平成25年2月20日）	178,479,101,849	181,354,717,434	12,413	12,613
第45計算期間末日（平成25年3月21日）	173,265,177,932	176,042,131,151	12,479	12,679
第46計算期間末日（平成25年4月22日）	174,071,224,545	176,775,679,970	12,873	13,073
第47計算期間末日（平成25年5月20日）	164,402,048,375	167,035,572,170	12,485	12,685
第48計算期間末日（平成25年6月20日）	127,723,800,603	130,148,516,322	10,535	10,735

第49計算期間末日	(平成25年 7月22日)	126,507,828,507	128,919,879,324	10,490	10,690
第50計算期間末日	(平成25年 8月20日)	115,891,273,101	118,265,997,703	9,760	9,960
第51計算期間末日	(平成25年 9月20日)	120,283,662,581	122,630,459,586	10,251	10,451
第52計算期間末日	(平成25年10月21日)	120,897,177,300	123,265,085,851	10,211	10,411
第53計算期間末日	(平成25年11月20日)	120,768,257,777	123,217,240,424	9,863	10,063
第54計算期間末日	(平成25年12月20日)	119,353,885,120	121,875,148,589	9,468	9,668
第55計算期間末日	(平成26年 1月20日)	116,703,131,917	119,220,443,481	9,272	9,472
第56計算期間末日	(平成26年 2月20日)	114,584,640,664	117,099,414,102	9,113	9,313
第57計算期間末日	(平成26年 3月20日)	113,337,700,464	115,852,939,523	9,012	9,212
第58計算期間末日	(平成26年 4月21日)	117,615,116,177	119,498,255,241	9,369	9,519
第59計算期間末日	(平成26年 5月20日)	108,748,706,348	110,502,403,814	9,302	9,452
第60計算期間末日	(平成26年 6月20日)	106,748,950,703	108,449,641,633	9,415	9,565
第61計算期間末日	(平成26年 7月22日)	102,283,438,499	103,945,162,175	9,233	9,383
第62計算期間末日	(平成26年 8月20日)	100,542,236,347	102,180,308,126	9,207	9,357
第63計算期間末日	(平成26年 9月22日)	97,271,758,878	98,868,966,631	9,135	9,285
第64計算期間末日	(平成26年10月20日)	90,280,277,719	91,849,887,200	8,628	8,778
第65計算期間末日	(平成26年11月20日)	92,119,854,339	93,626,220,220	9,173	9,323
第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	82,302,463,864	83,774,327,044	8,388	8,538
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	79,132,073,824	80,586,396,849	8,162	8,312
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	74,205,884,082	75,628,433,392	7,825	7,975
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	70,855,975,808	72,261,330,768	7,563	7,713
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	70,947,674,407	72,321,683,602	7,745	7,895
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	70,830,177,998	72,183,398,056	7,851	8,001
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	67,239,934,598	68,569,933,618	7,583	7,733
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	62,428,074,423	63,732,268,609	7,180	7,330
第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	58,523,536,427	59,543,152,153	6,888	7,008
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	49,792,403,645	50,761,420,119	6,166	6,286
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	50,233,831,296	51,189,030,156	6,311	6,431
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	48,971,472,872	49,898,297,493	6,341	6,461
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	44,972,438,092	45,874,370,119	5,983	6,103
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	39,554,504,339	40,444,058,817	5,336	5,456
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	38,072,088,167	38,945,572,061	5,230	5,350
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	40,926,002,420	41,788,745,476	5,692	5,812
第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	41,211,838,854	41,857,072,192	5,748	5,838
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	36,569,297,030	37,198,308,415	5,232	5,322
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	35,010,254,876	35,630,183,999	5,083	5,173
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	36,977,069,549	37,595,981,886	5,377	5,467
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	35,353,098,316	35,970,430,940	5,154	5,244
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	34,438,642,588	35,053,119,988	5,044	5,134
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	35,475,800,109	36,094,406,396	5,161	5,251
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	34,370,666,165	34,992,235,659	4,977	5,067
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	35,394,872,596	36,012,586,444	5,157	5,247

第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	35,851,536,728	36,461,739,427	5,288	5,378
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	35,125,517,550	35,730,892,781	5,222	5,312
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	34,673,175,518	35,273,679,727	5,197	5,287
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	32,315,050,963	32,778,105,367	4,885	4,955
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	31,787,860,693	32,240,356,271	4,918	4,988
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	31,538,949,872	31,981,733,767	4,986	5,056
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	31,518,301,440	31,945,612,277	5,163	5,233
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	29,072,508,857	29,480,726,004	4,985	5,055
第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	29,733,059,142	30,136,655,026	5,157	5,227
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	28,857,859,269	29,254,857,322	5,088	5,158
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	26,784,601,736	27,177,022,113	4,778	4,848
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	26,860,458,873	27,248,590,102	4,844	4,914
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	26,921,326,526	27,305,999,631	4,899	4,969
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	24,547,215,912	24,928,585,872	4,506	4,576
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	23,182,816,869	23,561,027,408	4,291	4,361
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	23,413,102,596	23,681,892,578	4,355	4,405
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	22,000,127,870	22,263,062,964	4,184	4,234
第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	20,403,630,933	20,661,255,447	3,960	4,010
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	20,916,107,702	21,170,565,144	4,110	4,160
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	19,509,578,632	19,760,979,626	3,880	3,930
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	19,386,033,566	19,635,309,086	3,888	3,938
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	18,589,801,014	18,836,087,304	3,774	3,824
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	18,433,535,087	18,677,101,746	3,784	3,834
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	17,933,311,965	18,175,989,913	3,695	3,745
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	17,695,088,036	17,839,887,505	3,666	3,696
第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	17,426,884,860	17,568,104,036	3,702	3,732
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	17,256,394,198	17,395,216,319	3,729	3,759
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	17,084,961,864	17,221,535,768	3,753	3,783
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	15,935,567,150	16,071,595,026	3,514	3,544
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	15,792,175,204	15,926,542,739	3,526	3,556
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	15,974,350,795	16,107,172,228	3,608	3,638
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	14,859,604,798	14,991,841,856	3,371	3,401
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	14,826,016,166	14,956,337,200	3,413	3,443
第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	14,674,091,230	14,802,964,728	3,416	3,446
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	14,228,524,696	14,355,522,974	3,361	3,391
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	14,344,512,168	14,469,676,677	3,438	3,468
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	14,476,117,124	14,538,158,286	3,500	3,515
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	13,741,109,699	13,800,647,709	3,462	3,477
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	9,545,756,049	9,603,923,112	2,462	2,477
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	10,519,601,370	10,577,329,572	2,733	2,748
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	11,162,664,386	11,220,239,501	2,908	2,923
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	12,046,068,680	12,103,250,459	3,160	3,175



第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	12,228,980,631	12,285,444,095	3,249	3,264
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	12,562,858,565	12,618,475,416	3,388	3,403
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	12,007,956,342	12,062,969,088	3,274	3,289
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	11,847,709,551	11,902,147,920	3,265	3,280
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	11,917,287,690	11,970,695,790	3,347	3,362
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	12,421,008,865	12,473,617,163	3,542	3,557
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	12,132,318,657	12,183,634,984	3,546	3,561
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	12,173,953,141	12,224,047,258	3,645	3,660
第141計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	11,853,582,150	11,902,839,491	3,610	3,625
第142計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	11,828,208,755	11,876,832,780	3,649	3,664
第143計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	11,664,630,401	11,712,686,208	3,641	3,656
第144計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	11,339,620,264	11,386,799,548	3,605	3,620
第145計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	10,859,330,086	10,905,882,637	3,499	3,514
第146計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	10,465,230,138	10,511,300,479	3,407	3,422
第147計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	10,441,602,968	10,487,091,487	3,443	3,458
第148計算期間末日	(令和 3年10月20日)	10,824,280,634	10,869,201,671	3,614	3,629
	令和 2年10月末日	11,431,112,579		3,163	
	11月末日	12,162,847,133		3,425	
	12月末日	12,263,090,271		3,553	
	令和 3年 1月末日	12,103,724,493		3,553	
	2月末日	12,232,676,227		3,669	
	3月末日	11,652,902,899		3,564	
	4月末日	11,822,981,970		3,660	
	5月末日	11,744,145,130		3,693	
	6月末日	11,348,565,325		3,620	
	7月末日	10,936,611,179		3,535	
	8月末日	10,752,087,538		3,504	
	9月末日	10,411,360,729		3,437	
	10月末日	10,783,404,834		3,632	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	200円
第30計算期間	200円
第31計算期間	200円
第32計算期間	200円
第33計算期間	200円
第34計算期間	200円
第35計算期間	200円
第36計算期間	200円

第37計算期間	200円
第38計算期間	200円
第39計算期間	200円
第40計算期間	200円
第41計算期間	200円
第42計算期間	200円
第43計算期間	200円
第44計算期間	200円
第45計算期間	200円
第46計算期間	200円
第47計算期間	200円
第48計算期間	200円
第49計算期間	200円
第50計算期間	200円
第51計算期間	200円
第52計算期間	200円
第53計算期間	200円
第54計算期間	200円
第55計算期間	200円
第56計算期間	200円
第57計算期間	200円
第58計算期間	150円
第59計算期間	150円
第60計算期間	150円
第61計算期間	150円
第62計算期間	150円
第63計算期間	150円
第64計算期間	150円
第65計算期間	150円
第66計算期間	150円
第67計算期間	150円
第68計算期間	150円
第69計算期間	150円
第70計算期間	150円
第71計算期間	150円
第72計算期間	150円
第73計算期間	150円
第74計算期間	120円
第75計算期間	120円
第76計算期間	120円
第77計算期間	120円
第78計算期間	120円

第79計算期間	120円
第80計算期間	120円
第81計算期間	120円
第82計算期間	90円
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	90円
第86計算期間	90円
第87計算期間	90円
第88計算期間	90円
第89計算期間	90円
第90計算期間	90円
第91計算期間	90円
第92計算期間	90円
第93計算期間	90円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円
第115計算期間	30円
第116計算期間	30円
第117計算期間	30円
第118計算期間	30円
第119計算期間	30円
第120計算期間	30円

第121計算期間	30円
第122計算期間	30円
第123計算期間	30円
第124計算期間	30円
第125計算期間	30円
第126計算期間	30円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第29計算期間	1.11
第30計算期間	0.17
第31計算期間	4.92
第32計算期間	8.15
第33計算期間	4.74
第34計算期間	2.95
第35計算期間	7.76
第36計算期間	4.86
第37計算期間	4.73

第38計算期間	1.75
第39計算期間	0.60
第40計算期間	2.03
第41計算期間	2.30
第42計算期間	6.30
第43計算期間	7.32
第44計算期間	1.57
第45計算期間	2.14
第46計算期間	4.75
第47計算期間	1.46
第48計算期間	14.01
第49計算期間	1.47
第50計算期間	5.05
第51計算期間	7.07
第52計算期間	1.56
第53計算期間	1.44
第54計算期間	1.97
第55計算期間	0.04
第56計算期間	0.44
第57計算期間	1.08
第58計算期間	5.62
第59計算期間	0.88
第60計算期間	2.82
第61計算期間	0.33
第62計算期間	1.34
第63計算期間	0.84
第64計算期間	3.90
第65計算期間	8.05
第66計算期間	6.92
第67計算期間	0.90
第68計算期間	2.29
第69計算期間	1.43
第70計算期間	4.38
第71計算期間	3.30
第72計算期間	1.50
第73計算期間	3.33
第74計算期間	2.39
第75計算期間	8.73
第76計算期間	4.29
第77計算期間	2.37
第78計算期間	3.75
第79計算期間	8.80

第80計算期間	0.26
第81計算期間	11.12
第82計算期間	2.56
第83計算期間	7.41
第84計算期間	1.12
第85計算期間	7.55
第86計算期間	2.47
第87計算期間	0.38
第88計算期間	4.10
第89計算期間	1.82
第90計算期間	5.42
第91計算期間	4.28
第92計算期間	0.45
第93計算期間	1.24
第94計算期間	4.65
第95計算期間	2.10
第96計算期間	2.80
第97計算期間	4.95
第98計算期間	2.09
第99計算期間	4.85
第100計算期間	0.01
第101計算期間	4.71
第102計算期間	2.84
第103計算期間	2.58
第104計算期間	6.59
第105計算期間	3.21
第106計算期間	2.65
第107計算期間	2.77
第108計算期間	4.15
第109計算期間	5.05
第110計算期間	4.37
第111計算期間	1.49
第112計算期間	1.64
第113計算期間	1.58
第114計算期間	1.03
第115計算期間	0.02
第116計算期間	1.80
第117計算期間	1.53
第118計算期間	1.44
第119計算期間	5.56
第120計算期間	1.19
第121計算期間	3.17

第122計算期間	5.73
第123計算期間	2.13
第124計算期間	0.96
第125計算期間	0.73
第126計算期間	3.18
第127計算期間	2.23
第128計算期間	0.65
第129計算期間	28.45
第130計算期間	11.61
第131計算期間	6.95
第132計算期間	9.18
第133計算期間	3.29
第134計算期間	4.73
第135計算期間	2.92
第136計算期間	0.18
第137計算期間	2.97
第138計算期間	6.27
第139計算期間	0.53
第140計算期間	3.21
第141計算期間	0.54
第142計算期間	1.49
第143計算期間	0.19
第144計算期間	0.57
第145計算期間	2.52
第146計算期間	2.20
第147計算期間	1.49
第148計算期間	5.40

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	10,274,684,163	4,537,827,128	101,242,500,794
第30計算期間	10,867,771,008	2,034,378,789	110,075,893,013
第31計算期間	11,307,456,706	1,739,530,953	119,643,818,766
第32計算期間	11,958,808,399	6,553,650,075	125,048,977,090
第33計算期間	9,682,829,779	14,398,815,310	120,332,991,559
第34計算期間	9,336,890,559	8,002,537,833	121,667,344,285
第35計算期間	10,654,563,229	4,383,317,871	127,938,589,643
第36計算期間	11,385,505,202	4,537,485,044	134,786,609,801
第37計算期間	10,363,013,882	4,365,790,481	140,783,833,202

第38計算期間	10,529,394,343	6,979,972,978	144,333,254,567
第39計算期間	14,335,243,445	6,925,288,213	151,743,209,799
第40計算期間	13,823,791,029	6,381,398,652	159,185,602,176
第41計算期間	10,075,554,168	9,022,902,959	160,238,253,385
第42計算期間	11,720,093,378	16,672,042,099	155,286,304,664
第43計算期間	6,283,741,121	12,152,747,306	149,417,298,479
第44計算期間	5,048,602,278	10,685,121,478	143,780,779,279
第45計算期間	5,063,810,496	9,996,928,810	138,847,660,965
第46計算期間	4,535,141,172	8,160,030,872	135,222,771,265
第47計算期間	3,411,099,935	6,957,681,436	131,676,189,764
第48計算期間	5,494,611,475	15,935,015,243	121,235,785,996
第49計算期間	7,389,030,940	8,022,276,064	120,602,540,872
第50計算期間	5,575,068,102	7,441,378,873	118,736,230,101
第51計算期間	5,169,498,050	6,565,877,901	117,339,850,250
第52計算期間	4,488,929,165	3,433,351,852	118,395,427,563
第53計算期間	7,637,872,860	3,584,168,071	122,449,132,352
第54計算期間	7,728,596,425	4,114,555,305	126,063,173,472
第55計算期間	3,962,432,616	4,160,027,864	125,865,578,224
第56計算期間	4,545,368,447	4,672,274,768	125,738,671,903
第57計算期間	4,674,590,002	4,651,308,937	125,761,952,968
第58計算期間	5,869,994,944	6,089,343,597	125,542,604,315
第59計算期間	2,039,932,873	10,669,372,749	116,913,164,439
第60計算期間	2,439,449,788	5,973,218,880	113,379,395,347
第61計算期間	2,274,480,824	4,872,297,731	110,781,578,440
第62計算期間	1,634,911,568	3,211,704,707	109,204,785,301
第63計算期間	1,973,286,066	4,697,554,486	106,480,516,881
第64計算期間	1,938,020,240	3,777,905,024	104,640,632,097
第65計算期間	1,727,970,276	5,944,210,305	100,424,392,068
第66計算期間	1,947,397,063	4,247,577,066	98,124,212,065
第67計算期間	1,215,654,870	2,384,998,588	96,954,868,347
第68計算期間	2,366,734,868	4,484,982,541	94,836,620,674
第69計算期間	2,707,612,120	3,853,902,124	93,690,330,670
第70計算期間	1,300,798,901	3,390,516,526	91,600,613,045
第71計算期間	954,464,544	2,340,407,010	90,214,670,579
第72計算期間	1,156,461,623	2,704,530,810	88,666,601,392
第73計算期間	715,571,007	2,435,893,275	86,946,279,124
第74計算期間	619,011,872	2,597,313,778	84,967,977,218
第75計算期間	570,812,504	4,787,416,843	80,751,372,879
第76計算期間	1,291,045,853	2,442,513,704	79,599,905,028
第77計算期間	409,381,992	2,773,901,858	77,235,385,162
第78計算期間	474,712,258	2,549,095,094	75,161,002,326
第79計算期間	618,771,135	1,650,233,581	74,129,539,880



第80計算期間	552,616,890	1,891,832,225	72,790,324,545
第81計算期間	402,611,799	1,297,681,641	71,895,254,703
第82計算期間	705,139,037	907,800,627	71,692,593,113
第83計算期間	356,024,147	2,158,463,326	69,890,153,934
第84計算期間	628,395,475	1,637,535,632	68,881,013,777
第85計算期間	970,836,737	1,083,813,065	68,768,037,449
第86計算期間	1,053,349,885	1,228,873,516	68,592,513,818
第87計算期間	1,262,635,742	1,579,882,797	68,275,266,763
第88計算期間	1,329,729,848	870,964,674	68,734,031,937
第89計算期間	1,324,969,662	995,724,453	69,063,277,146
第90計算期間	1,029,477,477	1,457,882,522	68,634,872,101
第91計算期間	814,815,028	1,649,387,148	67,800,299,981
第92計算期間	691,836,307	1,228,221,647	67,263,914,641
第93計算期間	838,579,026	1,379,803,670	66,722,689,997
第94計算期間	695,894,634	1,267,955,382	66,150,629,249
第95計算期間	359,535,339	1,867,939,043	64,642,225,545
第96計算期間	272,908,636	1,660,291,914	63,254,842,267
第97計算期間	410,420,665	2,620,857,564	61,044,405,368
第98計算期間	205,867,692	2,933,537,770	58,316,735,290
第99計算期間	450,658,041	1,110,838,436	57,656,554,895
第100計算期間	291,906,032	1,234,453,254	56,714,007,673
第101計算期間	359,849,933	1,013,803,638	56,060,053,968
第102計算期間	649,595,007	1,262,330,528	55,447,318,447
第103計算期間	393,932,716	887,950,430	54,953,300,733
第104計算期間	262,764,885	734,642,695	54,481,422,923
第105計算期間	323,450,048	774,795,837	54,030,077,134
第106計算期間	295,591,290	567,671,919	53,757,996,505
第107計算期間	277,838,149	1,448,815,675	52,587,018,979
第108計算期間	257,709,056	1,319,825,222	51,524,902,813
第109計算期間	300,446,569	933,860,804	50,891,488,578
第110計算期間	160,173,195	771,462,825	50,280,198,948
第111計算期間	287,866,477	712,961,308	49,855,104,117
第112計算期間	254,477,663	852,323,663	49,257,258,117
第113計算期間	188,902,959	732,829,207	48,713,331,869
第114計算期間	449,756,642	627,498,778	48,535,589,733
第115計算期間	149,331,232	418,430,976	48,266,489,989
第116計算期間	209,327,377	1,402,758,484	47,073,058,882
第117計算期間	138,324,965	937,343,467	46,274,040,380
第118計算期間	302,133,595	1,051,539,157	45,524,634,818
第119計算期間	123,470,211	305,479,581	45,342,625,448
第120計算期間	182,704,599	736,151,410	44,789,178,637
第121計算期間	118,132,000	633,499,450	44,273,811,187

第122計算期間	242,851,019	437,642,868	44,079,019,338
第123計算期間	92,828,348	731,502,754	43,440,344,932
第124計算期間	107,763,099	590,275,166	42,957,832,865
第125計算期間	81,397,560	706,471,044	42,332,759,381
第126計算期間	104,394,447	715,650,706	41,721,503,122
第127計算期間	112,282,942	473,010,777	41,360,775,287
第128計算期間	35,318,616	1,704,086,903	39,692,007,000
第129計算期間	42,542,129	956,506,730	38,778,042,399
第130計算期間	55,238,782	347,812,551	38,485,468,630
第131計算期間	44,326,467	146,384,627	38,383,410,470
第132計算期間	81,667,311	343,891,648	38,121,186,133
第133計算期間	44,503,324	523,379,690	37,642,309,767
第134計算期間	43,585,083	607,993,793	37,077,901,057
第135計算期間	36,589,599	439,326,126	36,675,164,530
第136計算期間	36,286,462	419,204,668	36,292,246,324
第137計算期間	36,950,327	723,796,620	35,605,400,031
第138計算期間	34,262,528	567,463,570	35,072,198,989
第139計算期間	90,459,849	951,773,553	34,210,885,285
第140計算期間	53,890,372	868,697,470	33,396,078,187
第141計算期間	26,400,155	584,250,505	32,838,227,837
第142計算期間	27,636,517	449,847,041	32,416,017,313
第143計算期間	23,937,019	402,749,111	32,037,205,221
第144計算期間	27,545,930	611,894,993	31,452,856,158
第145計算期間	67,965,822	485,787,686	31,035,034,294
第146計算期間	32,161,972	353,635,082	30,713,561,184
第147計算期間	29,214,479	417,095,878	30,325,679,785
第148計算期間	34,341,383	412,662,687	29,947,358,481

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	21,226,917,292	99.44
親投資信託受益証券	日本	25,215,860	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		94,385,311	0.44
純資産総額		21,346,518,463	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J ( B R L )	7,421,999.0533	2,903	21,546,063,251	2,860	21,226,917,292	99.44
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	24,765,135	1.0182	25,215,860	1.0182	25,215,860	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.44
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.56

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年11月21日)	619,724,965,253	632,971,887,843	9,357	9,557
第30計算期間末日 (平成23年12月20日)	593,192,543,949	606,531,526,171	8,894	9,094
第31計算期間末日 (平成24年 1月20日)	612,587,967,263	625,883,968,844	9,215	9,415

第32計算期間末日	(平成24年 2月20日)	655,861,478,023	669,224,468,602	9,816	10,016
第33計算期間末日	(平成24年 3月21日)	642,241,956,227	655,458,102,190	9,719	9,919
第34計算期間末日	(平成24年 4月20日)	604,490,322,491	617,815,087,745	9,073	9,273
第35計算期間末日	(平成24年 5月21日)	543,053,652,771	556,526,218,116	8,062	8,262
第36計算期間末日	(平成24年 6月20日)	539,597,965,756	553,291,672,831	7,881	8,081
第37計算期間末日	(平成24年 7月20日)	553,623,127,757	567,541,651,947	7,955	8,155
第38計算期間末日	(平成24年 8月20日)	553,846,453,922	567,805,981,276	7,935	8,135
第39計算期間末日	(平成24年 9月20日)	543,109,440,210	557,099,190,473	7,764	7,964
第40計算期間末日	(平成24年10月22日)	546,797,491,696	560,806,777,914	7,806	8,006
第41計算期間末日	(平成24年11月20日)	529,212,658,089	543,165,607,069	7,586	7,786
第42計算期間末日	(平成24年12月20日)	549,870,644,888	560,394,130,679	7,838	7,988
第43計算期間末日	(平成25年 1月21日)	584,075,513,140	594,494,000,142	8,409	8,559
第44計算期間末日	(平成25年 2月20日)	610,580,615,865	620,847,410,470	8,921	9,071
第45計算期間末日	(平成25年 3月21日)	591,576,927,661	601,652,881,327	8,807	8,957
第46計算期間末日	(平成25年 4月22日)	586,697,484,844	596,404,819,100	9,066	9,216
第47計算期間末日	(平成25年 5月20日)	575,426,090,176	584,850,150,924	9,159	9,309
第48計算期間末日	(平成25年 6月20日)	446,887,297,613	455,974,543,223	7,377	7,527
第49計算期間末日	(平成25年 7月22日)	434,720,204,815	443,494,244,704	7,432	7,582
第50計算期間末日	(平成25年 8月20日)	367,962,019,318	376,473,953,703	6,484	6,634
第51計算期間末日	(平成25年 9月20日)	397,336,419,136	405,639,210,035	7,178	7,328
第52計算期間末日	(平成25年10月21日)	392,892,613,115	401,114,000,367	7,168	7,318
第53計算期間末日	(平成25年11月20日)	373,239,003,255	381,453,394,799	6,816	6,966
第54計算期間末日	(平成25年12月20日)	359,407,054,168	367,440,740,145	6,711	6,861
第55計算期間末日	(平成26年 1月20日)	348,061,193,330	355,934,254,046	6,631	6,781
第56計算期間末日	(平成26年 2月20日)	323,486,513,316	331,192,950,069	6,296	6,446
第57計算期間末日	(平成26年 3月20日)	315,746,141,666	323,218,018,607	6,339	6,489
第58計算期間末日	(平成26年 4月21日)	317,380,491,756	323,078,819,927	6,684	6,804
第59計算期間末日	(平成26年 5月20日)	299,536,061,240	304,846,769,671	6,768	6,888
第60計算期間末日	(平成26年 6月20日)	281,306,418,114	286,277,261,942	6,791	6,911
第61計算期間末日	(平成26年 7月22日)	265,896,982,148	270,640,496,014	6,727	6,847
第62計算期間末日	(平成26年 8月20日)	256,501,880,826	261,113,521,125	6,674	6,794
第63計算期間末日	(平成26年 9月22日)	245,240,605,321	249,693,570,535	6,609	6,729
第64計算期間末日	(平成26年10月20日)	227,049,081,047	231,448,087,430	6,194	6,314
第65計算期間末日	(平成26年11月20日)	226,064,044,222	230,333,702,384	6,354	6,474
第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	210,384,487,864	214,570,723,629	6,031	6,151
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	204,335,883,879	208,487,752,874	5,906	6,026
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	186,668,550,163	190,747,240,174	5,492	5,612
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	153,266,842,077	157,164,202,805	4,719	4,839
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	163,174,685,965	167,006,117,966	5,111	5,231
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	163,600,785,720	167,416,907,011	5,145	5,265
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	157,766,215,315	161,541,020,852	5,015	5,135
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	150,204,304,945	153,947,590,350	4,815	4,935

第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	130,986,826,424	133,731,976,528	4,294	4,384
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	98,822,822,675	101,428,191,791	3,414	3,504
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	100,866,487,494	103,398,907,996	3,585	3,675
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	105,161,274,922	107,645,059,330	3,811	3,901
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	93,199,576,781	95,627,249,455	3,455	3,545
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	81,800,414,694	84,186,220,826	3,086	3,176
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	76,955,720,106	79,307,007,233	2,946	3,036
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	86,783,413,396	89,105,439,872	3,364	3,454
第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	85,696,446,648	88,006,726,333	3,338	3,428
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	82,944,068,772	85,250,115,070	3,237	3,327
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	81,960,007,083	84,256,803,079	3,212	3,302
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	88,949,183,942	90,721,411,490	3,513	3,583
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	83,190,037,151	84,911,393,835	3,383	3,453
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	80,496,722,056	82,196,685,053	3,315	3,385
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	84,278,722,975	85,988,233,494	3,451	3,521
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	81,003,671,416	82,737,340,182	3,271	3,341
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	85,001,445,960	86,719,815,263	3,463	3,533
第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	87,852,495,603	89,553,943,207	3,614	3,684
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	89,792,029,252	91,512,120,877	3,654	3,724
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	90,722,389,540	92,464,513,198	3,645	3,715
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	87,319,936,468	89,082,097,729	3,469	3,539
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	85,022,382,011	86,795,526,749	3,357	3,427
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	85,507,774,887	87,303,287,914	3,334	3,404
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	89,726,112,619	91,021,037,842	3,465	3,515
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	84,706,184,356	85,967,114,842	3,359	3,409
第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	87,251,259,218	88,502,175,774	3,487	3,537
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	85,994,460,338	87,235,090,537	3,466	3,516
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	81,984,981,376	83,227,941,625	3,298	3,348
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	81,020,928,917	82,255,470,672	3,281	3,331
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	80,500,893,049	81,729,658,251	3,276	3,326
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	73,984,972,693	75,205,992,248	3,030	3,080
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	70,618,327,741	71,827,633,785	2,920	2,970
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	68,225,121,949	68,942,002,224	2,855	2,885
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	58,094,156,820	58,771,030,252	2,575	2,605
第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	54,546,006,267	55,201,657,446	2,496	2,526
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	53,923,429,023	54,564,907,772	2,522	2,552
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	50,120,900,213	50,755,112,127	2,371	2,401
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	47,488,439,321	48,114,817,386	2,274	2,304
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	51,779,941,599	52,397,987,488	2,513	2,543
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	50,002,510,068	50,615,905,787	2,446	2,476
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	47,766,075,075	48,373,120,984	2,361	2,391
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	49,028,369,406	49,331,229,903	2,428	2,443

第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	48,904,025,281	49,197,719,972	2,498	2,513
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	48,290,227,825	48,579,575,054	2,503	2,518
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	45,579,424,372	45,864,577,276	2,398	2,413
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	42,870,056,612	43,153,086,474	2,272	2,287
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	45,044,424,452	45,324,337,623	2,414	2,429
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	46,167,894,579	46,443,863,534	2,509	2,524
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	41,521,396,932	41,795,106,275	2,275	2,290
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	40,679,411,594	40,950,724,978	2,249	2,264
第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	40,263,903,910	40,532,305,038	2,250	2,265
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	38,722,441,972	38,987,953,315	2,188	2,203
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	40,282,627,900	40,543,995,382	2,312	2,327
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	39,582,861,578	39,755,562,347	2,292	2,307
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	37,646,892,550	37,814,907,759	2,241	2,256
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	26,261,414,010	26,425,234,959	1,603	1,618
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	24,890,582,661	25,053,126,318	1,531	1,546
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	23,461,412,453	23,622,963,537	1,452	1,467
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	25,926,965,776	26,087,258,251	1,617	1,632
第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	26,000,927,486	26,159,808,298	1,637	1,652
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	25,305,488,047	25,463,228,402	1,604	1,619
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	24,620,913,807	24,776,654,951	1,581	1,596
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	23,909,496,864	24,064,412,076	1,543	1,558
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	24,779,050,268	24,931,671,302	1,624	1,639
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	25,743,938,301	25,894,282,863	1,712	1,727
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	23,974,620,701	24,122,596,840	1,620	1,635
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	23,532,469,588	23,678,344,252	1,613	1,628
第141計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	23,015,450,945	23,160,142,482	1,591	1,606
第142計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	22,584,265,318	22,727,237,519	1,580	1,595
第143計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	23,304,166,202	23,444,922,826	1,656	1,671
第144計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	24,819,012,311	24,958,080,284	1,785	1,800
第145計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	23,540,676,154	23,678,270,012	1,711	1,726
第146計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	22,431,742,058	22,568,128,417	1,645	1,660
第147計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	22,376,878,147	22,510,886,508	1,670	1,685
第148計算期間末日	(令和 3年10月20日)	21,740,809,499	21,873,538,493	1,638	1,653
	令和 2年10月末日	22,605,712,602		1,467	
	11月末日	24,848,683,391		1,630	
	12月末日	25,097,454,197		1,687	
	令和 3年 1月末日	23,568,175,653		1,598	
	2月末日	22,844,635,778		1,566	
	3月末日	21,948,503,053		1,521	
	4月末日	23,363,406,783		1,642	
	5月末日	24,019,120,678		1,711	
	6月末日	25,214,515,243		1,816	

7月末日	24,231,404,839		1,764
8月末日	23,565,991,328		1,735
9月末日	22,163,010,258		1,656
10月末日	21,346,518,463		1,613

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	200円
第30計算期間	200円
第31計算期間	200円
第32計算期間	200円
第33計算期間	200円
第34計算期間	200円
第35計算期間	200円
第36計算期間	200円
第37計算期間	200円
第38計算期間	200円
第39計算期間	200円
第40計算期間	200円
第41計算期間	200円
第42計算期間	150円
第43計算期間	150円
第44計算期間	150円
第45計算期間	150円
第46計算期間	150円
第47計算期間	150円
第48計算期間	150円
第49計算期間	150円
第50計算期間	150円
第51計算期間	150円
第52計算期間	150円
第53計算期間	150円
第54計算期間	150円
第55計算期間	150円
第56計算期間	150円
第57計算期間	150円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円

第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	120円
第72計算期間	120円
第73計算期間	120円
第74計算期間	90円
第75計算期間	90円
第76計算期間	90円
第77計算期間	90円
第78計算期間	90円
第79計算期間	90円
第80計算期間	90円
第81計算期間	90円
第82計算期間	90円
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円



第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円
第145計算期間	10円

第146計算期間	10円
第147計算期間	10円
第148計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第29計算期間	0.44
第30計算期間	2.81
第31計算期間	5.85
第32計算期間	8.69
第33計算期間	1.04
第34計算期間	4.58
第35計算期間	8.93
第36計算期間	0.23
第37計算期間	3.47
第38計算期間	2.26
第39計算期間	0.36
第40計算期間	3.11
第41計算期間	0.25
第42計算期間	5.29
第43計算期間	9.19
第44計算期間	7.87
第45計算期間	0.40
第46計算期間	4.64
第47計算期間	2.68
第48計算期間	17.81
第49計算期間	2.77
第50計算期間	10.73
第51計算期間	13.01
第52計算期間	1.95
第53計算期間	2.81
第54計算期間	0.66
第55計算期間	1.04
第56計算期間	2.78
第57計算期間	3.06
第58計算期間	7.33
第59計算期間	3.05
第60計算期間	2.11
第61計算期間	0.82
第62計算期間	0.99

第63計算期間	0.82
第64計算期間	4.46
第65計算期間	4.52
第66計算期間	3.19
第67計算期間	0.08
第68計算期間	4.97
第69計算期間	11.89
第70計算期間	10.84
第71計算期間	3.01
第72計算期間	0.19
第73計算期間	1.59
第74計算期間	8.95
第75計算期間	18.39
第76計算期間	7.64
第77計算期間	8.81
第78計算期間	6.97
第79計算期間	8.07
第80計算期間	1.62
第81計算期間	17.24
第82計算期間	1.90
第83計算期間	0.32
第84計算期間	2.00
第85計算期間	11.55
第86計算期間	1.70
第87計算期間	0.05
第88計算期間	6.21
第89計算期間	3.18
第90計算期間	8.00
第91計算期間	6.38
第92計算期間	3.04
第93計算期間	1.66
第94計算期間	2.90
第95計算期間	1.21
第96計算期間	1.40
第97計算期間	5.42
第98計算期間	1.61
第99計算期間	5.29
第100計算期間	0.83
第101計算期間	3.40
第102計算期間	1.00
第103計算期間	1.37
第104計算期間	5.98

第105計算期間	1.98
第106計算期間	1.19
第107計算期間	8.75
第108計算期間	1.90
第109計算期間	2.24
第110計算期間	4.79
第111計算期間	2.82
第112計算期間	11.82
第113計算期間	1.47
第114計算期間	2.24
第115計算期間	3.47
第116計算期間	3.50
第117計算期間	0.80
第118計算期間	3.59
第119計算期間	4.62
第120計算期間	6.91
第121計算期間	4.55
第122計算期間	8.72
第123計算期間	0.48
第124計算期間	0.71
第125計算期間	2.08
第126計算期間	6.35
第127計算期間	0.43
第128計算期間	1.78
第129計算期間	28.02
第130計算期間	3.86
第131計算期間	4.50
第132計算期間	12.05
第133計算期間	1.85
第134計算期間	1.40
第135計算期間	0.81
第136計算期間	1.77
第137計算期間	5.89
第138計算期間	6.03
第139計算期間	4.78
第140計算期間	0.18
第141計算期間	0.74
第142計算期間	0.06
第143計算期間	5.44
第144計算期間	8.39
第145計算期間	3.58
第146計算期間	3.27

第147計算期間	2.12
第148計算期間	1.31

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額)を控除した額を当該基準価額(分配額の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	24,765,661,166	17,750,558,173	662,346,129,507
第30計算期間	24,380,255,920	19,777,274,324	666,949,111,103
第31計算期間	20,149,888,334	22,298,920,350	664,800,079,087
第32計算期間	29,066,149,779	25,716,699,897	668,149,528,969
第33計算期間	33,045,525,486	40,387,756,285	660,807,298,170
第34計算期間	29,948,604,102	24,517,639,552	666,238,262,720
第35計算期間	29,399,020,485	22,009,015,929	673,628,267,276
第36計算期間	28,349,586,198	17,292,499,690	684,685,353,784
第37計算期間	26,054,002,225	14,813,146,468	695,926,209,541
第38計算期間	22,775,242,866	20,725,084,699	697,976,367,708
第39計算期間	29,578,235,998	28,067,090,516	699,487,513,190
第40計算期間	26,265,935,960	25,289,138,235	700,464,310,915
第41計算期間	28,220,909,308	31,037,771,217	697,647,449,006
第42計算期間	36,114,400,684	32,196,130,232	701,565,719,458
第43計算期間	30,191,350,281	37,191,269,599	694,565,800,140
第44計算期間	26,353,722,171	36,466,548,626	684,452,973,685
第45計算期間	23,138,469,408	35,861,198,647	671,730,244,446
第46計算期間	14,845,467,651	39,420,095,016	647,155,617,081
第47計算期間	9,753,711,522	28,638,612,037	628,270,716,566
第48計算期間	15,587,010,675	38,041,353,228	605,816,374,013
第49計算期間	13,098,640,671	33,979,022,038	584,935,992,646
第50計算期間	8,615,131,484	26,088,831,793	567,462,292,337
第51計算期間	12,604,148,169	26,547,047,239	553,519,393,267
第52計算期間	10,380,681,450	15,807,591,196	548,092,483,521
第53計算期間	15,810,666,896	16,277,047,424	547,626,102,993
第54計算期間	12,122,755,301	24,169,793,143	535,579,065,151
第55計算期間	6,125,380,592	16,833,731,322	524,870,714,421
第56計算期間	8,546,213,720	19,654,477,924	513,762,450,217
第57計算期間	6,699,956,239	22,337,276,994	498,125,129,462
第58計算期間	7,014,915,289	30,279,363,789	474,860,680,962
第59計算期間	4,359,005,111	36,660,650,133	442,559,035,940
第60計算期間	3,612,940,289	31,934,990,516	414,236,985,713
第61計算期間	3,735,834,709	22,679,998,235	395,292,822,187
第62計算期間	2,768,108,164	13,757,572,023	384,303,358,328

第63計算期間	4,084,348,679	17,307,272,501	371,080,434,506
第64計算期間	5,764,184,644	10,260,753,864	366,583,865,286
第65計算期間	5,042,233,005	15,821,251,389	355,804,846,902
第66計算期間	6,322,150,075	13,274,016,538	348,852,980,439
第67計算期間	4,684,772,581	7,548,670,077	345,989,082,943
第68計算期間	5,127,263,300	11,225,511,918	339,890,834,325
第69計算期間	5,925,447,829	21,036,221,413	324,780,060,741
第70計算期間	6,444,658,162	11,938,718,784	319,286,000,119
第71計算期間	4,507,349,619	5,783,242,075	318,010,107,663
第72計算期間	4,837,999,369	8,280,978,869	314,567,128,163
第73計算期間	3,737,306,971	6,363,984,649	311,940,450,485
第74計算期間	3,218,787,377	10,142,559,554	305,016,678,308
第75計算期間	2,265,599,115	17,796,819,995	289,485,457,428
第76計算期間	2,278,659,744	10,384,061,297	281,380,055,875
第77計算期間	4,312,951,149	9,716,961,599	275,976,045,425
第78計算期間	3,615,785,092	9,850,422,204	269,741,408,313
第79計算期間	2,215,917,974	6,867,755,982	265,089,570,305
第80計算期間	2,537,495,734	6,372,940,717	261,254,125,322
第81計算期間	2,142,898,748	5,394,082,186	258,002,941,884
第82計算期間	2,915,982,956	4,221,182,060	256,697,742,780
第83計算期間	2,971,754,936	3,442,131,168	256,227,366,548
第84計算期間	3,807,818,851	4,835,630,280	255,199,555,119
第85計算期間	3,418,936,549	5,443,127,557	253,175,364,111
第86計算期間	3,498,008,089	10,765,274,375	245,908,097,825
第87計算期間	3,674,227,351	6,730,468,435	242,851,856,741
第88計算期間	5,326,641,862	3,962,710,049	244,215,788,554
第89計算期間	7,512,980,793	4,061,802,646	247,666,966,701
第90計算期間	5,025,139,218	7,210,776,785	245,481,329,134
第91計算期間	5,397,573,988	7,814,959,552	243,063,943,570
第92計算期間	6,849,427,313	4,185,995,796	245,727,375,087
第93計算期間	8,007,395,660	4,859,962,377	248,874,808,370
第94計算期間	6,238,324,346	3,375,809,586	251,737,323,130
第95計算期間	5,437,258,572	3,868,190,520	253,306,391,182
第96計算期間	7,870,945,301	4,675,475,392	256,501,861,091
第97計算期間	6,796,460,638	4,313,277,051	258,985,044,678
第98計算期間	3,801,569,942	10,600,517,348	252,186,097,272
第99計算期間	3,704,543,977	5,707,329,933	250,183,311,316
第100計算期間	4,787,400,227	6,844,671,691	248,126,039,852
第101計算期間	4,363,970,856	3,897,960,808	248,592,049,900
第102計算期間	2,918,635,004	4,602,333,787	246,908,351,117
第103計算期間	2,758,320,835	3,913,631,395	245,753,040,557
第104計算期間	1,625,643,992	3,174,773,422	244,203,911,127

第105計算期間	1,480,436,797	3,823,139,092	241,861,208,832
第106計算期間	1,436,669,143	4,337,786,030	238,960,091,945
第107計算期間	941,275,027	14,276,889,347	225,624,477,625
第108計算期間	836,540,504	7,910,624,896	218,550,393,233
第109計算期間	878,047,662	5,602,190,959	213,826,249,936
第110計算期間	953,706,835	3,375,985,198	211,403,971,573
第111計算期間	855,026,819	3,466,309,892	208,792,688,500
第112計算期間	934,819,408	3,712,211,377	206,015,296,531
第113計算期間	769,081,811	2,319,138,534	204,465,239,808
第114計算期間	953,304,598	3,069,907,760	202,348,636,646
第115計算期間	985,275,361	1,426,913,808	201,906,998,199
第116計算期間	678,466,495	6,789,003,848	195,796,460,846
第117計算期間	504,593,533	3,402,901,628	192,898,152,751
第118計算期間	497,246,653	3,293,463,267	190,101,936,137
第119計算期間	360,611,526	1,775,972,405	188,686,575,258
第120計算期間	355,674,057	2,433,468,005	186,608,781,310
第121計算期間	314,517,844	2,943,995,278	183,979,303,876
第122計算期間	614,194,191	2,120,602,385	182,472,895,682
第123計算期間	473,050,463	2,070,356,479	180,875,589,666
第124計算期間	460,635,206	2,402,139,262	178,934,085,610
第125計算期間	526,855,766	2,453,379,005	177,007,562,371
第126計算期間	649,217,443	3,411,791,181	174,244,988,633
第127計算期間	563,418,499	2,107,637,381	172,700,769,751
第128計算期間	451,065,676	5,136,626,093	168,015,209,334
第129計算期間	349,339,989	4,543,599,914	163,820,949,409
第130計算期間	405,155,066	1,682,447,435	162,543,657,040
第131計算期間	334,603,161	1,327,175,472	161,551,084,729
第132計算期間	349,455,668	1,608,065,395	160,292,475,002
第133計算期間	306,799,688	1,718,461,725	158,880,812,965
第134計算期間	283,695,227	1,424,152,843	157,740,355,349
第135計算期間	297,347,208	2,296,557,778	155,741,144,779
第136計算期間	291,671,790	1,117,604,218	154,915,212,351
第137計算期間	301,722,347	2,595,900,510	152,621,034,188
第138計算期間	284,065,248	2,560,537,387	150,344,562,049
第139計算期間	268,784,234	2,637,206,858	147,976,139,425
第140計算期間	360,253,080	2,461,727,822	145,874,664,683
第141計算期間	344,755,136	1,527,882,633	144,691,537,186
第142計算期間	280,577,922	1,999,913,237	142,972,201,871
第143計算期間	337,345,066	2,552,922,497	140,756,624,440
第144計算期間	293,408,133	1,982,058,913	139,067,973,660
第145計算期間	310,070,724	1,784,186,241	137,593,858,143
第146計算期間	396,887,371	1,604,386,247	136,386,359,267

第147計算期間	319,769,636	2,697,767,341	134,008,361,562
第148計算期間	344,859,969	1,624,226,804	132,728,994,727

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	314,796,839	98.90
親投資信託受益証券	日本	287,427	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		3,210,195	1.01
純資産総額		318,294,461	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボ ンド ファンド B - クラス J (Z A R)	57,413.2481	5,716.19	328,185,369	5,483	314,796,839	98.90
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	282,290	1.0182	287,427	1.0182	287,427	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.90
親投資信託受益証券	0.09
合計	98.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。



## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年11月21日)	919,953,856	930,581,762	9,522	9,632
第30計算期間末日 (平成23年12月20日)	748,774,227	757,603,765	9,328	9,438
第31計算期間末日 (平成24年 1月20日)	756,327,872	764,856,315	9,755	9,865
第32計算期間末日 (平成24年 2月20日)	770,576,257	778,709,362	10,422	10,532
第33計算期間末日 (平成24年 3月21日)	771,997,701	779,571,545	11,212	11,322
第34計算期間末日 (平成24年 4月20日)	726,356,723	733,878,682	10,622	10,732
第35計算期間末日 (平成24年 5月21日)	636,719,040	644,034,189	9,575	9,685
第36計算期間末日 (平成24年 6月20日)	645,245,391	652,523,775	9,752	9,862
第37計算期間末日 (平成24年 7月20日)	643,996,367	651,117,957	9,947	10,057
第38計算期間末日 (平成24年 8月20日)	613,038,724	619,888,577	9,845	9,955
第39計算期間末日 (平成24年 9月20日)	596,785,041	603,436,977	9,869	9,979
第40計算期間末日 (平成24年10月22日)	584,893,621	591,563,113	9,647	9,757
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	574,681,247	581,330,728	9,507	9,617
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	611,489,697	618,011,196	10,314	10,424
第43計算期間末日 (平成25年 1月21日)	638,787,590	645,494,106	10,477	10,587
第44計算期間末日 (平成25年 2月20日)	650,109,765	656,772,649	10,733	10,843
第45計算期間末日 (平成25年 3月21日)	583,095,549	589,285,346	10,362	10,472
第46計算期間末日 (平成25年 4月22日)	667,602,924	674,330,199	10,916	11,026
第47計算期間末日 (平成25年 5月20日)	732,076,170	739,346,975	11,076	11,186
第48計算期間末日 (平成25年 6月20日)	679,981,969	688,204,165	9,097	9,207
第49計算期間末日 (平成25年 7月22日)	723,434,603	731,751,623	9,568	9,678
第50計算期間末日 (平成25年 8月20日)	678,521,143	687,053,705	8,747	8,857
第51計算期間末日 (平成25年 9月20日)	726,155,069	734,612,423	9,445	9,555
第52計算期間末日 (平成25年10月21日)	689,582,036	697,812,034	9,217	9,327
第53計算期間末日 (平成25年11月20日)	679,211,441	687,637,876	8,867	8,977
第54計算期間末日 (平成25年12月20日)	678,097,938	686,422,745	8,960	9,070
第55計算期間末日 (平成26年 1月20日)	609,259,265	617,065,848	8,585	8,695
第56計算期間末日 (平成26年 2月20日)	576,298,593	583,991,949	8,240	8,350

第57計算期間末日	(平成26年 3月20日)	585,067,105	592,826,162	8,294	8,404
第58計算期間末日	(平成26年 4月21日)	562,010,134	569,152,270	8,656	8,766
第59計算期間末日	(平成26年 5月20日)	546,541,053	553,412,784	8,749	8,859
第60計算期間末日	(平成26年 6月20日)	525,701,511	532,420,286	8,607	8,717
第61計算期間末日	(平成26年 7月22日)	457,769,040	463,667,510	8,537	8,647
第62計算期間末日	(平成26年 8月20日)	459,289,704	465,132,935	8,646	8,756
第63計算期間末日	(平成26年 9月22日)	448,350,770	454,076,229	8,614	8,724
第64計算期間末日	(平成26年10月20日)	434,203,700	439,912,797	8,366	8,476
第65計算期間末日	(平成26年11月20日)	427,808,381	432,981,650	9,097	9,207
第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	357,987,387	362,622,821	8,495	8,605
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	349,063,657	353,702,895	8,277	8,387
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	350,386,695	354,985,574	8,381	8,491
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	311,827,487	316,173,823	7,892	8,002
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	318,870,089	323,164,396	8,168	8,278
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	320,541,588	324,787,073	8,305	8,415
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	312,352,855	316,595,611	8,098	8,208
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	308,463,586	312,720,445	7,971	8,081
第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	288,102,044	292,364,798	7,434	7,544
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	251,152,494	255,348,124	6,585	6,695
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	260,413,883	264,616,838	6,816	6,926
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	230,761,708	234,627,581	6,566	6,676
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	204,982,040	208,865,408	5,806	5,916
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	174,302,607	178,249,671	4,858	4,968
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	183,667,144	187,654,770	5,067	5,177
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	193,380,749	197,430,497	5,253	5,363
第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	207,972,983	212,159,378	5,465	5,575
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	197,627,646	202,109,098	4,851	4,961
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	206,751,555	211,488,100	4,802	4,912
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	231,422,124	236,244,454	5,279	5,389
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	234,991,193	239,858,204	5,311	5,421
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	294,470,596	300,880,492	5,053	5,163
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	316,872,398	323,658,206	5,137	5,247
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	366,282,917	374,372,693	4,980	5,090
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	351,376,992	358,563,683	5,378	5,488
第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	482,970,431	489,071,427	5,541	5,611
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	533,534,923	540,144,394	5,651	5,721
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	616,307,244	623,704,849	5,832	5,902
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	736,684,676	746,224,824	5,405	5,475
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	790,139,755	800,126,345	5,538	5,608
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	822,558,171	832,714,432	5,669	5,739
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	866,788,630	877,522,327	5,653	5,723
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	895,947,469	907,571,277	5,396	5,466

第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	795,488,556	805,617,024	5,498	5,568
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	754,059,028	763,735,738	5,455	5,525
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	801,775,012	812,617,051	5,177	5,247
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	769,261,709	778,655,759	5,732	5,802
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	678,814,814	686,966,168	5,829	5,899
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	671,328,813	679,509,402	5,744	5,814
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	620,805,141	628,762,430	5,461	5,531
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	652,500,992	660,697,272	5,573	5,643
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	522,255,264	529,286,821	5,199	5,269
第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	495,533,724	502,988,432	4,653	4,723
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	524,938,235	532,349,052	4,958	5,028
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	443,698,318	450,916,704	4,303	4,373
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	449,996,039	457,214,640	4,364	4,434
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	449,765,835	456,935,689	4,391	4,461
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	463,646,449	470,960,331	4,437	4,507
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	461,205,872	468,616,531	4,356	4,426
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	480,735,195	485,050,825	4,456	4,496
第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	455,643,679	459,768,467	4,419	4,459
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	450,066,975	454,166,343	4,392	4,432
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	456,509,746	460,547,739	4,522	4,562
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	436,366,287	440,412,563	4,314	4,354
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	433,861,030	437,887,021	4,311	4,351
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	456,238,794	460,289,847	4,505	4,545
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	490,419,235	495,358,564	3,972	4,012
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	520,677,670	525,612,510	4,220	4,260
第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	519,981,953	524,960,778	4,178	4,218
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	514,309,845	519,272,306	4,146	4,186
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	546,150,618	551,133,501	4,384	4,424
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	438,647,130	441,635,485	4,404	4,434
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	418,980,321	421,875,186	4,342	4,372
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	292,080,217	294,971,252	3,031	3,061
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	271,192,678	274,052,954	2,844	2,874
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	290,608,934	293,486,136	3,030	3,060
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	318,344,490	321,234,860	3,304	3,334
第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	330,112,245	332,970,760	3,465	3,495
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	321,647,489	324,494,141	3,390	3,420
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	317,823,617	320,641,402	3,384	3,414
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	325,173,464	327,986,346	3,468	3,498
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	345,762,531	348,583,251	3,677	3,707
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	348,650,774	351,293,869	3,957	3,987
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	331,505,966	334,109,783	3,819	3,849
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	338,407,115	340,992,134	3,927	3,957

第141計算期間末日（令和 3年 3月22日）	337,882,496	340,465,490	3,924	3,954
第142計算期間末日（令和 3年 4月20日）	346,550,873	349,088,091	4,098	4,128
第143計算期間末日（令和 3年 5月20日）	345,941,608	348,436,350	4,160	4,190
第144計算期間末日（令和 3年 6月21日）	351,135,482	353,643,280	4,201	4,231
第145計算期間末日（令和 3年 7月20日）	328,160,064	330,563,909	4,095	4,125
第146計算期間末日（令和 3年 8月20日）	313,143,959	315,542,136	3,917	3,947
第147計算期間末日（令和 3年 9月21日）	325,284,133	327,721,247	4,004	4,034
第148計算期間末日（令和 3年10月20日）	329,564,088	331,945,710	4,151	4,181
令和 2年10月末日	321,119,082		3,414	
11月末日	352,993,589		3,758	
12月末日	342,174,730		3,935	
令和 3年 1月末日	330,484,687		3,801	
2月末日	332,810,271		3,853	
3月末日	335,683,572		3,908	
4月末日	343,906,233		4,099	
5月末日	360,898,396		4,323	
6月末日	349,655,011		4,194	
7月末日	326,929,632		4,092	
8月末日	328,943,978		4,104	
9月末日	319,655,623		3,935	
10月末日	318,294,461		3,982	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	110円
第30計算期間	110円
第31計算期間	110円
第32計算期間	110円
第33計算期間	110円
第34計算期間	110円
第35計算期間	110円
第36計算期間	110円
第37計算期間	110円
第38計算期間	110円
第39計算期間	110円
第40計算期間	110円
第41計算期間	110円
第42計算期間	110円
第43計算期間	110円
第44計算期間	110円

第45計算期間	110円
第46計算期間	110円
第47計算期間	110円
第48計算期間	110円
第49計算期間	110円
第50計算期間	110円
第51計算期間	110円
第52計算期間	110円
第53計算期間	110円
第54計算期間	110円
第55計算期間	110円
第56計算期間	110円
第57計算期間	110円
第58計算期間	110円
第59計算期間	110円
第60計算期間	110円
第61計算期間	110円
第62計算期間	110円
第63計算期間	110円
第64計算期間	110円
第65計算期間	110円
第66計算期間	110円
第67計算期間	110円
第68計算期間	110円
第69計算期間	110円
第70計算期間	110円
第71計算期間	110円
第72計算期間	110円
第73計算期間	110円
第74計算期間	110円
第75計算期間	110円
第76計算期間	110円
第77計算期間	110円
第78計算期間	110円
第79計算期間	110円
第80計算期間	110円
第81計算期間	110円
第82計算期間	110円
第83計算期間	110円
第84計算期間	110円
第85計算期間	110円
第86計算期間	110円

第87計算期間	110円
第88計算期間	110円
第89計算期間	110円
第90計算期間	110円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	70円
第107計算期間	70円
第108計算期間	70円
第109計算期間	70円
第110計算期間	70円
第111計算期間	70円
第112計算期間	70円
第113計算期間	70円
第114計算期間	70円
第115計算期間	40円
第116計算期間	40円
第117計算期間	40円
第118計算期間	40円
第119計算期間	40円
第120計算期間	40円
第121計算期間	40円
第122計算期間	40円
第123計算期間	40円
第124計算期間	40円
第125計算期間	40円
第126計算期間	40円
第127計算期間	30円
第128計算期間	30円

第129計算期間	30円
第130計算期間	30円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円
第138計算期間	30円
第139計算期間	30円
第140計算期間	30円
第141計算期間	30円
第142計算期間	30円
第143計算期間	30円
第144計算期間	30円
第145計算期間	30円
第146計算期間	30円
第147計算期間	30円
第148計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第29計算期間	1.17
第30計算期間	0.88
第31計算期間	5.75
第32計算期間	7.96
第33計算期間	8.63
第34計算期間	4.28
第35計算期間	8.82
第36計算期間	2.99
第37計算期間	3.12
第38計算期間	0.08
第39計算期間	1.36
第40計算期間	1.13
第41計算期間	0.31
第42計算期間	9.64
第43計算期間	2.64
第44計算期間	3.49
第45計算期間	2.43

第46計算期間	6.40
第47計算期間	2.47
第48計算期間	16.87
第49計算期間	6.38
第50計算期間	7.43
第51計算期間	9.23
第52計算期間	1.24
第53計算期間	2.60
第54計算期間	2.28
第55計算期間	2.95
第56計算期間	2.73
第57計算期間	1.99
第58計算期間	5.69
第59計算期間	2.34
第60計算期間	0.36
第61計算期間	0.46
第62計算期間	2.56
第63計算期間	0.90
第64計算期間	1.60
第65計算期間	10.05
第66計算期間	5.40
第67計算期間	1.27
第68計算期間	2.58
第69計算期間	4.52
第70計算期間	4.89
第71計算期間	3.02
第72計算期間	1.16
第73計算期間	0.20
第74計算期間	5.35
第75計算期間	9.94
第76計算期間	5.17
第77計算期間	2.05
第78計算期間	9.89
第79計算期間	14.43
第80計算期間	6.56
第81計算期間	5.84
第82計算期間	6.12
第83計算期間	9.22
第84計算期間	1.25
第85計算期間	12.22
第86計算期間	2.68
第87計算期間	2.78



第88計算期間	3.83
第89計算期間	0.91
第90計算期間	10.20
第91計算期間	4.33
第92計算期間	3.24
第93計算期間	4.44
第94計算期間	6.12
第95計算期間	3.75
第96計算期間	3.62
第97計算期間	0.95
第98計算期間	3.30
第99計算期間	3.18
第100計算期間	0.49
第101計算期間	3.81
第102計算期間	12.07
第103計算期間	2.91
第104計算期間	0.25
第105計算期間	3.70
第106計算期間	3.33
第107計算期間	5.45
第108計算期間	9.15
第109計算期間	8.05
第110計算期間	11.79
第111計算期間	3.04
第112計算期間	2.22
第113計算期間	2.64
第114計算期間	0.24
第115計算期間	3.21
第116計算期間	0.06
第117計算期間	0.29
第118計算期間	3.87
第119計算期間	3.71
第120計算期間	0.85
第121計算期間	5.42
第122計算期間	10.94
第123計算期間	7.25
第124計算期間	0.04
第125計算期間	0.19
第126計算期間	6.70
第127計算期間	1.14
第128計算期間	0.72
第129計算期間	29.50

第130計算期間	5.17
第131計算期間	7.59
第132計算期間	10.03
第133計算期間	5.78
第134計算期間	1.29
第135計算期間	0.70
第136計算期間	3.36
第137計算期間	6.89
第138計算期間	8.43
第139計算期間	2.72
第140計算期間	3.61
第141計算期間	0.68
第142計算期間	5.19
第143計算期間	2.24
第144計算期間	1.70
第145計算期間	1.80
第146計算期間	3.61
第147計算期間	2.98
第148計算期間	4.42

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第29計算期間	161,224,693	29,470,826	966,173,360
第30計算期間	8,898,759	172,386,782	802,685,337
第31計算期間	10,412,092	37,784,371	775,313,058
第32計算期間	18,030,257	53,970,084	739,373,231
第33計算期間	6,399,098	57,241,046	688,531,283
第34計算期間	6,581,849	11,298,654	683,814,478
第35計算期間	6,208,804	25,009,646	665,013,636
第36計算期間	6,719,392	10,061,672	661,671,356
第37計算期間	15,263,925	29,518,007	647,417,274
第38計算期間	7,645,371	32,348,687	622,713,958
第39計算期間	10,142,801	28,135,258	604,721,501
第40計算期間	9,416,647	7,820,682	606,317,466
第41計算期間	10,052,199	11,871,312	604,498,353
第42計算期間	32,983,582	44,618,377	592,863,558
第43計算期間	52,599,166	35,779,416	609,683,308
第44計算期間	13,012,100	16,978,665	605,716,743
第45計算期間	20,332,745	63,340,664	562,708,824

第46計算期間	89,866,417	41,004,719	611,570,522
第47計算期間	68,343,847	18,932,062	660,982,307
第48計算期間	106,889,038	20,398,973	747,472,372
第49計算期間	23,402,147	14,781,787	756,092,732
第50計算期間	30,178,314	10,583,576	775,687,470
第51計算期間	5,686,058	12,523,106	768,850,422
第52計算期間	6,698,977	27,367,714	748,181,685
第53計算期間	23,498,312	5,640,418	766,039,579
第54計算期間	13,531,776	22,770,700	756,800,655
第55計算期間	5,732,413	52,843,704	709,689,364
第56計算期間	4,497,716	14,791,047	699,396,033
第57計算期間	8,706,442	2,733,616	705,368,859
第58計算期間	2,656,003	58,739,713	649,285,149
第59計算期間	6,304,612	30,886,862	624,702,899
第60計算期間	6,885,091	20,790,198	610,797,792
第61計算期間	2,643,378	77,216,572	536,224,598
第62計算期間	9,451,344	14,473,098	531,202,844
第63計算期間	1,875,971	12,582,488	520,496,327
第64計算期間	2,460,925	3,948,423	519,008,829
第65計算期間	2,335,005	51,046,565	470,297,269
第66計算期間	4,719,549	53,613,661	421,403,157
第67計算期間	13,444,983	13,099,181	421,748,959
第68計算期間	6,128,020	9,797,060	418,079,919
第69計算期間	3,607,384	26,565,794	395,121,509
第70計算期間	6,457,197	11,187,094	390,391,612
第71計算期間	5,729,283	10,167,635	385,953,260
第72計算期間	1,580,957	1,829,104	385,705,113
第73計算期間	14,187,919	12,905,842	386,987,190
第74計算期間	6,480,805	5,944,841	387,523,154
第75計算期間	10,094,222	16,196,421	381,420,955
第76計算期間	9,498,875	8,832,989	382,086,841
第77計算期間	2,397,652	33,041,428	351,443,065
第78計算期間	13,932,253	12,341,855	353,033,463
第79計算期間	15,021,611	9,231,006	358,824,068
第80計算期間	10,098,110	6,410,687	362,511,491
第81計算期間	6,911,772	1,264,268	368,158,995
第82計算期間	13,012,522	590,097	380,581,420
第83計算期間	33,784,778	6,961,465	407,404,733
第84計算期間	28,232,943	5,042,611	430,595,065
第85計算期間	9,926,176	2,127,597	438,393,644
第86計算期間	13,561,292	9,499,325	442,455,611
第87計算期間	141,645,068	1,382,840	582,717,839

第88計算期間	34,731,785	557,937	616,891,687
第89計算期間	141,245,841	22,703,342	735,434,186
第90計算期間	46,525,280	128,623,918	653,335,548
第91計算期間	258,273,960	40,038,540	871,570,968
第92計算期間	106,570,795	33,931,482	944,210,281
第93計算期間	124,806,737	12,216,301	1,056,800,717
第94計算期間	311,540,038	5,462,391	1,362,878,364
第95計算期間	75,779,566	12,002,177	1,426,655,753
第96計算期間	28,092,855	3,854,069	1,450,894,539
第97計算期間	131,008,428	48,517,548	1,533,385,419
第98計算期間	220,404,196	93,245,590	1,660,544,025
第99計算期間	66,109,964	279,729,937	1,446,924,052
第100計算期間	99,946,020	164,482,870	1,382,387,202
第101計算期間	174,690,075	8,214,508	1,548,862,769
第102計算期間	37,566,758	244,422,364	1,342,007,163
第103計算期間	44,393,621	221,921,515	1,164,479,269
第104計算期間	29,062,399	24,886,080	1,168,655,588
第105計算期間	7,992,096	39,892,009	1,136,755,675
第106計算期間	64,256,094	30,114,514	1,170,897,255
第107計算期間	30,984,919	197,374,019	1,004,508,155
第108計算期間	76,199,116	15,748,948	1,064,958,323
第109計算期間	35,868,244	42,138,324	1,058,688,243
第110計算期間	18,523,927	46,014,151	1,031,198,019
第111計算期間	34,247,232	34,216,442	1,031,228,809
第112計算期間	9,203,448	16,167,369	1,024,264,888
第113計算期間	24,697,750	4,122,291	1,044,840,347
第114計算期間	15,772,783	1,947,540	1,058,665,590
第115計算期間	26,819,916	6,577,849	1,078,907,657
第116計算期間	12,846,024	60,556,568	1,031,197,113
第117計算期間	7,263,014	13,617,893	1,024,842,234
第118計算期間	10,123,935	25,467,704	1,009,498,465
第119計算期間	8,525,813	6,455,083	1,011,569,195
第120計算期間	7,932,217	13,003,555	1,006,497,857
第121計算期間	13,443,276	7,177,766	1,012,763,367
第122計算期間	225,844,034	3,774,999	1,234,832,402
第123計算期間	9,675,412	10,797,806	1,233,710,008
第124計算期間	14,554,629	3,558,365	1,244,706,272
第125計算期間	21,420,341	25,511,154	1,240,615,459
第126計算期間	8,933,187	3,827,739	1,245,720,907
第127計算期間	7,489,530	257,091,835	996,118,602
第128計算期間	8,630,521	39,793,803	964,955,320
第129計算期間	9,330,039	10,606,714	963,678,645

第130計算期間	27,670,766	37,923,818	953,425,593
第131計算期間	7,839,844	2,197,802	959,067,635
第132計算期間	9,051,979	4,662,744	963,456,870
第133計算期間	3,742,513	14,360,943	952,838,440
第134計算期間	4,075,013	8,029,344	948,884,109
第135計算期間	4,465,294	14,087,409	939,261,994
第136計算期間	4,297,206	5,931,553	937,627,647
第137計算期間	9,093,905	6,481,220	940,240,332
第138計算期間	3,477,923	62,686,574	881,031,681
第139計算期間	6,908,545	20,001,225	867,939,001
第140計算期間	3,606,863	9,872,720	861,673,144
第141計算期間	7,541,029	8,216,145	860,998,028
第142計算期間	5,679,727	20,938,155	845,739,600
第143計算期間	5,699,283	19,858,021	831,580,862
第144計算期間	8,462,550	4,110,599	835,932,813
第145計算期間	6,833,696	41,484,729	801,281,780
第146計算期間	4,670,208	6,559,595	799,392,393
第147計算期間	17,498,899	4,519,862	812,371,430
第148計算期間	5,719,985	24,217,149	793,874,266

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,580,340,065	98.93
親投資信託受益証券	日本	1,894,498	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		15,130,301	0.95
純資産総額		1,597,364,864	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( T R Y )	853,315,3699	1,885.91	1,609,275,989	1,852	1,580,340,065	98.93
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,860,635	1.0182	1,894,498	1.0182	1,894,498	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.93
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成23年11月21日)	701,391,931	712,630,829	7,489	7,609
第30計算期間末日 (平成23年12月20日)	706,043,763	717,829,567	7,189	7,309
第31計算期間末日 (平成24年 1月20日)	767,232,787	779,675,849	7,399	7,519
第32計算期間末日 (平成24年 2月20日)	840,196,211	852,769,218	8,019	8,139
第33計算期間末日 (平成24年 3月21日)	1,096,229,244	1,112,339,914	8,165	8,285
第34計算期間末日 (平成24年 4月20日)	1,344,978,255	1,364,932,482	8,088	8,208
第35計算期間末日 (平成24年 5月21日)	1,844,256,044	1,873,629,177	7,534	7,654
第36計算期間末日 (平成24年 6月20日)	1,962,113,611	1,992,651,983	7,710	7,830
第37計算期間末日 (平成24年 7月20日)	2,194,052,258	2,227,835,226	7,793	7,913
第38計算期間末日 (平成24年 8月20日)	3,072,778,381	3,119,779,748	7,845	7,965
第39計算期間末日 (平成24年 9月20日)	3,994,755,480	4,056,297,095	7,789	7,909

第40計算期間末日	(平成24年10月22日)	4,888,306,201	4,962,283,021	7,929	8,049
第41計算期間末日	(平成24年11月20日)	6,207,104,366	6,300,922,378	7,939	8,059
第42計算期間末日	(平成24年12月20日)	10,329,832,529	10,478,384,201	8,344	8,464
第43計算期間末日	(平成25年 1月21日)	15,399,257,777	15,606,073,916	8,935	9,055
第44計算期間末日	(平成25年 2月20日)	23,574,636,664	23,887,620,869	9,039	9,159
第45計算期間末日	(平成25年 3月21日)	30,562,197,323	30,975,591,819	8,872	8,992
第46計算期間末日	(平成25年 4月22日)	36,186,232,104	36,650,183,853	9,359	9,479
第47計算期間末日	(平成25年 5月20日)	40,006,203,100	40,513,938,976	9,455	9,575
第48計算期間末日	(平成25年 6月20日)	36,082,920,965	36,627,473,226	7,951	8,071
第49計算期間末日	(平成25年 7月22日)	34,974,399,117	35,493,656,294	8,083	8,203
第50計算期間末日	(平成25年 8月20日)	31,112,489,714	31,610,868,700	7,491	7,611
第51計算期間末日	(平成25年 9月20日)	27,296,492,169	27,725,518,241	7,635	7,755
第52計算期間末日	(平成25年10月21日)	24,726,036,831	25,122,821,333	7,478	7,598
第53計算期間末日	(平成25年11月20日)	22,644,358,908	23,016,484,847	7,302	7,422
第54計算期間末日	(平成25年12月20日)	20,082,678,103	20,413,640,137	7,282	7,402
第55計算期間末日	(平成26年 1月20日)	17,672,335,612	17,985,390,037	6,774	6,894
第56計算期間末日	(平成26年 2月20日)	16,186,464,783	16,480,232,067	6,612	6,732
第57計算期間末日	(平成26年 3月20日)	14,664,139,535	14,937,140,690	6,446	6,566
第58計算期間末日	(平成26年 4月21日)	14,688,086,602	14,944,290,822	6,880	7,000
第59計算期間末日	(平成26年 5月20日)	14,295,399,027	14,542,105,654	6,953	7,073
第60計算期間末日	(平成26年 6月20日)	13,860,188,109	14,100,796,922	6,913	7,033
第61計算期間末日	(平成26年 7月22日)	13,377,226,267	13,611,536,300	6,851	6,971
第62計算期間末日	(平成26年 8月20日)	12,824,025,063	13,051,744,086	6,758	6,878
第63計算期間末日	(平成26年 9月22日)	12,465,352,994	12,685,756,905	6,787	6,907
第64計算期間末日	(平成26年10月20日)	11,012,523,484	11,214,836,909	6,532	6,652
第65計算期間末日	(平成26年11月20日)	11,011,597,432	11,197,394,667	7,112	7,232
第66計算期間末日	(平成26年12月22日)	9,852,601,893	10,029,609,906	6,679	6,799
第67計算期間末日	(平成27年 1月20日)	9,363,494,278	9,538,109,969	6,435	6,555
第68計算期間末日	(平成27年 2月20日)	8,699,989,213	8,867,917,771	6,217	6,337
第69計算期間末日	(平成27年 3月20日)	7,565,908,328	7,722,763,900	5,788	5,908
第70計算期間末日	(平成27年 4月20日)	7,202,408,192	7,355,497,585	5,646	5,766
第71計算期間末日	(平成27年 5月20日)	7,338,595,504	7,488,929,648	5,858	5,978
第72計算期間末日	(平成27年 6月22日)	6,876,314,006	7,023,847,451	5,593	5,713
第73計算期間末日	(平成27年 7月21日)	6,745,591,395	6,889,900,452	5,609	5,729
第74計算期間末日	(平成27年 8月20日)	5,801,700,378	5,906,268,851	4,993	5,083
第75計算期間末日	(平成27年 9月24日)	5,047,378,049	5,147,058,981	4,557	4,647
第76計算期間末日	(平成27年10月20日)	5,071,343,502	5,167,305,809	4,756	4,846
第77計算期間末日	(平成27年11月20日)	5,135,774,099	5,229,066,148	4,955	5,045
第78計算期間末日	(平成27年12月21日)	4,592,927,423	4,682,633,092	4,608	4,698
第79計算期間末日	(平成28年 1月20日)	3,982,763,919	4,069,786,127	4,119	4,209
第80計算期間末日	(平成28年 2月22日)	3,847,176,322	3,932,054,090	4,079	4,169
第81計算期間末日	(平成28年 3月22日)	4,014,486,175	4,098,089,377	4,322	4,412

第82計算期間末日	(平成28年 4月20日)	3,934,490,095	4,016,829,602	4,301	4,391
第83計算期間末日	(平成28年 5月20日)	3,660,312,515	3,742,314,784	4,017	4,107
第84計算期間末日	(平成28年 6月20日)	3,490,504,663	3,571,182,549	3,894	3,984
第85計算期間末日	(平成28年 7月20日)	3,507,622,443	3,560,699,479	3,965	4,025
第86計算期間末日	(平成28年 8月22日)	3,233,278,167	3,283,159,943	3,889	3,949
第87計算期間末日	(平成28年 9月20日)	3,127,617,922	3,176,938,822	3,805	3,865
第88計算期間末日	(平成28年10月20日)	3,021,396,375	3,069,929,037	3,735	3,795
第89計算期間末日	(平成28年11月21日)	2,737,087,846	2,784,831,237	3,440	3,500
第90計算期間末日	(平成28年12月20日)	2,721,541,257	2,768,209,756	3,499	3,559
第91計算期間末日	(平成29年 1月20日)	2,453,444,746	2,484,139,356	3,197	3,237
第92計算期間末日	(平成29年 2月20日)	2,459,327,703	2,489,025,981	3,312	3,352
第93計算期間末日	(平成29年 3月21日)	2,470,845,482	2,500,637,332	3,317	3,357
第94計算期間末日	(平成29年 4月20日)	2,357,506,837	2,386,931,435	3,205	3,245
第95計算期間末日	(平成29年 5月22日)	2,457,892,515	2,487,170,473	3,358	3,398
第96計算期間末日	(平成29年 6月20日)	2,521,409,836	2,550,766,579	3,436	3,476
第97計算期間末日	(平成29年 7月20日)	2,744,294,922	2,776,231,525	3,437	3,477
第98計算期間末日	(平成29年 8月21日)	2,967,116,738	3,002,371,537	3,366	3,406
第99計算期間末日	(平成29年 9月20日)	3,457,847,430	3,497,318,833	3,504	3,544
第100計算期間末日	(平成29年10月20日)	4,013,619,418	4,060,952,061	3,392	3,432
第101計算期間末日	(平成29年11月20日)	4,166,469,830	4,219,210,129	3,160	3,200
第102計算期間末日	(平成29年12月20日)	4,342,868,458	4,396,569,774	3,235	3,275
第103計算期間末日	(平成30年 1月22日)	4,375,171,515	4,429,959,997	3,194	3,234
第104計算期間末日	(平成30年 2月20日)	4,297,943,652	4,354,288,715	3,051	3,091
第105計算期間末日	(平成30年 3月20日)	3,991,853,831	4,047,592,127	2,865	2,905
第106計算期間末日	(平成30年 4月20日)	3,941,487,827	3,983,023,656	2,847	2,877
第107計算期間末日	(平成30年 5月21日)	3,380,920,298	3,420,540,786	2,560	2,590
第108計算期間末日	(平成30年 6月20日)	3,100,286,166	3,139,595,292	2,366	2,396
第109計算期間末日	(平成30年 7月20日)	3,183,631,547	3,222,635,285	2,449	2,479
第110計算期間末日	(平成30年 8月20日)	2,311,398,061	2,348,742,695	1,857	1,887
第111計算期間末日	(平成30年 9月20日)	2,257,003,534	2,293,740,367	1,843	1,873
第112計算期間末日	(平成30年10月22日)	2,470,229,643	2,506,529,670	2,042	2,072
第113計算期間末日	(平成30年11月20日)	2,656,087,047	2,692,697,603	2,176	2,206
第114計算期間末日	(平成30年12月20日)	2,752,369,441	2,789,626,053	2,216	2,246
第115計算期間末日	(平成31年 1月21日)	2,818,055,730	2,837,103,728	2,219	2,234
第116計算期間末日	(平成31年 2月20日)	3,008,556,249	3,028,087,316	2,311	2,326
第117計算期間末日	(平成31年 3月20日)	3,298,554,728	3,320,044,936	2,302	2,317
第118計算期間末日	(平成31年 4月22日)	3,246,636,913	3,268,249,385	2,253	2,268
第119計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	3,191,238,439	3,213,566,118	2,144	2,159
第120計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	3,405,291,130	3,427,691,106	2,280	2,295
第121計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	3,666,669,084	3,689,571,394	2,402	2,417
第122計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	3,697,283,171	3,720,722,774	2,366	2,381
第123計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	3,964,391,622	3,989,065,155	2,410	2,425



第124計算期間末日	(令和 1年10月21日)	4,020,347,373	4,045,545,977	2,393	2,408
第125計算期間末日	(令和 1年11月20日)	3,881,529,162	3,905,553,247	2,424	2,439
第126計算期間末日	(令和 1年12月20日)	3,831,545,590	3,855,530,300	2,396	2,411
第127計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	3,962,096,244	3,986,137,916	2,472	2,487
第128計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	3,801,726,161	3,824,938,979	2,457	2,472
第129計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	2,710,630,088	2,732,207,577	1,884	1,899
第130計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	2,608,338,909	2,629,857,258	1,818	1,833
第131計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	2,697,711,694	2,718,679,825	1,930	1,945
第132計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	2,798,967,733	2,819,874,201	2,008	2,023
第133計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	2,778,868,554	2,799,440,597	2,026	2,041
第134計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	2,644,221,174	2,664,369,495	1,969	1,984
第135計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	2,376,159,727	2,395,662,106	1,828	1,843
第136計算期間末日	(令和 2年10月20日)	2,310,637,934	2,329,827,942	1,806	1,821
第137計算期間末日	(令和 2年11月20日)	2,379,757,870	2,398,533,526	1,901	1,916
第138計算期間末日	(令和 2年12月21日)	2,344,183,510	2,362,563,612	1,913	1,928
第139計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	2,366,997,394	2,385,135,851	1,957	1,972
第140計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	2,520,396,159	2,538,124,313	2,133	2,148
第141計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	2,426,958,601	2,444,417,083	2,085	2,100
第142計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	2,101,275,621	2,117,870,613	1,899	1,914
第143計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	1,961,706,438	1,977,592,900	1,852	1,867
第144計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	1,875,979,155	1,891,203,903	1,848	1,863
第145計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	1,853,232,064	1,867,992,402	1,883	1,898
第146計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	1,821,174,919	1,835,445,029	1,914	1,929
第147計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	1,753,304,287	1,767,149,127	1,900	1,915
第148計算期間末日	(令和 3年10月20日)	1,625,354,204	1,638,779,914	1,816	1,831
	令和 2年10月末日	2,158,490,173		1,687	
	11月末日	2,321,594,896		1,854	
	12月末日	2,436,458,146		2,000	
	令和 3年 1月末日	2,416,884,039		2,006	
	2月末日	2,411,701,023		2,040	
	3月末日	2,102,779,400		1,807	
	4月末日	2,024,267,423		1,888	
	5月末日	1,957,939,322		1,859	
	6月末日	1,886,008,390		1,858	
	7月末日	1,890,621,532		1,923	
	8月末日	1,867,048,193		1,975	
	9月末日	1,738,210,575		1,880	
	10月末日	1,597,364,864		1,783	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第29計算期間	120円
第30計算期間	120円
第31計算期間	120円
第32計算期間	120円
第33計算期間	120円
第34計算期間	120円
第35計算期間	120円
第36計算期間	120円
第37計算期間	120円
第38計算期間	120円
第39計算期間	120円
第40計算期間	120円
第41計算期間	120円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円
第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円

第70計算期間	120円
第71計算期間	120円
第72計算期間	120円
第73計算期間	120円
第74計算期間	90円
第75計算期間	90円
第76計算期間	90円
第77計算期間	90円
第78計算期間	90円
第79計算期間	90円
第80計算期間	90円
第81計算期間	90円
第82計算期間	90円
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円

第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第29計算期間	2.81
第30計算期間	2.40
第31計算期間	4.59
第32計算期間	10.00
第33計算期間	3.31
第34計算期間	0.52
第35計算期間	5.36
第36計算期間	3.92
第37計算期間	2.63
第38計算期間	2.20
第39計算期間	0.81
第40計算期間	3.33
第41計算期間	1.63
第42計算期間	6.61
第43計算期間	8.52
第44計算期間	2.50
第45計算期間	0.51
第46計算期間	6.84
第47計算期間	2.30
第48計算期間	14.63
第49計算期間	3.16
第50計算期間	5.83
第51計算期間	3.52
第52計算期間	0.48
第53計算期間	0.74
第54計算期間	1.36
第55計算期間	5.32
第56計算期間	0.62
第57計算期間	0.69
第58計算期間	8.59
第59計算期間	2.80
第60計算期間	1.15
第61計算期間	0.83
第62計算期間	0.39
第63計算期間	2.20
第64計算期間	1.98
第65計算期間	10.71
第66計算期間	4.40
第67計算期間	1.85
第68計算期間	1.52
第69計算期間	4.97
第70計算期間	0.38

第71計算期間	5.88
第72計算期間	2.47
第73計算期間	2.43
第74計算期間	9.37
第75計算期間	6.92
第76計算期間	6.34
第77計算期間	6.07
第78計算期間	5.18
第79計算期間	8.65
第80計算期間	1.21
第81計算期間	8.16
第82計算期間	1.59
第83計算期間	4.51
第84計算期間	0.82
第85計算期間	3.36
第86計算期間	0.40
第87計算期間	0.61
第88計算期間	0.26
第89計算期間	6.29
第90計算期間	3.45
第91計算期間	7.48
第92計算期間	4.84
第93計算期間	1.35
第94計算期間	2.17
第95計算期間	6.02
第96計算期間	3.51
第97計算期間	1.19
第98計算期間	0.90
第99計算期間	5.28
第100計算期間	2.05
第101計算期間	5.66
第102計算期間	3.63
第103計算期間	0.03
第104計算期間	3.22
第105計算期間	4.78
第106計算期間	0.41
第107計算期間	9.02
第108計算期間	6.40
第109計算期間	4.77
第110計算期間	22.94
第111計算期間	0.86
第112計算期間	12.42

第113計算期間	8.03
第114計算期間	3.21
第115計算期間	0.81
第116計算期間	4.82
第117計算期間	0.25
第118計算期間	1.47
第119計算期間	4.17
第120計算期間	7.04
第121計算期間	6.00
第122計算期間	0.87
第123計算期間	2.49
第124計算期間	0.08
第125計算期間	1.92
第126計算期間	0.53
第127計算期間	3.79
第128計算期間	0.00
第129計算期間	22.71
第130計算期間	2.70
第131計算期間	6.98
第132計算期間	4.81
第133計算期間	1.64
第134計算期間	2.07
第135計算期間	6.39
第136計算期間	0.38
第137計算期間	6.09
第138計算期間	1.42
第139計算期間	3.08
第140計算期間	9.75
第141計算期間	1.54
第142計算期間	8.20
第143計算期間	1.68
第144計算期間	0.59
第145計算期間	2.70
第146計算期間	2.44
第147計算期間	0.05
第148計算期間	3.63

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

第29計算期間	17,072,330	20,535,870	936,574,870
第30計算期間	69,832,542	24,257,001	982,150,411
第31計算期間	75,397,351	20,625,926	1,036,921,836
第32計算期間	51,523,974	40,695,215	1,047,750,595
第33計算期間	411,202,733	116,397,463	1,342,555,865
第34計算期間	385,529,829	65,233,397	1,662,852,297
第35計算期間	872,754,669	87,845,856	2,447,761,110
第36計算期間	235,853,670	138,750,438	2,544,864,342
第37計算期間	282,971,384	12,588,385	2,815,247,341
第38計算期間	1,166,339,077	64,805,793	3,916,780,625
第39計算期間	1,550,819,208	339,131,907	5,128,467,926
第40計算期間	1,131,468,167	95,201,089	6,164,735,004
第41計算期間	1,970,075,030	316,642,365	7,818,167,669
第42計算期間	5,265,963,779	704,825,429	12,379,306,019
第43計算期間	6,839,762,830	1,984,390,560	17,234,678,289
第44計算期間	10,375,364,623	1,528,025,782	26,082,017,130
第45計算期間	10,227,353,430	1,859,829,185	34,449,541,375
第46計算期間	7,123,100,676	2,909,996,271	38,662,645,780
第47計算期間	6,275,988,622	2,627,311,380	42,311,323,022
第48計算期間	7,372,594,117	4,304,561,984	45,379,355,155
第49計算期間	905,594,169	3,013,517,830	43,271,431,494
第50計算期間	736,756,235	2,476,605,505	41,531,582,224
第51計算期間	294,015,020	6,073,424,548	35,752,172,696
第52計算期間	166,675,167	2,853,472,675	33,065,375,188
第53計算期間	214,208,219	2,269,088,488	31,010,494,919
第54計算期間	155,717,643	3,586,043,036	27,580,169,526
第55計算期間	154,588,025	1,646,888,762	26,087,868,789
第56計算期間	221,763,648	1,829,025,394	24,480,607,043
第57計算期間	118,330,805	1,848,841,561	22,750,096,287
第58計算期間	96,391,804	1,496,136,365	21,350,351,726
第59計算期間	230,787,118	1,022,253,187	20,558,885,657
第60計算期間	746,574,837	1,254,726,071	20,050,734,423
第61計算期間	644,323,162	1,169,221,476	19,525,836,109
第62計算期間	168,617,210	717,868,059	18,976,585,260
第63計算期間	240,171,140	849,763,764	18,366,992,636
第64計算期間	132,266,044	1,639,806,523	16,859,452,157
第65計算期間	129,221,676	1,505,570,846	15,483,102,987
第66計算期間	231,236,989	963,672,160	14,750,667,816
第67計算期間	167,757,098	367,117,290	14,551,307,624
第68計算期間	223,091,168	780,352,209	13,994,046,583
第69計算期間	112,482,465	1,035,231,306	13,071,297,742
第70計算期間	187,385,904	501,234,171	12,757,449,475



第71計算期間	169,414,361	399,018,452	12,527,845,384
第72計算期間	270,770,423	504,161,996	12,294,453,811
第73計算期間	119,779,441	388,478,429	12,025,754,823
第74計算期間	97,487,754	504,523,305	11,618,719,272
第75計算期間	98,342,732	641,402,811	11,075,659,193
第76計算期間	41,403,932	454,584,482	10,662,478,643
第77計算期間	53,252,868	349,948,278	10,365,783,233
第78計算期間	42,901,009	441,387,595	9,967,296,647
第79計算期間	41,433,158	339,595,536	9,669,134,269
第80計算期間	40,908,765	279,179,916	9,430,863,118
第81計算期間	42,128,018	183,746,416	9,289,244,720
第82計算期間	41,614,700	182,025,280	9,148,834,140
第83計算期間	52,239,561	89,710,405	9,111,363,296
第84計算期間	39,442,145	186,595,845	8,964,209,596
第85計算期間	58,303,272	176,340,196	8,846,172,672
第86計算期間	37,923,752	570,467,051	8,313,629,373
第87計算期間	30,523,404	124,002,677	8,220,150,100
第88計算期間	29,584,699	160,957,702	8,088,777,097
第89計算期間	44,298,743	175,843,876	7,957,231,964
第90計算期間	36,654,685	215,803,322	7,778,083,327
第91計算期間	92,774,884	197,205,563	7,673,652,648
第92計算期間	96,577,169	345,660,152	7,424,569,665
第93計算期間	124,551,837	101,158,840	7,447,962,662
第94計算期間	82,729,139	174,542,125	7,356,149,676
第95計算期間	136,716,582	173,376,743	7,319,489,515
第96計算期間	152,499,560	132,803,211	7,339,185,864
第97計算期間	1,158,708,484	513,743,396	7,984,150,952
第98計算期間	880,781,999	51,233,135	8,813,699,816
第99計算期間	1,207,359,010	153,207,926	9,867,850,900
第100計算期間	2,242,624,852	277,314,890	11,833,160,862
第101計算期間	1,579,292,932	227,378,879	13,185,074,915
第102計算期間	499,018,720	258,764,601	13,425,329,034
第103計算期間	504,368,502	232,576,889	13,697,120,647
第104計算期間	767,513,186	378,368,002	14,086,265,831
第105計算期間	173,870,461	325,562,227	13,934,574,065
第106計算期間	95,477,004	184,774,414	13,845,276,655
第107計算期間	89,677,088	728,124,331	13,206,829,412
第108計算期間	212,179,772	315,967,139	13,103,042,045
第109計算期間	94,661,631	196,457,468	13,001,246,208
第110計算期間	133,020,813	686,055,652	12,448,211,369
第111計算期間	171,638,819	374,238,892	12,245,611,296
第112計算期間	192,811,508	338,413,659	12,100,009,145

第113計算期間	556,297,455	452,787,648	12,203,518,952
第114計算期間	403,745,517	188,393,630	12,418,870,839
第115計算期間	435,638,194	155,843,127	12,698,665,906
第116計算期間	751,275,806	429,230,292	13,020,711,420
第117計算期間	1,571,628,844	265,534,451	14,326,805,813
第118計算期間	619,010,139	537,500,847	14,408,315,105
第119計算期間	685,788,661	208,983,984	14,885,119,782
第120計算期間	347,288,039	299,090,372	14,933,317,449
第121計算期間	604,759,969	269,870,107	15,268,207,311
第122計算期間	538,424,544	180,229,402	15,626,402,453
第123計算期間	890,416,138	67,796,435	16,449,022,156
第124計算期間	683,061,463	333,014,113	16,799,069,506
第125計算期間	319,915,602	1,102,928,263	16,016,056,845
第126計算期間	312,140,748	338,390,502	15,989,807,091
第127計算期間	140,977,767	103,003,156	16,027,781,702
第128計算期間	196,401,256	748,970,955	15,475,212,003
第129計算期間	142,675,196	1,232,894,272	14,384,992,927
第130計算期間	101,427,117	140,853,457	14,345,566,587
第131計算期間	67,462,787	434,274,964	13,978,754,410
第132計算期間	59,109,747	100,218,232	13,937,645,925
第133計算期間	55,927,075	278,877,445	13,714,695,555
第134計算期間	50,617,712	333,099,263	13,432,214,004
第135計算期間	51,061,518	481,689,455	13,001,586,067
第136計算期間	53,076,985	261,323,851	12,793,339,201
第137計算期間	56,621,366	332,856,243	12,517,104,324
第138計算期間	48,948,085	312,650,833	12,253,401,576
第139計算期間	59,638,703	220,734,984	12,092,305,295
第140計算期間	54,975,140	328,510,826	11,818,769,609
第141計算期間	52,513,774	232,294,919	11,638,988,464
第142計算期間	94,202,513	669,862,415	11,063,328,562
第143計算期間	48,410,221	520,763,517	10,590,975,266
第144計算期間	105,666,431	546,809,590	10,149,832,107
第145計算期間	43,257,278	352,864,012	9,840,225,373
第146計算期間	37,647,507	364,465,831	9,513,407,049
第147計算期間	39,343,540	322,856,768	9,229,893,821
第148計算期間	40,292,958	319,713,406	8,950,473,373

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	177,525,346	98.01
親投資信託受益証券	日本	91,251	0.05
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,511,270	1.94
純資産総額		181,127,867	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボ ンド ファンド B - クラス J (CN Y)	24,581.1889	7,261.7	178,501,381	7,222	177,525,346	98.01
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	89,620	1.0182	91,251	1.0182	91,251	0.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
親投資信託受益証券	0.05
合計	98.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17計算期間末日 (平成23年11月21日)	201,374,524	201,805,132	9,353	9,373
第18計算期間末日 (平成23年12月20日)	196,879,574	197,301,126	9,341	9,361
第19計算期間末日 (平成24年 1月20日)	195,663,731	196,077,561	9,456	9,476
第20計算期間末日 (平成24年 2月20日)	205,955,949	206,372,701	9,884	9,904
第21計算期間末日 (平成24年 3月21日)	202,470,793	202,858,070	10,456	10,476
第22計算期間末日 (平成24年 4月20日)	197,907,035	198,292,819	10,260	10,280
第23計算期間末日 (平成24年 5月21日)	186,287,603	186,665,982	9,847	9,867
第24計算期間末日 (平成24年 6月20日)	191,551,763	191,936,309	9,962	9,982
第25計算期間末日 (平成24年 7月20日)	194,480,926	194,863,802	10,159	10,179
第26計算期間末日 (平成24年 8月20日)	194,590,103	194,969,634	10,254	10,274
第27計算期間末日 (平成24年 9月20日)	190,824,890	191,196,456	10,271	10,291
第28計算期間末日 (平成24年10月22日)	185,385,011	185,733,997	10,624	10,644
第29計算期間末日 (平成24年11月20日)	184,699,107	185,040,845	10,809	10,829
第30計算期間末日 (平成24年12月20日)	179,142,810	179,458,430	11,352	11,372
第31計算期間末日 (平成25年 1月21日)	183,299,424	183,601,192	12,148	12,168
第32計算期間末日 (平成25年 2月20日)	184,581,546	184,879,097	12,407	12,427
第33計算期間末日 (平成25年 3月21日)	189,720,403	190,021,270	12,612	12,632
第34計算期間末日 (平成25年 4月22日)	244,213,897	244,579,891	13,345	13,365
第35計算期間末日 (平成25年 5月20日)	304,379,063	304,816,405	13,919	13,939
第36計算期間末日 (平成25年 6月20日)	226,440,167	226,810,644	12,224	12,244
第37計算期間末日 (平成25年 7月22日)	217,051,163	217,727,744	12,832	12,872
第38計算期間末日 (平成25年 8月20日)	194,002,956	194,636,677	12,245	12,285
第39計算期間末日 (平成25年 9月20日)	202,654,632	203,293,480	12,689	12,729
第40計算期間末日 (平成25年10月21日)	199,177,032	199,809,177	12,603	12,643
第41計算期間末日 (平成25年11月20日)	191,664,862	192,269,129	12,687	12,727
第42計算期間末日 (平成25年12月20日)	170,499,188	171,016,828	13,175	13,215
第43計算期間末日 (平成26年 1月20日)	184,886,280	185,443,436	13,274	13,314
第44計算期間末日 (平成26年 2月20日)	179,878,528	180,436,859	12,887	12,927
第45計算期間末日 (平成26年 3月20日)	157,098,621	157,591,498	12,749	12,789
第46計算期間末日 (平成26年 4月21日)	140,605,833	141,037,980	13,015	13,055
第47計算期間末日 (平成26年 5月20日)	142,310,231	142,745,149	13,088	13,128
第48計算期間末日 (平成26年 6月20日)	136,593,877	137,003,185	13,349	13,389
第49計算期間末日 (平成26年 7月22日)	132,197,299	132,594,500	13,313	13,353
第50計算期間末日 (平成26年 8月20日)	136,781,176	137,184,648	13,560	13,600
第51計算期間末日 (平成26年 9月22日)	149,692,459	150,114,455	14,189	14,229
第52計算期間末日 (平成26年10月20日)	153,829,245	154,272,679	13,876	13,916
第53計算期間末日 (平成26年11月20日)	158,562,588	158,981,534	15,139	15,179

第54計算期間末日	(平成26年12月22日)	152,541,638	152,951,882	14,873	14,913
第55計算期間末日	(平成27年 1月20日)	116,203,987	116,521,787	14,626	14,666
第56計算期間末日	(平成27年 2月20日)	121,312,985	121,636,935	14,979	15,019
第57計算期間末日	(平成27年 3月20日)	126,215,623	126,550,357	15,082	15,122
第58計算期間末日	(平成27年 4月20日)	131,645,411	131,985,786	15,471	15,511
第59計算期間末日	(平成27年 5月20日)	132,679,786	133,017,830	15,700	15,740
第60計算期間末日	(平成27年 6月22日)	133,487,149	133,826,981	15,712	15,752
第61計算期間末日	(平成27年 7月21日)	138,508,834	138,855,892	15,964	16,004
第62計算期間末日	(平成27年 8月20日)	123,350,845	123,681,585	14,918	14,958
第63計算期間末日	(平成27年 9月24日)	114,730,696	115,051,529	14,304	14,344
第64計算期間末日	(平成27年10月20日)	108,966,533	109,267,004	14,506	14,546
第65計算期間末日	(平成27年11月20日)	109,590,806	109,886,300	14,835	14,875
第66計算期間末日	(平成27年12月21日)	101,979,517	102,270,127	14,037	14,077
第67計算期間末日	(平成28年 1月20日)	81,775,382	82,022,860	13,217	13,257
第68計算期間末日	(平成28年 2月22日)	80,208,794	80,453,831	13,093	13,133
第69計算期間末日	(平成28年 3月22日)	84,321,488	84,566,724	13,754	13,794
第70計算期間末日	(平成28年 4月20日)	84,641,766	84,888,464	13,724	13,764
第71計算期間末日	(平成28年 5月20日)	83,464,383	83,710,812	13,548	13,588
第72計算期間末日	(平成28年 6月20日)	79,177,879	79,421,622	12,994	13,034
第73計算期間末日	(平成28年 7月20日)	82,276,913	82,520,447	13,514	13,554
第74計算期間末日	(平成28年 8月22日)	78,454,124	78,695,065	13,025	13,065
第75計算期間末日	(平成28年 9月20日)	79,344,509	79,588,874	12,988	13,028
第76計算期間末日	(平成28年10月20日)	80,135,146	80,378,392	13,178	13,218
第77計算期間末日	(平成28年11月21日)	80,122,926	80,365,258	13,225	13,265
第78計算期間末日	(平成28年12月20日)	80,364,949	80,596,560	13,879	13,919
第79計算期間末日	(平成29年 1月20日)	79,300,265	79,525,131	14,106	14,146
第80計算期間末日	(平成29年 2月20日)	75,694,790	75,910,426	14,041	14,081
第81計算期間末日	(平成29年 3月21日)	75,578,089	75,793,864	14,011	14,051
第82計算期間末日	(平成29年 4月20日)	74,541,477	74,757,571	13,798	13,838
第83計算期間末日	(平成29年 5月22日)	76,087,835	76,301,942	14,215	14,255
第84計算期間末日	(平成29年 6月20日)	77,361,435	77,575,818	14,434	14,474
第85計算期間末日	(平成29年 7月20日)	78,523,815	78,738,047	14,661	14,701
第86計算期間末日	(平成29年 8月21日)	78,505,242	78,721,067	14,550	14,590
第87計算期間末日	(平成29年 9月20日)	82,392,614	82,608,731	15,250	15,290
第88計算期間末日	(平成29年10月20日)	83,305,567	83,522,077	15,391	15,431
第89計算期間末日	(平成29年11月20日)	84,302,886	84,523,916	15,256	15,296
第90計算期間末日	(平成29年12月20日)	86,169,437	86,391,117	15,548	15,588
第91計算期間末日	(平成30年 1月22日)	91,820,847	92,054,452	15,722	15,762
第92計算期間末日	(平成30年 2月20日)	95,997,673	96,252,397	15,075	15,115
第93計算期間末日	(平成30年 3月20日)	84,918,163	85,145,699	14,928	14,968
第94計算期間末日	(平成30年 4月20日)	88,095,113	88,325,101	15,322	15,362
第95計算期間末日	(平成30年 5月21日)	90,369,483	90,608,212	15,142	15,182

第96計算期間末日	(平成30年 6月20日)	133,770,021	134,138,712	14,513	14,553
第97計算期間末日	(平成30年 7月20日)	131,011,354	131,368,878	14,658	14,698
第98計算期間末日	(平成30年 8月20日)	123,998,944	124,353,746	13,979	14,019
第99計算期間末日	(平成30年 9月20日)	126,115,978	126,470,994	14,210	14,250
第100計算期間末日	(平成30年10月22日)	124,228,922	124,581,715	14,085	14,125
第101計算期間末日	(平成30年11月20日)	122,888,631	123,240,939	13,952	13,992
第102計算期間末日	(平成30年12月20日)	122,830,694	123,178,752	14,116	14,156
第103計算期間末日	(平成31年 1月21日)	124,500,062	124,848,372	14,298	14,338
第104計算期間末日	(平成31年 2月20日)	129,609,060	129,962,086	14,685	14,725
第105計算期間末日	(平成31年 3月20日)	133,618,990	133,974,438	15,037	15,077
第106計算期間末日	(平成31年 4月22日)	131,477,228	131,824,814	15,130	15,170
第107計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	122,146,895	122,486,724	14,377	14,417
第108計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	124,425,684	124,765,909	14,629	14,669
第109計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	125,243,864	125,584,085	14,725	14,765
第110計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	119,657,974	119,997,698	14,089	14,129
第111計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	120,984,002	121,323,890	14,238	14,278
第112計算期間末日	(令和 1年10月21日)	121,673,220	122,013,457	14,305	14,345
第113計算期間末日	(令和 1年11月20日)	121,631,034	121,971,509	14,290	14,330
第114計算期間末日	(令和 1年12月20日)	122,494,486	122,829,160	14,640	14,680
第115計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	126,618,167	126,950,698	15,231	15,271
第116計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	125,567,456	125,896,214	15,278	15,318
第117計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	103,966,973	104,301,127	12,445	12,485
第118計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	108,573,785	108,914,574	12,744	12,784
第119計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	112,065,316	112,406,537	13,137	13,177
第120計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	120,048,418	120,397,217	13,767	13,807
第121計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	123,109,548	123,458,752	14,102	14,142
第122計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	128,311,032	128,667,121	14,413	14,453
第123計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	126,256,099	126,607,757	14,361	14,401
第124計算期間末日	(令和 2年10月20日)	130,153,739	130,506,471	14,759	14,799
第125計算期間末日	(令和 2年11月20日)	134,548,492	134,906,695	15,025	15,065
第126計算期間末日	(令和 2年12月21日)	139,079,721	139,441,517	15,377	15,417
第127計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	146,688,242	147,069,565	15,387	15,427
第128計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	149,859,319	150,243,637	15,597	15,637
第129計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	153,618,722	154,012,279	15,613	15,653
第130計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	168,276,424	168,701,730	15,826	15,866
第131計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	171,280,100	171,706,646	16,062	16,102
第132計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	179,775,381	180,212,426	16,454	16,494
第133計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	174,295,896	174,724,185	16,278	16,318
第134計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	174,467,808	174,895,523	16,316	16,356
第135計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	177,396,905	177,830,208	16,376	16,416
第136計算期間末日	(令和 3年10月20日)	183,951,689	184,384,051	17,018	17,058
	令和 2年10月末日	128,848,148		14,396	

11月末日	135,483,621		15,145
12月末日	142,604,704		15,412
令和 3年 1月末日	147,719,960		15,497
2月末日	150,612,064		15,508
3月末日	154,009,126		15,576
4月末日	170,691,939		15,976
5月末日	176,946,550		16,546
6月末日	180,048,937		16,449
7月末日	175,664,124		16,406
8月末日	178,321,279		16,549
9月末日	179,115,874		16,539
10月末日	181,127,867		16,919

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第17計算期間	20円
第18計算期間	20円
第19計算期間	20円
第20計算期間	20円
第21計算期間	20円
第22計算期間	20円
第23計算期間	20円
第24計算期間	20円
第25計算期間	20円
第26計算期間	20円
第27計算期間	20円
第28計算期間	20円
第29計算期間	20円
第30計算期間	20円
第31計算期間	20円
第32計算期間	20円
第33計算期間	20円
第34計算期間	20円
第35計算期間	20円
第36計算期間	20円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円

第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	40円
第68計算期間	40円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円
第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円



第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円
第107計算期間	40円
第108計算期間	40円
第109計算期間	40円
第110計算期間	40円
第111計算期間	40円
第112計算期間	40円
第113計算期間	40円
第114計算期間	40円
第115計算期間	40円
第116計算期間	40円
第117計算期間	40円
第118計算期間	40円
第119計算期間	40円
第120計算期間	40円
第121計算期間	40円
第122計算期間	40円
第123計算期間	40円
第124計算期間	40円
第125計算期間	40円

第126計算期間	40円
第127計算期間	40円
第128計算期間	40円
第129計算期間	40円
第130計算期間	40円
第131計算期間	40円
第132計算期間	40円
第133計算期間	40円
第134計算期間	40円
第135計算期間	40円
第136計算期間	40円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第17計算期間	2.08
第18計算期間	0.08
第19計算期間	1.44
第20計算期間	4.73
第21計算期間	5.98
第22計算期間	1.68
第23計算期間	3.83
第24計算期間	1.37
第25計算期間	2.17
第26計算期間	1.13
第27計算期間	0.36
第28計算期間	3.63
第29計算期間	1.92
第30計算期間	5.20
第31計算期間	7.18
第32計算期間	2.29
第33計算期間	1.81
第34計算期間	5.97
第35計算期間	4.45
第36計算期間	12.03
第37計算期間	5.30
第38計算期間	4.26
第39計算期間	3.95
第40計算期間	0.36
第41計算期間	0.98
第42計算期間	4.16

第43計算期間	1.05
第44計算期間	2.61
第45計算期間	0.76
第46計算期間	2.40
第47計算期間	0.86
第48計算期間	2.29
第49計算期間	0.02
第50計算期間	2.15
第51計算期間	4.93
第52計算期間	1.92
第53計算期間	9.39
第54計算期間	1.49
第55計算期間	1.39
第56計算期間	2.68
第57計算期間	0.95
第58計算期間	2.84
第59計算期間	1.73
第60計算期間	0.33
第61計算期間	1.85
第62計算期間	6.30
第63計算期間	3.84
第64計算期間	1.69
第65計算期間	2.54
第66計算期間	5.10
第67計算期間	5.55
第68計算期間	0.63
第69計算期間	5.35
第70計算期間	0.07
第71計算期間	0.99
第72計算期間	3.79
第73計算期間	4.30
第74計算期間	3.32
第75計算期間	0.02
第76計算期間	1.77
第77計算期間	0.66
第78計算期間	5.24
第79計算期間	1.92
第80計算期間	0.17
第81計算期間	0.07
第82計算期間	1.23
第83計算期間	3.31
第84計算期間	1.82

第85計算期間	1.84
第86計算期間	0.48
第87計算期間	5.08
第88計算期間	1.18
第89計算期間	0.61
第90計算期間	2.17
第91計算期間	1.37
第92計算期間	3.86
第93計算期間	0.70
第94計算期間	2.90
第95計算期間	0.91
第96計算期間	3.88
第97計算期間	1.27
第98計算期間	4.35
第99計算期間	1.93
第100計算期間	0.59
第101計算期間	0.66
第102計算期間	1.46
第103計算期間	1.57
第104計算期間	2.98
第105計算期間	2.66
第106計算期間	0.88
第107計算期間	4.71
第108計算期間	2.03
第109計算期間	0.92
第110計算期間	4.04
第111計算期間	1.34
第112計算期間	0.75
第113計算期間	0.17
第114計算期間	2.72
第115計算期間	4.31
第116計算期間	0.57
第117計算期間	18.28
第118計算期間	2.72
第119計算期間	3.39
第120計算期間	5.10
第121計算期間	2.72
第122計算期間	2.48
第123計算期間	0.08
第124計算期間	3.04
第125計算期間	2.07
第126計算期間	2.60

第127計算期間	0.32
第128計算期間	1.62
第129計算期間	0.35
第130計算期間	1.62
第131計算期間	1.74
第132計算期間	2.68
第133計算期間	0.82
第134計算期間	0.47
第135計算期間	0.61
第136計算期間	4.16

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第17計算期間	2,780,848	9,705,990	215,304,499
第18計算期間	247,404	4,775,430	210,776,473
第19計算期間	668,499	4,529,938	206,915,034
第20計算期間	7,452,817	5,991,813	208,376,038
第21計算期間	7,198,008	21,935,349	193,638,697
第22計算期間	2,557,617	3,304,192	192,892,122
第23計算期間	221,457	3,923,942	189,189,637
第24計算期間	3,242,846	159,052	192,273,431
第25計算期間	1,268,772	2,104,173	191,438,030
第26計算期間	561,077	2,233,187	189,765,920
第27計算期間	2,216,008	6,198,794	185,783,134
第28計算期間	236,361	11,526,328	174,493,167
第29計算期間	266,854	3,890,560	170,869,461
第30計算期間	1,696,963	14,756,303	157,810,121
第31計算期間	3,640,042	10,566,131	150,884,032
第32計算期間	2,629,172	4,737,436	148,775,768
第33計算期間	10,158,725	8,500,856	150,433,637
第34計算期間	35,886,591	3,322,732	182,997,496
第35計算期間	41,275,574	5,601,902	218,671,168
第36計算期間	4,283,490	37,715,755	185,238,903
第37計算期間	2,283,121	18,376,768	169,145,256
第38計算期間	287,683	11,002,468	158,430,471
第39計算期間	2,261,329	979,614	159,712,186
第40計算期間	200,902	1,876,657	158,036,431
第41計算期間	410,553	7,380,080	151,066,904
第42計算期間	4,842,626	26,499,335	129,410,195

第43計算期間	11,189,424	1,310,412	139,289,207
第44計算期間	1,201,249	907,651	139,582,805
第45計算期間	353,843	16,717,150	123,219,498
第46計算期間	2,717,908	17,900,509	108,036,897
第47計算期間	1,846,365	1,153,760	108,729,502
第48計算期間	2,011,636	8,413,953	102,327,185
第49計算期間	410,112	3,436,806	99,300,491
第50計算期間	2,695,827	1,128,080	100,868,238
第51計算期間	6,180,509	1,549,529	105,499,218
第52計算期間	5,601,069	241,547	110,858,740
第53計算期間	682,169	6,804,203	104,736,706
第54計算期間	2,032,835	4,208,430	102,561,111
第55計算期間	832,444	23,943,539	79,450,016
第56計算期間	1,952,053	414,441	80,987,628
第57計算期間	3,019,818	323,750	83,683,696
第58計算期間	4,166,877	2,756,684	85,093,889
第59計算期間	558,261	1,140,947	84,511,203
第60計算期間	1,466,213	1,019,292	84,958,124
第61計算期間	2,844,990	1,038,375	86,764,739
第62計算期間	604,605	4,684,201	82,685,143
第63計算期間	150,272	2,627,152	80,208,263
第64計算期間	128,832	5,219,260	75,117,835
第65計算期間	204,957	1,449,196	73,873,596
第66計算期間	897,971	2,119,007	72,652,560
第67計算期間	130,361	10,913,401	61,869,520
第68計算期間	104,738	714,840	61,259,418
第69計算期間	113,971	64,283	61,309,106
第70計算期間	365,718	99	61,674,725
第71計算期間	96,702	164,043	61,607,384
第72計算期間	110,917	782,413	60,935,888
第73計算期間	941,332	993,607	60,883,613
第74計算期間	811,102	1,459,280	60,235,435
第75計算期間	855,829		61,091,264
第76計算期間	844,901	1,124,425	60,811,740
第77計算期間	91,758	320,417	60,583,081
第78計算期間	836,820	3,516,997	57,902,904
第79計算期間	80,952	1,767,236	56,216,620
第80計算期間	148,366	2,455,805	53,909,181
第81計算期間	89,363	54,717	53,943,827
第82計算期間	79,862		54,023,689
第83計算期間	76,140	573,018	53,526,811
第84計算期間	125,173	56,000	53,595,984

第85計算期間	122,152	160,000	53,558,136
第86計算期間	408,183	10,000	53,956,319
第87計算期間	173,660	100,727	54,029,252
第88計算期間	2,172,121	2,073,860	54,127,513
第89計算期間	1,439,620	309,600	55,257,533
第90計算期間	548,351	385,794	55,420,090
第91計算期間	4,847,666	1,866,328	58,401,428
第92計算期間	6,651,414	1,371,746	63,681,096
第93計算期間	131,898	6,928,838	56,884,156
第94計算期間	884,633	271,596	57,497,193
第95計算期間	2,235,947	50,652	59,682,488
第96計算期間	32,687,593	197,261	92,172,820
第97計算期間	560,939	3,352,591	89,381,168
第98計算期間	248,377	928,865	88,700,680
第99計算期間	206,110	152,759	88,754,031
第100計算期間	87,803	643,419	88,198,415
第101計算期間	95,169	216,489	88,077,095
第102計算期間	239,904	1,302,321	87,014,678
第103計算期間	78,618	15,793	87,077,503
第104計算期間	1,466,881	287,792	88,256,592
第105計算期間	759,226	153,762	88,862,056
第106計算期間	86,533	2,051,846	86,896,743
第107計算期間	221,764	2,161,040	84,957,467
第108計算期間	103,672	4,695	85,056,444
第109計算期間	85,651	86,617	85,055,478
第110計算期間	355,639	480,103	84,931,014
第111計算期間	253,412	212,185	84,972,241
第112計算期間	163,224	76,108	85,059,357
第113計算期間	94,258	34,737	85,118,878
第114計算期間	103,067	1,553,439	83,668,506
第115計算期間	464,287	1,000,042	83,132,751
第116計算期間	438,087	1,381,094	82,189,744
第117計算期間	1,349,727	900	83,538,571
第118計算期間	2,700,853	1,042,004	85,197,420
第119計算期間	108,078		85,305,498
第120計算期間	2,074,970	180,674	87,199,794
第121計算期間	202,512	101,132	87,301,174
第122計算期間	2,280,223	558,958	89,022,439
第123計算期間	201,719	1,309,612	87,914,546
第124計算期間	316,617	48,011	88,183,152
第125計算期間	1,535,701	168,003	89,550,850
第126計算期間	1,175,016	276,806	90,449,060

第127計算期間	5,042,295	160,517	95,330,838
第128計算期間	1,448,031	699,202	96,079,667
第129計算期間	2,616,063	306,283	98,389,447
第130計算期間	7,992,082	54,896	106,326,633
第131計算期間	968,633	658,590	106,636,676
第132計算期間	2,772,527	147,876	109,261,327
第133計算期間	670,103	2,859,010	107,072,420
第134計算期間	540,333	683,954	106,928,799
第135計算期間	1,837,243	440,090	108,325,952
第136計算期間	709,763	945,059	108,090,656

### 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）】

#### （１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	764,358,436	99.07
親投資信託受益証券	日本	1,052,128	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		6,158,409	0.79
純資産総額		771,568,973	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボ ンド ファンド B - クラス J ( I D R )	136,370.8183	5,662	772,131,573	5,605	764,358,436	99.07
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	1,033,322	1.0182	1,052,128	1.0182	1,052,128	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在



種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.07
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17計算期間末日 (平成23年11月21日)	2,891,340,589	2,914,373,939	8,787	8,857
第18計算期間末日 (平成23年12月20日)	2,795,511,560	2,817,836,230	8,765	8,835
第19計算期間末日 (平成24年 1月20日)	2,766,803,500	2,788,459,084	8,943	9,013
第20計算期間末日 (平成24年 2月20日)	2,786,163,195	2,807,247,469	9,250	9,320
第21計算期間末日 (平成24年 3月21日)	2,902,067,455	2,923,082,667	9,667	9,737
第22計算期間末日 (平成24年 4月20日)	2,791,015,958	2,811,682,785	9,453	9,523
第23計算期間末日 (平成24年 5月21日)	2,601,964,092	2,622,622,692	8,817	8,887
第24計算期間末日 (平成24年 6月20日)	2,653,034,985	2,674,042,212	8,840	8,910
第25計算期間末日 (平成24年 7月20日)	2,692,231,396	2,712,978,006	9,084	9,154
第26計算期間末日 (平成24年 8月20日)	2,676,756,888	2,697,437,440	9,060	9,130
第27計算期間末日 (平成24年 9月20日)	2,606,882,758	2,626,986,619	9,077	9,147
第28計算期間末日 (平成24年10月22日)	2,700,627,820	2,721,176,427	9,200	9,270
第29計算期間末日 (平成24年11月20日)	2,670,392,039	2,690,374,652	9,355	9,425
第30計算期間末日 (平成24年12月20日)	2,670,730,410	2,690,057,399	9,673	9,743
第31計算期間末日 (平成25年 1月21日)	2,826,035,365	2,845,419,134	10,206	10,276
第32計算期間末日 (平成25年 2月20日)	3,032,091,174	3,052,121,172	10,596	10,666
第33計算期間末日 (平成25年 3月21日)	3,229,423,449	3,250,602,760	10,674	10,744
第34計算期間末日 (平成25年 4月22日)	3,427,235,840	3,448,527,381	11,268	11,338
第35計算期間末日 (平成25年 5月20日)	3,456,673,249	3,477,625,314	11,549	11,619
第36計算期間末日 (平成25年 6月20日)	2,744,282,693	2,764,145,104	9,672	9,742

第37計算期間末日	(平成25年 7月22日)	2,740,873,667	2,760,074,185	9,992	10,062
第38計算期間末日	(平成25年 8月20日)	2,372,067,632	2,390,385,462	9,065	9,135
第39計算期間末日	(平成25年 9月20日)	2,320,477,651	2,337,705,268	9,429	9,499
第40計算期間末日	(平成25年10月21日)	2,214,679,706	2,231,240,753	9,361	9,431
第41計算期間末日	(平成25年11月20日)	2,046,197,815	2,062,114,263	8,999	9,069
第42計算期間末日	(平成25年12月20日)	1,866,135,028	1,881,031,098	8,769	8,839
第43計算期間末日	(平成26年 1月20日)	1,837,610,652	1,851,818,878	9,053	9,123
第44計算期間末日	(平成26年 2月20日)	1,789,453,488	1,803,436,265	8,958	9,028
第45計算期間末日	(平成26年 3月20日)	1,803,752,217	1,817,461,194	9,210	9,280
第46計算期間末日	(平成26年 4月21日)	1,761,132,093	1,774,269,637	9,384	9,454
第47計算期間末日	(平成26年 5月20日)	1,716,935,824	1,729,682,670	9,429	9,499
第48計算期間末日	(平成26年 6月20日)	1,639,600,151	1,652,152,850	9,143	9,213
第49計算期間末日	(平成26年 7月22日)	1,683,995,114	1,696,542,393	9,395	9,465
第50計算期間末日	(平成26年 8月20日)	1,648,118,678	1,660,388,935	9,402	9,472
第51計算期間末日	(平成26年 9月22日)	1,651,837,139	1,663,920,839	9,569	9,639
第52計算期間末日	(平成26年10月20日)	1,532,890,601	1,544,416,686	9,310	9,380
第53計算期間末日	(平成26年11月20日)	1,574,919,693	1,585,798,642	10,134	10,204
第54計算期間末日	(平成26年12月22日)	1,467,662,454	1,478,297,603	9,660	9,730
第55計算期間末日	(平成27年 1月20日)	1,439,719,270	1,450,477,442	9,368	9,438
第56計算期間末日	(平成27年 2月20日)	1,405,974,838	1,416,488,382	9,361	9,431
第57計算期間末日	(平成27年 3月20日)	1,365,134,667	1,375,473,179	9,243	9,313
第58計算期間末日	(平成27年 4月20日)	1,406,147,625	1,416,366,659	9,632	9,702
第59計算期間末日	(平成27年 5月20日)	1,382,265,100	1,392,417,141	9,531	9,601
第60計算期間末日	(平成27年 6月22日)	1,376,083,780	1,386,221,892	9,501	9,571
第61計算期間末日	(平成27年 7月21日)	1,356,762,804	1,366,711,739	9,546	9,616
第62計算期間末日	(平成27年 8月20日)	1,261,612,070	1,271,340,943	9,077	9,147
第63計算期間末日	(平成27年 9月24日)	1,063,344,896	1,072,474,231	8,153	8,223
第64計算期間末日	(平成27年10月20日)	1,157,298,169	1,166,433,023	8,868	8,938
第65計算期間末日	(平成27年11月20日)	1,139,415,075	1,148,110,843	9,172	9,242
第66計算期間末日	(平成27年12月21日)	1,059,537,955	1,068,050,834	8,712	8,782
第67計算期間末日	(平成28年 1月20日)	986,222,878	994,605,594	8,235	8,305
第68計算期間末日	(平成28年 2月22日)	986,177,515	994,557,802	8,237	8,307
第69計算期間末日	(平成28年 3月22日)	965,336,038	973,028,661	8,784	8,854
第70計算期間末日	(平成28年 4月20日)	969,316,195	977,039,200	8,786	8,856
第71計算期間末日	(平成28年 5月20日)	895,332,978	902,813,436	8,378	8,448
第72計算期間末日	(平成28年 6月20日)	885,717,661	893,223,350	8,260	8,330
第73計算期間末日	(平成28年 7月20日)	946,423,032	953,871,929	8,894	8,964
第74計算期間末日	(平成28年 8月22日)	912,364,927	919,937,133	8,434	8,504
第75計算期間末日	(平成28年 9月20日)	914,067,012	921,648,838	8,439	8,509
第76計算期間末日	(平成28年10月20日)	937,501,901	945,047,701	8,697	8,767
第77計算期間末日	(平成28年11月21日)	966,141,206	974,045,035	8,557	8,627
第78計算期間末日	(平成28年12月20日)	1,048,179,237	1,056,178,998	9,172	9,242

第79計算期間末日	(平成29年 1月20日)	953,908,015	961,172,659	9,192	9,262
第80計算期間末日	(平成29年 2月20日)	928,618,582	935,773,974	9,085	9,155
第81計算期間末日	(平成29年 3月21日)	944,022,087	951,250,133	9,142	9,212
第82計算期間末日	(平成29年 4月20日)	912,603,388	919,793,094	8,885	8,955
第83計算期間末日	(平成29年 5月22日)	945,613,232	952,874,503	9,116	9,186
第84計算期間末日	(平成29年 6月20日)	935,490,559	942,653,388	9,142	9,212
第85計算期間末日	(平成29年 7月20日)	949,180,960	956,457,340	9,131	9,201
第86計算期間末日	(平成29年 8月21日)	960,654,540	968,228,585	8,878	8,948
第87計算期間末日	(平成29年 9月20日)	1,079,576,689	1,087,754,544	9,241	9,311
第88計算期間末日	(平成29年10月20日)	1,123,821,556	1,132,408,114	9,162	9,232
第89計算期間末日	(平成29年11月20日)	1,144,344,605	1,153,186,533	9,060	9,130
第90計算期間末日	(平成29年12月20日)	1,155,781,376	1,164,656,117	9,116	9,186
第91計算期間末日	(平成30年 1月22日)	1,212,789,406	1,222,136,594	9,082	9,152
第92計算期間末日	(平成30年 2月20日)	1,277,573,975	1,288,243,955	8,381	8,451
第93計算期間末日	(平成30年 3月20日)	1,254,786,259	1,265,592,622	8,128	8,198
第94計算期間末日	(平成30年 4月20日)	1,235,429,493	1,245,964,679	8,209	8,279
第95計算期間末日	(平成30年 5月21日)	1,188,984,233	1,199,438,070	7,962	8,032
第96計算期間末日	(平成30年 6月20日)	1,140,991,048	1,151,318,858	7,733	7,803
第97計算期間末日	(平成30年 7月20日)	1,129,705,912	1,139,675,437	7,932	8,002
第98計算期間末日	(平成30年 8月20日)	1,047,503,994	1,057,169,768	7,586	7,656
第99計算期間末日	(平成30年 9月20日)	1,052,267,102	1,061,944,774	7,611	7,681
第100計算期間末日	(平成30年10月22日)	1,025,269,562	1,034,929,076	7,430	7,500
第101計算期間末日	(平成30年11月20日)	1,001,893,865	1,011,058,678	7,652	7,722
第102計算期間末日	(平成30年12月20日)	1,014,455,217	1,023,626,452	7,743	7,813
第103計算期間末日	(平成31年 1月21日)	1,014,734,443	1,023,842,466	7,799	7,869
第104計算期間末日	(平成31年 2月20日)	1,047,624,613	1,056,745,597	8,040	8,110
第105計算期間末日	(平成31年 3月20日)	1,053,725,038	1,062,814,119	8,115	8,185
第106計算期間末日	(平成31年 4月22日)	1,073,220,739	1,082,377,756	8,204	8,274
第107計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	1,015,744,864	1,024,903,467	7,763	7,833
第108計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	1,038,211,013	1,047,308,798	7,988	8,058
第109計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	1,075,843,438	1,085,034,816	8,193	8,263
第110計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	1,087,739,836	1,097,470,410	7,825	7,895
第111計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	1,109,352,576	1,119,026,362	8,027	8,097
第112計算期間末日	(令和 1年10月21日)	1,088,678,921	1,098,208,478	7,997	8,067
第113計算期間末日	(令和 1年11月20日)	1,015,166,512	1,024,113,538	7,942	8,012
第114計算期間末日	(令和 1年12月20日)	1,032,432,523	1,041,291,157	8,158	8,228
第115計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	1,039,641,299	1,048,216,827	8,486	8,556
第116計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	1,076,487,149	1,085,246,955	8,602	8,672
第117計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	754,164,748	762,977,239	5,991	6,061
第118計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	791,334,544	800,251,531	6,212	6,282
第119計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	879,627,684	888,663,668	6,814	6,884
第120計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	936,383,601	945,287,831	7,361	7,431

第121計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	912,539,513	921,440,171	7,177	7,247
第122計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	920,707,585	929,544,780	7,293	7,363
第123計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	786,295,411	794,122,648	7,032	7,102
第124計算期間末日	(令和 2年10月20日)	799,942,449	807,808,335	7,119	7,189
第125計算期間末日	(令和 2年11月20日)	792,128,515	799,678,740	7,344	7,414
第126計算期間末日	(令和 2年12月21日)	798,643,370	806,146,603	7,451	7,521
第127計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	816,911,224	824,653,761	7,386	7,456
第128計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	814,129,905	821,812,170	7,418	7,488
第129計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	808,796,183	816,571,360	7,282	7,352
第130計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	804,161,376	811,910,451	7,264	7,334
第131計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	815,232,655	823,024,444	7,324	7,394
第132計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	821,471,086	829,202,443	7,438	7,508
第133計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	811,995,263	819,774,475	7,307	7,377
第134計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	806,097,875	813,790,385	7,335	7,405
第135計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	817,225,753	824,946,278	7,410	7,480
第136計算期間末日	(令和 3年10月20日)	834,584,707	842,235,222	7,636	7,706
	令和 2年10月末日	767,371,221		6,947	
	11月末日	798,426,857		7,432	
	12月末日	823,035,912		7,437	
	令和 3年 1月末日	818,297,176		7,437	
	2月末日	810,232,831		7,318	
	3月末日	809,470,218		7,253	
	4月末日	819,995,862		7,352	
	5月末日	836,194,829		7,523	
	6月末日	826,895,195		7,418	
	7月末日	821,601,025		7,401	
	8月末日	824,150,283		7,479	
	9月末日	822,295,209		7,453	
	10月末日	771,568,973		7,557	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円
第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円

第25計算期間	70円
第26計算期間	70円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	70円
第35計算期間	70円
第36計算期間	70円
第37計算期間	70円
第38計算期間	70円
第39計算期間	70円
第40計算期間	70円
第41計算期間	70円
第42計算期間	70円
第43計算期間	70円
第44計算期間	70円
第45計算期間	70円
第46計算期間	70円
第47計算期間	70円
第48計算期間	70円
第49計算期間	70円
第50計算期間	70円
第51計算期間	70円
第52計算期間	70円
第53計算期間	70円
第54計算期間	70円
第55計算期間	70円
第56計算期間	70円
第57計算期間	70円
第58計算期間	70円
第59計算期間	70円
第60計算期間	70円
第61計算期間	70円
第62計算期間	70円
第63計算期間	70円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円

第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	70円
第83計算期間	70円
第84計算期間	70円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	70円
第107計算期間	70円
第108計算期間	70円

第109計算期間	70円
第110計算期間	70円
第111計算期間	70円
第112計算期間	70円
第113計算期間	70円
第114計算期間	70円
第115計算期間	70円
第116計算期間	70円
第117計算期間	70円
第118計算期間	70円
第119計算期間	70円
第120計算期間	70円
第121計算期間	70円
第122計算期間	70円
第123計算期間	70円
第124計算期間	70円
第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円
第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第17計算期間	1.22
第18計算期間	0.54
第19計算期間	2.82
第20計算期間	4.21
第21計算期間	5.26
第22計算期間	1.48
第23計算期間	5.98
第24計算期間	1.05
第25計算期間	3.55

第26計算期間	0.50
第27計算期間	0.96
第28計算期間	2.12
第29計算期間	2.44
第30計算期間	4.14
第31計算期間	6.23
第32計算期間	4.50
第33計算期間	1.39
第34計算期間	6.22
第35計算期間	3.11
第36計算期間	15.64
第37計算期間	4.03
第38計算期間	8.57
第39計算期間	4.78
第40計算期間	0.02
第41計算期間	3.11
第42計算期間	1.77
第43計算期間	4.03
第44計算期間	0.27
第45計算期間	3.59
第46計算期間	2.64
第47計算期間	1.22
第48計算期間	2.29
第49計算期間	3.52
第50計算期間	0.81
第51計算期間	2.52
第52計算期間	1.97
第53計算期間	9.60
第54計算期間	3.98
第55計算期間	2.29
第56計算期間	0.67
第57計算期間	0.51
第58計算期間	4.96
第59計算期間	0.32
第60計算期間	0.41
第61計算期間	1.21
第62計算期間	4.17
第63計算期間	9.40
第64計算期間	9.62
第65計算期間	4.21
第66計算期間	4.25
第67計算期間	4.67



第68計算期間	0.87
第69計算期間	7.49
第70計算期間	0.81
第71計算期間	3.84
第72計算期間	0.57
第73計算期間	8.52
第74計算期間	4.38
第75計算期間	0.88
第76計算期間	3.88
第77計算期間	0.80
第78計算期間	8.00
第79計算期間	0.98
第80計算期間	0.40
第81計算期間	1.39
第82計算期間	2.04
第83計算期間	3.38
第84計算期間	1.05
第85計算期間	0.64
第86計算期間	2.00
第87計算期間	4.87
第88計算期間	0.09
第89計算期間	0.34
第90計算期間	1.39
第91計算期間	0.39
第92計算期間	6.94
第93計算期間	2.18
第94計算期間	1.85
第95計算期間	2.15
第96計算期間	1.99
第97計算期間	3.47
第98計算期間	3.47
第99計算期間	1.25
第100計算期間	1.45
第101計算期間	3.93
第102計算期間	2.10
第103計算期間	1.62
第104計算期間	3.98
第105計算期間	1.80
第106計算期間	1.95
第107計算期間	4.52
第108計算期間	3.80
第109計算期間	3.44

第110計算期間	3.63
第111計算期間	3.47
第112計算期間	0.49
第113計算期間	0.18
第114計算期間	3.60
第115計算期間	4.87
第116計算期間	2.19
第117計算期間	29.53
第118計算期間	4.85
第119計算期間	10.81
第120計算期間	9.05
第121計算期間	1.54
第122計算期間	2.59
第123計算期間	2.61
第124計算期間	2.23
第125計算期間	4.14
第126計算期間	2.41
第127計算期間	0.06
第128計算期間	1.38
第129計算期間	0.88
第130計算期間	0.71
第131計算期間	1.78
第132計算期間	2.51
第133計算期間	0.82
第134計算期間	1.34
第135計算期間	1.97
第136計算期間	3.99

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第17計算期間	21,498,130	86,095,034	3,290,478,581
第18計算期間	20,465,588	121,705,590	3,189,238,579
第19計算期間	23,068,726	118,652,307	3,093,654,998
第20計算期間	29,294,874	110,910,603	3,012,039,269
第21計算期間	154,463,217	164,329,239	3,002,173,247
第22計算期間	132,451,065	182,220,333	2,952,403,979
第23計算期間	33,652,461	34,827,815	2,951,228,625
第24計算期間	98,941,159	49,137,330	3,001,032,454
第25計算期間	17,385,776	54,616,762	2,963,801,468

第26計算期間	60,654,037	70,090,805	2,954,364,700
第27計算期間	65,346,262	147,730,684	2,871,980,278
第28計算期間	142,399,072	78,863,956	2,935,515,394
第29計算期間	68,102,589	148,958,910	2,854,659,073
第30計算期間	97,719,907	191,380,484	2,760,998,496
第31計算期間	121,914,534	113,803,059	2,769,109,971
第32計算期間	195,337,606	103,019,158	2,861,428,419
第33計算期間	341,852,050	177,664,522	3,025,615,947
第34計算期間	122,613,764	106,580,861	3,041,648,850
第35計算期間	50,952,695	99,449,295	2,993,152,250
第36計算期間	70,865,698	226,530,614	2,837,487,334
第37計算期間	12,014,383	106,570,453	2,742,931,264
第38計算期間	26,167,566	152,265,872	2,616,832,958
第39計算期間	9,412,206	165,157,017	2,461,088,147
第40計算期間	13,108,287	108,332,560	2,365,863,874
第41計算期間	10,299,935	102,385,395	2,273,778,414
第42計算期間	32,139,391	177,907,779	2,128,010,026
第43計算期間	28,072,976	126,336,425	2,029,746,577
第44計算期間	33,167,893	65,374,869	1,997,539,601
第45計算期間	16,063,793	55,178,102	1,958,425,292
第46計算期間	5,295,814	86,929,074	1,876,792,032
第47計算期間	9,757,258	65,571,280	1,820,978,010
第48計算期間	12,326,153	40,061,336	1,793,242,827
第49計算期間	25,485,447	26,259,719	1,792,468,555
第50計算期間	26,060,168	65,634,752	1,752,893,971
第51計算期間	27,419,323	54,070,306	1,726,242,988
第52計算期間	26,346,380	106,005,759	1,646,583,609
第53計算期間	3,412,890	95,860,804	1,554,135,695
第54計算期間	18,065,138	52,893,783	1,519,307,050
第55計算期間	49,502,610	31,927,908	1,536,881,752
第56計算期間	24,664,595	59,611,443	1,501,934,904
第57計算期間	7,465,386	32,469,986	1,476,930,304
第58計算期間	28,784,217	45,852,502	1,459,862,019
第59計算期間	9,951,715	19,522,107	1,450,291,627
第60計算期間	25,504,170	27,493,945	1,448,301,852
第61計算期間	4,812,208	31,837,521	1,421,276,539
第62計算期間	2,281,922	33,719,417	1,389,839,044
第63計算期間	2,460,758	88,108,953	1,304,190,849
第64計算期間	14,916,339	14,127,945	1,304,979,243
第65計算期間	2,354,474	65,081,090	1,242,252,627
第66計算期間	2,230,668	28,357,666	1,216,125,629
第67計算期間	3,589,916	22,184,625	1,197,530,920

第68計算期間	14,856,125	15,203,095	1,197,183,950
第69計算期間	4,702,720	102,940,407	1,098,946,263
第70計算期間	7,133,838	2,793,550	1,103,286,551
第71計算期間	5,049,100	39,698,674	1,068,636,977
第72計算期間	10,832,684	7,228,264	1,072,241,397
第73計算期間	3,208,266	11,321,396	1,064,128,267
第74計算期間	25,637,004	8,021,489	1,081,743,782
第75計算期間	13,296,735	11,922,381	1,083,118,136
第76計算期間	5,144,130	10,290,767	1,077,971,499
第77計算期間	60,678,032	9,531,048	1,129,118,483
第78計算期間	21,645,481	7,940,867	1,142,823,097
第79計算期間	19,307,800	124,324,471	1,037,806,426
第80計算期間	15,148,672	30,756,175	1,022,198,923
第81計算期間	18,033,249	7,654,071	1,032,578,101
第82計算期間	3,330,918	8,808,066	1,027,100,953
第83計算期間	34,900,090	24,676,484	1,037,324,559
第84計算期間	28,000,920	42,064,095	1,023,261,384
第85計算期間	18,871,153	2,649,650	1,039,482,887
第86計算期間	49,547,806	7,024,247	1,082,006,446
第87計算期間	117,935,251	31,676,601	1,168,265,096
第88計算期間	104,249,149	45,863,081	1,226,651,164
第89計算期間	54,569,429	18,087,889	1,263,132,704
第90計算期間	7,363,840	2,676,326	1,267,820,218
第91計算期間	87,644,623	20,152,136	1,335,312,705
第92計算期間	209,560,543	20,590,250	1,524,282,998
第93計算期間	44,676,735	25,193,540	1,543,766,193
第94計算期間	13,362,592	52,102,077	1,505,026,708
第95計算期間	7,021,386	18,642,732	1,493,405,362
第96計算期間	7,615,278	25,619,141	1,475,401,499
第97計算期間	7,963,059	59,146,667	1,424,217,891
第98計算期間	8,712,946	52,105,868	1,380,824,969
第99計算期間	8,952,882	7,253,157	1,382,524,694
第100計算期間	9,348,698	11,942,786	1,379,930,606
第101計算期間	7,043,308	77,714,820	1,309,259,094
第102計算期間	7,202,500	6,285,068	1,310,176,526
第103計算期間	7,018,709	16,048,973	1,301,146,262
第104計算期間	11,494,638	9,643,077	1,302,997,823
第105計算期間	34,143,552	38,701,156	1,298,440,219
第106計算期間	27,280,369	17,575,226	1,308,145,362
第107計算期間	8,135,253	7,908,720	1,308,371,895
第108計算期間	23,142,625	31,830,866	1,299,683,654
第109計算期間	16,265,911	2,895,551	1,313,054,014

第110計算期間	80,438,011	3,409,885	1,390,082,140
第111計算期間	15,759,284	23,871,923	1,381,969,501
第112計算期間	6,324,629	26,928,812	1,361,365,318
第113計算期間	14,309,448	97,528,193	1,278,146,573
第114計算期間	19,564,693	32,192,058	1,265,519,208
第115計算期間	34,497,675	74,941,372	1,225,075,511
第116計算期間	43,796,030	17,470,599	1,251,400,942
第117計算期間	18,341,286	10,814,854	1,258,927,374
第118計算期間	31,879,634	16,951,692	1,273,855,316
第119計算期間	17,154,144	154,518	1,290,854,942
第120計算期間	23,271,141	42,093,091	1,272,032,992
第121計算期間	16,807,062	17,317,437	1,271,522,617
第122計算期間	8,089,333	17,155,478	1,262,456,472
第123計算期間	7,845,666	152,125,290	1,118,176,848
第124計算期間	7,520,051	1,998,846	1,123,698,053
第125計算期間	13,559,959	58,654,435	1,078,603,577
第126計算期間	13,535,662	20,248,794	1,071,890,445
第127計算期間	43,822,043	9,635,725	1,106,076,763
第128計算期間	13,310,101	21,920,423	1,097,466,441
第129計算期間	15,545,739	2,272,480	1,110,739,700
第130計算期間	15,323,637	19,052,531	1,107,010,806
第131計算期間	21,685,803	15,583,762	1,113,112,847
第132計算期間	17,671,925	26,305,111	1,104,479,661
第133計算期間	14,428,170	7,591,759	1,111,316,072
第134計算期間	6,413,120	18,799,079	1,098,930,113
第135計算期間	13,183,899	9,181,852	1,102,932,160
第136計算期間	5,790,666	15,792,032	1,092,930,794

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	199,044,681	99.36
親投資信託受益証券	日本	216,186	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,074,451	0.53
純資産総額		200,335,318	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	7,515.0536	8,904	66,914,037	8,952	67,274,759	33.58
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)	23,066.9525	2,903	66,963,363	2,860	65,971,484	32.93
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)	12,000.4447	5,717	68,606,542	5,483	65,798,438	32.84
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	212,322	1.0182	216,186	1.0182	216,186	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.36
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8計算期間末日	(平成23年11月21日)	1,861,093,995	1,877,731,436	8,949	9,029
第9計算期間末日	(平成23年12月20日)	1,771,899,938	1,788,073,321	8,765	8,845
第10計算期間末日	(平成24年 1月20日)	1,821,654,938	1,837,553,996	9,166	9,246
第11計算期間末日	(平成24年 2月20日)	1,871,982,809	1,887,198,821	9,842	9,922
第12計算期間末日	(平成24年 3月21日)	1,886,191,683	1,900,934,186	10,235	10,315
第13計算期間末日	(平成24年 4月20日)	1,703,429,305	1,717,399,211	9,755	9,835
第14計算期間末日	(平成24年 5月21日)	1,521,415,132	1,535,170,632	8,848	8,928
第15計算期間末日	(平成24年 6月20日)	1,531,861,263	1,545,459,273	9,012	9,092
第16計算期間末日	(平成24年 7月20日)	1,566,090,259	1,579,602,454	9,272	9,352
第17計算期間末日	(平成24年 8月20日)	1,541,539,749	1,554,777,470	9,316	9,396
第18計算期間末日	(平成24年 9月20日)	1,504,393,488	1,517,320,943	9,310	9,390
第19計算期間末日	(平成24年10月22日)	1,454,683,131	1,467,127,712	9,351	9,431
第20計算期間末日	(平成24年11月20日)	1,368,760,889	1,380,499,663	9,328	9,408
第21計算期間末日	(平成24年12月20日)	1,286,507,600	1,296,894,081	9,909	9,989
第22計算期間末日	(平成25年 1月21日)	1,282,433,777	1,292,243,852	10,458	10,538
第23計算期間末日	(平成25年 2月20日)	1,257,829,285	1,267,123,492	10,827	10,907
第24計算期間末日	(平成25年 3月21日)	1,177,192,878	1,185,951,223	10,753	10,833
第25計算期間末日	(平成25年 4月22日)	1,093,102,660	1,100,888,227	11,232	11,312
第26計算期間末日	(平成25年 5月20日)	1,037,178,086	1,044,525,626	11,293	11,373
第27計算期間末日	(平成25年 6月20日)	759,980,377	766,464,481	9,377	9,457
第28計算期間末日	(平成25年 7月22日)	696,952,591	702,743,710	9,628	9,708
第29計算期間末日	(平成25年 8月20日)	622,021,932	627,677,484	8,799	8,879
第30計算期間末日	(平成25年 9月20日)	662,282,109	667,813,439	9,579	9,659
第31計算期間末日	(平成25年10月21日)	643,498,828	648,875,952	9,574	9,654
第32計算期間末日	(平成25年11月20日)	592,069,745	597,178,709	9,271	9,351
第33計算期間末日	(平成25年12月20日)	562,868,994	567,752,833	9,220	9,300
第34計算期間末日	(平成26年 1月20日)	554,457,712	559,338,909	9,087	9,167
第35計算期間末日	(平成26年 2月20日)	511,514,824	516,136,045	8,855	8,935
第36計算期間末日	(平成26年 3月20日)	496,718,754	501,155,408	8,957	9,037
第37計算期間末日	(平成26年 4月21日)	498,903,621	503,135,379	9,432	9,512
第38計算期間末日	(平成26年 5月20日)	512,077,716	516,367,805	9,549	9,629
第39計算期間末日	(平成26年 6月20日)	497,840,040	501,982,739	9,614	9,694
第40計算期間末日	(平成26年 7月22日)	466,425,749	470,327,109	9,564	9,644
第41計算期間末日	(平成26年 8月20日)	463,855,528	467,704,596	9,641	9,721
第42計算期間末日	(平成26年 9月22日)	457,271,761	461,065,354	9,643	9,723
第43計算期間末日	(平成26年10月20日)	425,157,981	428,837,276	9,244	9,324
第44計算期間末日	(平成26年11月20日)	450,657,003	454,313,856	9,859	9,939
第45計算期間末日	(平成26年12月22日)	401,861,018	405,328,497	9,272	9,352
第46計算期間末日	(平成27年 1月20日)	387,418,865	390,816,387	9,122	9,202
第47計算期間末日	(平成27年 2月20日)	361,561,384	364,805,939	8,915	8,995
第48計算期間末日	(平成27年 3月20日)	325,740,864	328,876,832	8,310	8,390

第49計算期間末日	(平成27年 4月20日)	329,267,389	332,268,015	8,779	8,859
第50計算期間末日	(平成27年 5月20日)	335,216,894	338,206,330	8,971	9,051
第51計算期間末日	(平成27年 6月22日)	312,468,791	315,307,579	8,806	8,886
第52計算期間末日	(平成27年 7月21日)	300,789,649	303,596,426	8,573	8,653
第53計算期間末日	(平成27年 8月20日)	271,954,908	274,669,650	8,014	8,094
第54計算期間末日	(平成27年 9月24日)	224,531,000	227,117,280	6,945	7,025
第55計算期間末日	(平成27年10月20日)	233,422,374	235,997,365	7,252	7,332
第56計算期間末日	(平成27年11月20日)	234,612,977	237,156,298	7,380	7,460
第57計算期間末日	(平成27年12月21日)	204,078,635	206,479,576	6,800	6,880
第58計算期間末日	(平成28年 1月20日)	180,108,985	182,503,601	6,017	6,097
第59計算期間末日	(平成28年 2月22日)	177,175,156	179,522,883	6,037	6,117
第60計算期間末日	(平成28年 3月22日)	187,990,458	190,254,697	6,642	6,722
第61計算期間末日	(平成28年 4月20日)	193,552,760	195,831,265	6,796	6,876
第62計算期間末日	(平成28年 5月20日)	179,146,931	181,408,599	6,337	6,417
第63計算期間末日	(平成28年 6月20日)	176,801,566	179,046,075	6,302	6,382
第64計算期間末日	(平成28年 7月20日)	193,243,922	195,490,859	6,880	6,960
第65計算期間末日	(平成28年 8月22日)	184,144,117	186,320,623	6,768	6,848
第66計算期間末日	(平成28年 9月20日)	177,981,435	180,133,641	6,616	6,696
第67計算期間末日	(平成28年10月20日)	185,526,768	187,694,108	6,848	6,928
第68計算期間末日	(平成28年11月21日)	180,408,695	182,584,705	6,633	6,713
第69計算期間末日	(平成28年12月20日)	192,806,425	194,985,505	7,078	7,158
第70計算期間末日	(平成29年 1月20日)	198,010,137	200,163,017	7,358	7,438
第71計算期間末日	(平成29年 2月20日)	199,487,940	201,632,602	7,441	7,521
第72計算期間末日	(平成29年 3月21日)	217,913,390	220,224,327	7,544	7,624
第73計算期間末日	(平成29年 4月20日)	220,701,952	223,182,182	7,119	7,199
第74計算期間末日	(平成29年 5月22日)	252,508,516	255,334,845	7,147	7,227
第75計算期間末日	(平成29年 6月20日)	263,066,480	265,967,250	7,255	7,335
第76計算期間末日	(平成29年 7月20日)	289,304,686	292,414,580	7,442	7,522
第77計算期間末日	(平成29年 8月21日)	280,491,545	283,613,612	7,187	7,267
第78計算期間末日	(平成29年 9月20日)	334,426,065	338,028,938	7,426	7,506
第79計算期間末日	(平成29年10月20日)	341,170,162	344,869,362	7,378	7,458
第80計算期間末日	(平成29年11月20日)	339,529,583	343,406,372	7,006	7,086
第81計算期間末日	(平成29年12月20日)	354,703,440	358,592,919	7,296	7,376
第82計算期間末日	(平成30年 1月22日)	394,167,334	398,439,852	7,381	7,461
第83計算期間末日	(平成30年 2月20日)	379,922,811	384,275,197	6,983	7,063
第84計算期間末日	(平成30年 3月20日)	372,012,960	376,456,961	6,697	6,777
第85計算期間末日	(平成30年 4月20日)	377,162,829	381,650,884	6,723	6,803
第86計算期間末日	(平成30年 5月21日)	316,187,724	320,223,768	6,267	6,347
第87計算期間末日	(平成30年 6月20日)	296,014,258	300,046,787	5,873	5,953
第88計算期間末日	(平成30年 7月20日)	310,449,649	314,531,085	6,085	6,165
第89計算期間末日	(平成30年 8月20日)	286,513,562	290,618,701	5,584	5,664
第90計算期間末日	(平成30年 9月20日)	284,829,943	288,948,682	5,532	5,612



第91計算期間末日	(平成30年10月22日)	302,298,355	306,560,528	5,674	5,754
第92計算期間末日	(平成30年11月20日)	302,821,304	307,113,901	5,644	5,724
第93計算期間末日	(平成30年12月20日)	320,531,345	325,196,023	5,497	5,577
第94計算期間末日	(平成31年 1月21日)	367,843,111	371,143,844	5,572	5,622
第95計算期間末日	(平成31年 2月20日)	371,458,613	374,761,251	5,624	5,674
第96計算期間末日	(平成31年 3月20日)	388,469,201	391,922,744	5,624	5,674
第97計算期間末日	(平成31年 4月22日)	392,993,684	396,499,919	5,604	5,654
第98計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	374,632,876	378,170,661	5,295	5,345
第99計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	382,847,134	386,393,245	5,398	5,448
第100計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	399,624,805	403,203,073	5,584	5,634
第101計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	374,087,901	377,781,437	5,064	5,114
第102計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	371,127,088	374,722,480	5,161	5,211
第103計算期間末日	(令和 1年10月21日)	360,196,316	363,701,124	5,139	5,189
第104計算期間末日	(令和 1年11月20日)	353,021,117	356,520,106	5,045	5,095
第105計算期間末日	(令和 1年12月20日)	346,503,976	349,793,971	5,266	5,316
第106計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	326,310,411	328,161,526	5,288	5,318
第107計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	307,200,264	308,971,280	5,204	5,234
第108計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	219,322,730	221,108,666	3,684	3,714
第109計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	219,909,593	221,703,245	3,678	3,708
第110計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	220,744,835	222,502,351	3,768	3,798
第111計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	239,221,133	240,959,686	4,128	4,158
第112計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	245,614,876	247,349,443	4,248	4,278
第113計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	245,908,915	247,645,354	4,249	4,279
第114計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	236,638,339	238,338,468	4,176	4,206
第115計算期間末日	(令和 2年10月20日)	217,887,227	219,453,585	4,173	4,203
第116計算期間末日	(令和 2年11月20日)	226,941,348	228,501,942	4,363	4,393
第117計算期間末日	(令和 2年12月21日)	239,417,940	240,967,823	4,634	4,664
第118計算期間末日	(令和 3年 1月20日)	210,291,280	211,694,936	4,495	4,525
第119計算期間末日	(令和 3年 2月22日)	213,308,997	214,708,978	4,571	4,601
第120計算期間末日	(令和 3年 3月22日)	212,019,957	213,422,074	4,536	4,566
第121計算期間末日	(令和 3年 4月20日)	215,608,161	217,012,529	4,606	4,636
第122計算期間末日	(令和 3年 5月20日)	217,988,052	219,379,898	4,699	4,729
第123計算期間末日	(令和 3年 6月21日)	222,078,642	223,462,162	4,816	4,846
第124計算期間末日	(令和 3年 7月20日)	215,045,671	216,430,367	4,659	4,689
第125計算期間末日	(令和 3年 8月20日)	201,399,156	202,745,553	4,488	4,518
第126計算期間末日	(令和 3年 9月21日)	199,892,342	201,208,165	4,557	4,587
第127計算期間末日	(令和 3年10月20日)	204,564,149	205,882,872	4,654	4,684
	令和 2年10月末日	211,086,747		4,040	
	11月末日	231,108,233		4,433	
	12月末日	226,113,680		4,607	
	令和 3年 1月末日	209,049,417		4,469	
	2月末日	211,343,241		4,508	

3月末日	208,118,918		4,444
4月末日	218,477,144		4,671
5月末日	227,694,151		4,834
6月末日	223,406,974		4,848
7月末日	218,262,494		4,722
8月末日	206,272,458		4,685
9月末日	198,495,641		4,516
10月末日	200,335,318		4,574

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第8計算期間	80円
第9計算期間	80円
第10計算期間	80円
第11計算期間	80円
第12計算期間	80円
第13計算期間	80円
第14計算期間	80円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円

第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	80円
第63計算期間	80円
第64計算期間	80円
第65計算期間	80円
第66計算期間	80円
第67計算期間	80円
第68計算期間	80円
第69計算期間	80円
第70計算期間	80円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	80円
第78計算期間	80円

第79計算期間	80円
第80計算期間	80円
第81計算期間	80円
第82計算期間	80円
第83計算期間	80円
第84計算期間	80円
第85計算期間	80円
第86計算期間	80円
第87計算期間	80円
第88計算期間	80円
第89計算期間	80円
第90計算期間	80円
第91計算期間	80円
第92計算期間	80円
第93計算期間	80円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	30円
第116計算期間	30円
第117計算期間	30円
第118計算期間	30円
第119計算期間	30円
第120計算期間	30円

第121計算期間	30円
第122計算期間	30円
第123計算期間	30円
第124計算期間	30円
第125計算期間	30円
第126計算期間	30円
第127計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第8計算期間	0.61
第9計算期間	1.16
第10計算期間	5.48
第11計算期間	8.24
第12計算期間	4.80
第13計算期間	3.90
第14計算期間	8.47
第15計算期間	2.75
第16計算期間	3.77
第17計算期間	1.33
第18計算期間	0.79
第19計算期間	1.29
第20計算期間	0.60
第21計算期間	7.08
第22計算期間	6.34
第23計算期間	4.29
第24計算期間	0.05
第25計算期間	5.19
第26計算期間	1.25
第27計算期間	16.25
第28計算期間	3.52
第29計算期間	7.77
第30計算期間	9.77
第31計算期間	0.78
第32計算期間	2.32
第33計算期間	0.31
第34計算期間	0.57
第35計算期間	1.67
第36計算期間	2.05
第37計算期間	6.19

第38計算期間	2.08
第39計算期間	1.51
第40計算期間	0.31
第41計算期間	1.64
第42計算期間	0.85
第43計算期間	3.30
第44計算期間	7.51
第45計算期間	5.14
第46計算期間	0.75
第47計算期間	1.39
第48計算期間	5.88
第49計算期間	6.60
第50計算期間	3.09
第51計算期間	0.94
第52計算期間	1.73
第53計算期間	5.58
第54計算期間	12.34
第55計算期間	5.57
第56計算期間	2.86
第57計算期間	6.77
第58計算期間	10.33
第59計算期間	1.66
第60計算期間	11.34
第61計算期間	3.52
第62計算期間	5.57
第63計算期間	0.71
第64計算期間	10.44
第65計算期間	0.46
第66計算期間	1.06
第67計算期間	4.71
第68計算期間	1.97
第69計算期間	7.91
第70計算期間	5.08
第71計算期間	2.21
第72計算期間	2.45
第73計算期間	4.57
第74計算期間	1.51
第75計算期間	2.63
第76計算期間	3.68
第77計算期間	2.35
第78計算期間	4.43
第79計算期間	0.43

第80計算期間	3.95
第81計算期間	5.28
第82計算期間	2.26
第83計算期間	4.30
第84計算期間	2.95
第85計算期間	1.58
第86計算期間	5.59
第87計算期間	5.01
第88計算期間	4.97
第89計算期間	6.91
第90計算期間	0.50
第91計算期間	4.01
第92計算期間	0.88
第93計算期間	1.18
第94計算期間	2.27
第95計算期間	1.83
第96計算期間	0.88
第97計算期間	0.53
第98計算期間	4.62
第99計算期間	2.88
第100計算期間	4.37
第101計算期間	8.41
第102計算期間	2.90
第103計算期間	0.54
第104計算期間	0.85
第105計算期間	5.37
第106計算期間	0.98
第107計算期間	1.02
第108計算期間	28.63
第109計算期間	0.65
第110計算期間	3.26
第111計算期間	10.35
第112計算期間	3.63
第113計算期間	0.72
第114計算期間	1.01
第115計算期間	0.64
第116計算期間	5.27
第117計算期間	6.89
第118計算期間	2.35
第119計算期間	2.35
第120計算期間	0.10
第121計算期間	2.20

第122計算期間	2.67
第123計算期間	3.12
第124計算期間	2.63
第125計算期間	3.02
第126計算期間	2.20
第127計算期間	2.78

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額)を控除した額を当該基準価額(分配の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第8計算期間	32,125,543	63,821,088	2,079,680,173
第9計算期間	33,410,360	91,417,562	2,021,672,971
第10計算期間	50,200,920	84,491,535	1,987,382,356
第11計算期間	51,334,331	136,715,147	1,902,001,540
第12計算期間	38,132,170	97,320,720	1,842,812,990
第13計算期間	43,282,453	139,857,115	1,746,238,328
第14計算期間	23,623,789	50,424,566	1,719,437,551
第15計算期間	10,209,293	29,895,553	1,699,751,291
第16計算期間	14,613,026	25,339,822	1,689,024,495
第17計算期間	7,199,630	41,508,906	1,654,715,219
第18計算期間	10,703,573	49,486,808	1,615,931,984
第19計算期間	22,710,638	83,069,883	1,555,572,739
第20計算期間	8,589,712	96,815,590	1,467,346,861
第21計算期間	21,758,135	190,794,817	1,298,310,179
第22計算期間	10,334,537	82,385,287	1,226,259,429
第23計算期間	17,026,413	81,509,871	1,161,775,971
第24計算期間	15,377,601	82,360,435	1,094,793,137
第25計算期間	14,698,189	136,295,404	973,195,922
第26計算期間	4,126,509	58,879,902	918,442,529
第27計算期間	6,995,555	114,925,069	810,513,015
第28計算期間	4,404,345	91,027,375	723,889,985
第29計算期間	2,069,308	19,015,265	706,944,028
第30計算期間	2,585,578	18,113,291	691,416,315
第31計算期間	1,533,516	20,809,316	672,140,515
第32計算期間	12,365,767	45,885,745	638,620,537
第33計算期間	3,722,218	31,862,838	610,479,917
第34計算期間	19,219,171	19,549,386	610,149,702
第35計算期間	3,878,561	36,375,593	577,652,670
第36計算期間	3,380,893	26,451,748	554,581,815
第37計算期間	3,383,947	28,995,988	528,969,774



第38計算期間	13,227,870	5,936,480	536,261,164
第39計算期間	1,178,761	19,602,461	517,837,464
第40計算期間	969,250	31,136,654	487,670,060
第41計算期間	4,917,479	11,453,990	481,133,549
第42計算期間	1,223,498	8,157,921	474,199,126
第43計算期間	1,877,568	16,164,817	459,911,877
第44計算期間	973,467	3,778,658	457,106,686
第45計算期間	1,828,202	25,500,007	433,434,881
第46計算期間	3,616,499	12,361,063	424,690,317
第47計算期間	1,105,722	20,226,573	405,569,466
第48計算期間	3,214,227	16,787,677	391,996,016
第49計算期間	2,485,188	19,402,934	375,078,270
第50計算期間	1,476,114	2,874,838	373,679,546
第51計算期間	1,341,348	20,172,364	354,848,530
第52計算期間	1,081,459	5,082,782	350,847,207
第53計算期間	2,381,181	13,885,590	339,342,798
第54計算期間	1,524,445	17,582,197	323,285,046
第55計算期間	3,499,658	4,910,829	321,873,875
第56計算期間	980,443	4,939,189	317,915,129
第57計算期間	889,616	18,687,081	300,117,664
第58計算期間	1,073,858	1,864,488	299,327,034
第59計算期間	1,065,073	6,926,182	293,465,925
第60計算期間	1,074,184	11,510,222	283,029,887
第61計算期間	8,861,618	7,078,356	284,813,149
第62計算期間	1,021,482	3,126,110	282,708,521
第63計算期間	1,102,715	3,247,523	280,563,713
第64計算期間	1,075,671	772,153	280,867,231
第65計算期間	1,130,007	9,933,869	272,063,369
第66計算期間	991,646	4,029,232	269,025,783
第67計算期間	1,997,584	105,809	270,917,558
第68計算期間	1,083,764		272,001,322
第69計算期間	8,444,957	8,061,156	272,385,123
第70計算期間	3,716,686	6,991,733	269,110,076
第71計算期間	1,992,049	3,019,297	268,082,828
第72計算期間	22,166,207	1,381,869	288,867,166
第73計算期間	24,385,414	3,223,820	310,028,760
第74計算期間	46,843,687	3,581,294	353,291,153
第75計算期間	10,393,793	1,088,587	362,596,359
第76計算期間	26,259,339	118,935	388,736,763
第77計算期間	11,849,798	10,328,179	390,258,382
第78計算期間	79,101,093	19,000,303	450,359,172
第79計算期間	29,598,638	17,557,742	462,400,068

第80計算期間	50,303,732	28,105,113	484,598,687
第81計算期間	5,378,432	3,792,210	486,184,909
第82計算期間	59,095,782	11,215,907	534,064,784
第83計算期間	12,179,678	2,196,090	544,048,372
第84計算期間	13,675,667	2,223,841	555,500,198
第85計算期間	7,353,473	1,846,793	561,006,878
第86計算期間	12,166,949	68,668,236	504,505,591
第87計算期間	5,943,268	6,382,647	504,066,212
第88計算期間	17,349,932	11,236,590	510,179,554
第89計算期間	4,947,289	1,984,424	513,142,419
第90計算期間	3,969,344	2,269,347	514,842,416
第91計算期間	21,229,143	3,299,893	532,771,666
第92計算期間	4,026,670	223,625	536,574,711
第93計算期間	63,951,148	17,441,027	583,084,832
第94計算期間	85,472,984	8,411,136	660,146,680
第95計算期間	11,543,978	11,163,052	660,527,606
第96計算期間	60,822,200	30,641,181	690,708,625
第97計算期間	17,484,758	6,946,374	701,247,009
第98計算期間	6,857,273	547,127	707,557,155
第99計算期間	13,660,354	11,995,158	709,222,351
第100計算期間	8,372,024	1,940,736	715,653,639
第101計算期間	25,083,900	2,030,243	738,707,296
第102計算期間	2,804,597	22,433,437	719,078,456
第103計算期間	4,123,790	22,240,451	700,961,795
第104計算期間	5,246,715	6,410,614	699,797,896
第105計算期間	3,860,639	45,659,464	657,999,071
第106計算期間	5,870,863	46,831,575	617,038,359
第107計算期間	2,792,629	29,492,282	590,338,706
第108計算期間	7,201,802	2,228,199	595,312,309
第109計算期間	2,571,930		597,884,239
第110計算期間	2,363,525	14,408,948	585,838,816
第111計算期間	2,975,340	9,296,446	579,517,710
第112計算期間	1,618,904	2,947,453	578,189,161
第113計算期間	2,920,156	2,296,293	578,813,024
第114計算期間	1,757,628	13,860,888	566,709,764
第115計算期間	1,527,168	46,117,276	522,119,656
第116計算期間	1,253,590	3,175,060	520,198,186
第117計算期間	1,326,006	4,896,330	516,627,862
第118計算期間	1,226,775	49,969,265	467,885,372
第119計算期間	1,243,432	2,468,416	466,660,388
第120計算期間	2,209,442	1,497,443	467,372,387
第121計算期間	1,031,579	281,201	468,122,765

第122計算期間	978,220	5,152,156	463,948,829
第123計算期間	9,116,602	11,891,776	461,173,655
第124計算期間	1,940,932	1,549,061	461,565,526
第125計算期間	1,153,765	13,920,277	448,799,014
第126計算期間	1,389,125	11,580,388	438,607,751
第127計算期間	1,196,641	230,056	439,574,336

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

### (1) 【投資状況】

令和 3年10月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	51,388,441	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		128,757	0.25
純資産総額		51,517,198	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	50,469,890	1.0182	51,388,442	1.0182	51,388,441	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成24年 4月20日)	2,378,572,869	2,378,572,869	10,025	10,025
第7計算期間末日 (平成24年10月22日)	1,479,721,668	1,479,721,668	10,027	10,027
第8計算期間末日 (平成25年 4月22日)	1,220,840,949	1,220,840,949	10,030	10,030
第9計算期間末日 (平成25年10月21日)	1,631,514,693	1,631,514,693	10,033	10,033
第10計算期間末日 (平成26年 4月21日)	1,051,215,916	1,051,215,916	10,034	10,034
第11計算期間末日 (平成26年10月20日)	616,859,755	616,859,755	10,034	10,034
第12計算期間末日 (平成27年 4月20日)	518,270,880	518,270,880	10,033	10,033
第13計算期間末日 (平成27年10月20日)	412,597,591	412,597,591	10,033	10,033
第14計算期間末日 (平成28年 4月20日)	344,827,765	344,827,765	10,030	10,030
第15計算期間末日 (平成28年10月20日)	325,589,778	325,589,778	10,030	10,030
第16計算期間末日 (平成29年 4月20日)	280,419,320	280,419,320	10,030	10,030
第17計算期間末日 (平成29年10月20日)	146,887,660	146,887,660	10,029	10,029
第18計算期間末日 (平成30年 4月20日)	133,104,999	133,104,999	10,028	10,028
第19計算期間末日 (平成30年10月22日)	155,432,064	155,432,064	10,027	10,027
第20計算期間末日 (平成31年 4月22日)	131,988,685	131,988,685	10,026	10,026
第21計算期間末日 (令和 1年10月21日)	101,996,624	101,996,624	10,025	10,025
第22計算期間末日 (令和 2年 4月20日)	94,621,018	94,621,018	10,024	10,024
第23計算期間末日 (令和 2年10月20日)	70,639,096	70,639,096	10,023	10,023
第24計算期間末日 (令和 3年 4月20日)	70,905,958	70,905,958	10,022	10,022
第25計算期間末日 (令和 3年10月20日)	52,105,658	52,105,658	10,022	10,022
令和 2年10月末日	70,638,831		10,023	
11月末日	70,638,008		10,023	
12月末日	70,803,166		10,023	
令和 3年 1月末日	70,802,367		10,023	
2月末日	70,931,618		10,022	
3月末日	70,906,491		10,022	
4月末日	68,388,719		10,022	
5月末日	63,996,948		10,022	

6月末日	55,057,763		10,022	
7月末日	54,176,916		10,022	
8月末日	54,176,268		10,022	
9月末日	54,141,370		10,022	
10月末日	51,517,198		10,021	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第6計算期間	0.02
第7計算期間	0.01
第8計算期間	0.02
第9計算期間	0.02
第10計算期間	0.00
第11計算期間	0.00
第12計算期間	0.00
第13計算期間	0.00

第14計算期間	0.02
第15計算期間	0.00
第16計算期間	0.00
第17計算期間	0.00
第18計算期間	0.00
第19計算期間	0.00
第20計算期間	0.00
第21計算期間	0.00
第22計算期間	0.00
第23計算期間	0.00
第24計算期間	0.00
第25計算期間	0.00

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第6計算期間	5,313,570,047	7,041,591,137	2,372,660,720
第7計算期間	2,843,610,117	3,740,567,126	1,475,703,711
第8計算期間	3,501,355,191	3,759,901,239	1,217,157,663
第9計算期間	3,271,569,876	2,862,505,773	1,626,221,766
第10計算期間	637,206,577	1,215,768,832	1,047,659,511
第11計算期間	491,753,521	924,646,172	614,766,860
第12計算期間	452,109,061	550,323,033	516,552,888
第13計算期間	225,976,947	331,269,360	411,260,475
第14計算期間	84,382,158	151,850,097	343,792,536
第15計算期間	74,339,926	93,527,064	324,605,398
第16計算期間	128,709,459	173,722,708	279,592,149
第17計算期間	87,416,721	220,546,806	146,462,064
第18計算期間	58,942,969	72,676,559	132,728,474
第19計算期間	57,765,119	35,475,770	155,017,823
第20計算期間	24,749,354	48,120,691	131,646,486
第21計算期間	8,387,156	38,294,120	101,739,522
第22計算期間	12,176,619	19,517,960	94,398,181
第23計算期間	72,127	23,992,594	70,477,714
第24計算期間	2,153,910	1,882,815	70,748,809
第25計算期間		18,755,080	51,993,729

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

## 投資状況

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,618,020,288	100.00
純資産総額		1,618,020,288	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 参考情報



## 運用実績

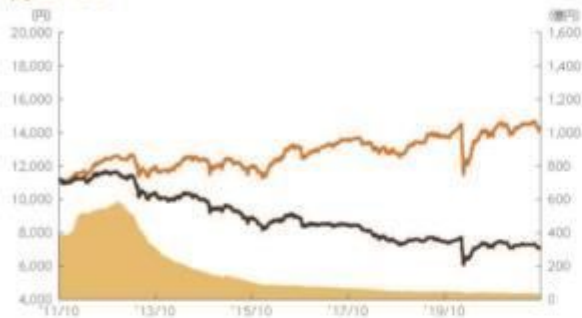
2021年10月29日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2011年10月31日～2021年10月29日

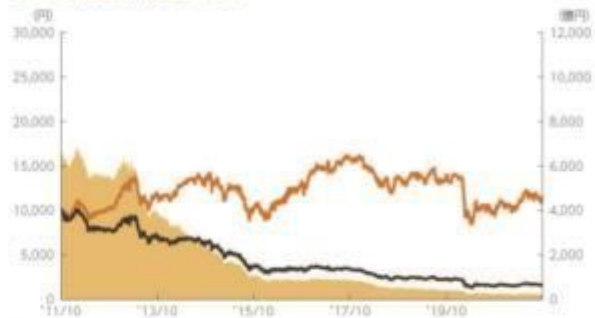
- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 純資産総額【右目盛】 ■ 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 ■ 基準価額【左目盛】

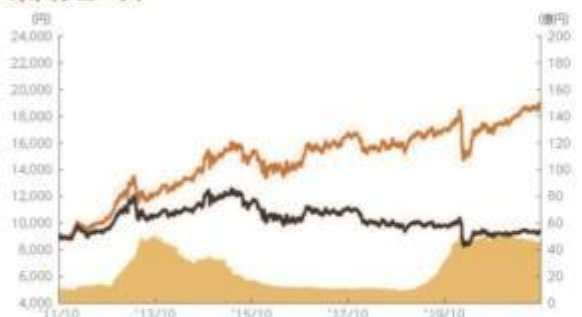
#### 円コース



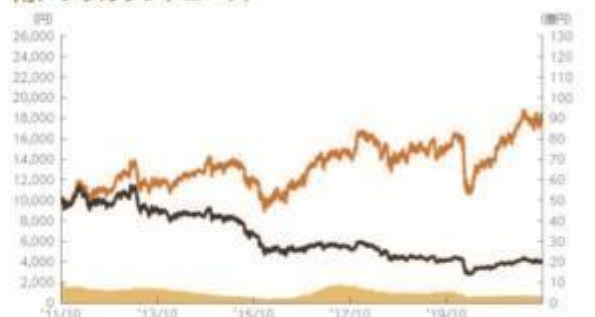
#### ブラジルリアルコース



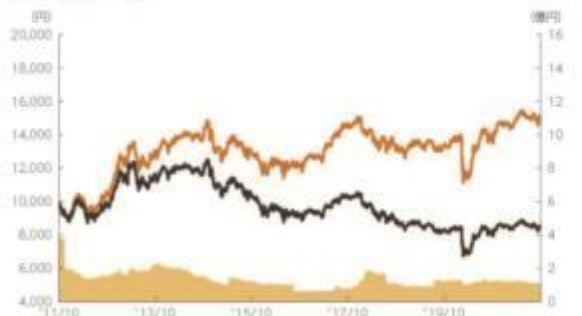
#### 米ドルコース



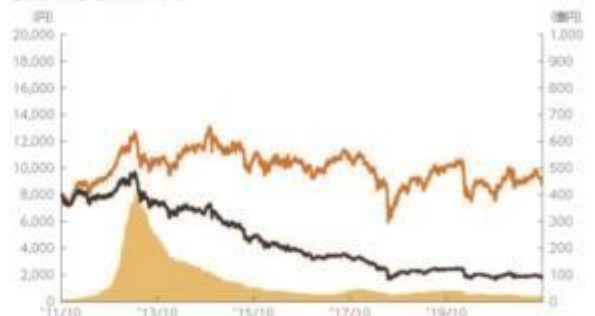
#### 南アフリカランドコース



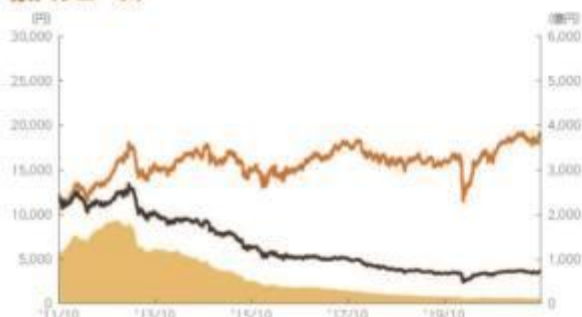
#### ユーロコース



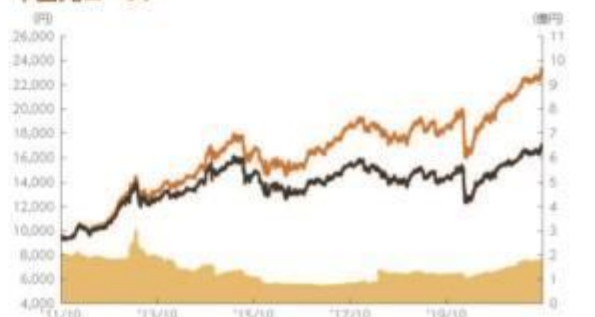
#### トルコリラコース



#### 豪ドルコース



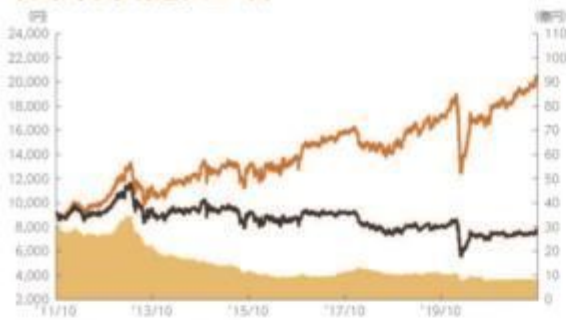
#### 中国元コース



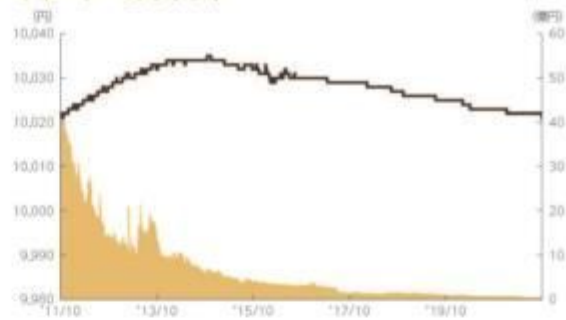
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



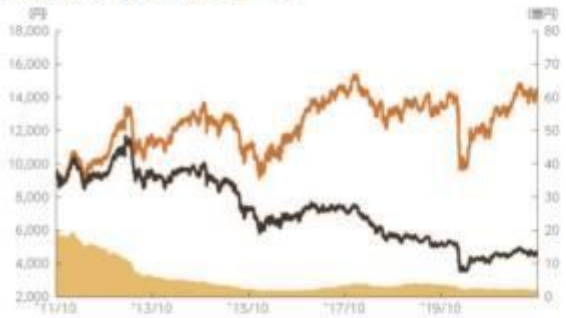
インドネシアルピアコース



マネープールファンド



資源国バスケット通貨コース



## ■基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
基準価額	7,104円	9,323円	8,511円	3,632円	1,613円	3,982円
純資産総額	33.0億円	45.4億円	1.0億円	107.8億円	213.4億円	3.1億円

	トルコリラコース	中国元コース	インドネシアルピアコース	資源国バスケット通貨コース	マネープールファンド
基準価額	1,783円	16,919円	7,557円	4,574円	10,021円
純資産総額	15.9億円	1.8億円	7.7億円	2.0億円	0.5億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ■分配の推移

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
2021年10月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
2021年9月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
2021年8月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
2021年7月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
2021年6月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
2021年5月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
直近1年間累計	300円	720円	360円	180円	120円	360円
設定来累計	8,115円	8,880円	7,080円	16,560円	15,290円	12,720円

	トルコリラコース	中国元コース	インドネシア ルピアコース	資源国バスケット 通貨コース		マネープール ファンド
2021年10月	15円	40円	70円	30円	2021年10月	0円
2021年9月	15円	40円	70円	30円	2021年4月	0円
2021年8月	15円	40円	70円	30円	2020年10月	0円
2021年7月	15円	40円	70円	30円	2020年4月	0円
2021年6月	15円	40円	70円	30円	2019年10月	0円
2021年5月	15円	40円	70円	30円	2019年4月	0円
直近1年間累計	180円	480円	840円	360円	設定来累計	0円
設定来累計	11,490円	4,720円	9,520円	8,700円		

・分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

各ファンド(マネープールファンドを除く)

資産構成	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
外国投資信託	99.6%	99.2%	97.2%	99.8%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.3%	0.7%	2.7%	0.1%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	南アフリカランドコース	トルコリラコース	中国元コース	インドネシアルピアコース	資源国バスケット通貨コース
外国投資信託	98.9%	98.9%	98.0%	99.1%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%	1.0%	1.9%	0.8%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 PANAMA (REP OF)	8.1250%	2034/04/28	1.5%
2 DOMINICAN REPUBLIC REGS	5.9500%	2027/01/25	1.4%
3 REPUBLIC OF TURKEY SR UNSEC	5.7500%	2047/05/11	1.3%
4 SAUDI INTERNATIONAL BOND	4.3750%	2029/04/16	1.3%
5 FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.2%
6 GAZPROM (GPN CAPITAL) SR UNSEC REGS	4.3750%	2022/09/19	1.2%
7 EL FONDO MIVIVIENDA SA UNSEC 144A	3.5000%	2023/01/31	1.2%
8 PANAMA (REP OF) GLBL UNSECURED	9.3750%	2023/01/16	1.1%
9 RUSSIA FOREIGN BOND SR UNSEC REGS	5.1000%	2035/03/28	1.1%
10 SOUTHERN GAS CORRIDOR GOV GTD UNSEC REGS	6.8750%	2026/03/24	1.1%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の実質組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示

## マネープールファンド

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

## 年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

### 円コース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

### ユーロコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

### 米ドルコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

### 豪ドルコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ブラジルリアルコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

## 中国元コース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

## 南アフリカランドコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

## インドネシアルピアコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

## トルコリラコース



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

## 資源国バスケット通貨コース



•2011年は設定日から年末までの、2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

## マネープールファンド



•2021年は年初から10月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

## 「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

## 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

## 解約単位

販売会社が定める単位

## 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

## 信託財産留保額

ありません。

## 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

## 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

## 解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

##### ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

##### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

##### ・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

##### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

##### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

#### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### （２）【保管】

該当事項はありません。

#### （３）【信託期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「マネープールファンド」

2024年4月19日まで（2009年4月28日設定）

「中国元コース（毎月分配型）」

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

2024年4月19日まで（2010年5月6日設定）

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

2024年4月19日まで（2011年1月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### （４）【計算期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「中国元コース（毎月分配型）」

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

毎月21日から翌月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。



## 「マネープールファンド」

毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし

ます。  
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出

## 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出

ます。  
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

## ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

## 反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

## 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

「各ファンド（「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」を除きます。）」

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、期間満了6ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

## 運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

## 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

## 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(令和3年4月21日から令和3年10月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;円コース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,740,348	14,609,801
投資信託受益証券	3,630,737,089	3,274,321,472
親投資信託受益証券	3,750,908	3,750,908
未収入金	20,000,000	20,000,000
流動資産合計	3,676,228,345	3,312,682,181
資産合計		
	3,676,228,345	3,312,682,181
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	12,598,764	11,628,536
未払解約金	5,881,899	3,432,352
未払受託者報酬	127,588	117,492
未払委託者報酬	4,720,814	4,347,195
未払利息	2	12
その他未払費用	9,558	8,804
流動負債合計	23,338,625	19,534,391
負債合計		
	23,338,625	19,534,391
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,039,505,640	4,651,414,620
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,386,615,920	1,358,266,830
（分配準備積立金）	66,853,486	76,425,302
元本等合計	3,652,889,720	3,293,147,790
純資産合計		
	3,652,889,720	3,293,147,790
負債純資産合計		
	3,676,228,345	3,312,682,181

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月21日 令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 令和 3年10月20日
営業収益				
受取配当金		121,982,924		114,796,043
受取利息		17		29
有価証券売買等損益		2,348,850		91,211,660
営業収益合計		124,331,791		23,584,412
営業費用				
支払利息		1,520		1,868
受託者報酬		843,505		780,147
委託者報酬		31,209,629		28,865,449
その他費用		63,197		58,455
営業費用合計		32,117,851		29,705,919
営業利益又は営業損失（ ）		92,213,940		6,121,507
経常利益又は経常損失（ ）		92,213,940		6,121,507
当期純利益又は当期純損失（ ）		92,213,940		6,121,507
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,510,672		570,954
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,504,899,786		1,386,615,920
剰余金増加額又は欠損金減少額		138,088,142		115,253,899
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		138,088,142		115,253,899
剰余金減少額又は欠損金増加額		32,140,595		8,731,266
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		32,140,595		8,731,266
分配金		78,366,949		72,622,990
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,386,615,920		1,358,266,830

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	5,431,598,769円	5,039,505,640円
期中追加設定元本額	119,806,377円	31,893,529円
期中一部解約元本額	511,899,506円	419,984,549円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,386,615,920円	1,358,266,830円
3. 受益権の総数	5,039,505,640口	4,651,414,620口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>20,290,351円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	20,290,351円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>14,697,571円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,697,571円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	20,290,351円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	14,697,571円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	812,181,850円	収益調整金額	C	752,681,101円
分配準備積立金額	D	48,190,547円	分配準備積立金額	D	66,376,987円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	880,662,748円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	833,755,659円
当ファンドの期末残存口数	F	5,410,178,122口	当ファンドの期末残存口数	F	5,008,155,507口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,627円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,664円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,525,445円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,520,388円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,928,486円	費用控除後の配当等収益額	A	17,867,454円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	798,709,243円	収益調整金額	C	738,474,577円
分配準備積立金額	D	53,485,284円	分配準備積立金額	D	67,187,427円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	871,123,013円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	823,529,458円
当ファンドの期末残存口数	F	5,316,402,955口	当ファンドの期末残存口数	F	4,913,176,667口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,638円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,676円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,291,007円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,282,941円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,376,595円	費用控除後の配当等収益額	A	14,396,954円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	795,953,794円	収益調整金額	C	730,855,416円
分配準備積立金額	D	58,864,485円	分配準備積立金額	D	71,854,518円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	869,194,874円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	817,106,888円
当ファンドの期末残存口数	F	5,297,725,296口	当ファンドの期末残存口数	F	4,861,475,468口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,640円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,680円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,244,313円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,153,688円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	13,915,231円	費用控除後の配当等収益額	A	14,041,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	773,899,546円	収益調整金額	C	729,105,447円
分配準備積立金額	D	58,280,343円	分配準備積立金額	D	73,859,300円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	846,095,120円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	817,006,639円
当ファンドの期末残存口数	F	5,150,597,784口	当ファンドの期末残存口数	F	4,849,466,311口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,642円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,684円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,876,494円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,123,665円
第141期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第147期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,422,572円	費用控除後の配当等収益額	A	13,588,782円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	771,229,907円	収益調整金額	C	716,539,663円
分配準備積立金額	D	59,040,149円	分配準備積立金額	D	74,408,218円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	845,692,628円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	804,536,663円
当ファンドの期末残存口数	F	5,132,370,408口	当ファンドの期末残存口数	F	4,765,508,804口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,647円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,688円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,830,926円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,913,772円
第142期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第148期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,992,172円	費用控除後の配当等収益額	A	13,865,278円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	757,331,710円	収益調整金額	C	699,457,459円
分配準備積立金額	D	60,460,078円	分配準備積立金額	D	74,188,560円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	836,783,960円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	787,511,297円
当ファンドの期末残存口数	F	5,039,505,640口	当ファンドの期末残存口数	F	4,651,414,620口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,660円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,693円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,598,764円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,628,536円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	58,610,920	84,988,945
親投資信託受益証券		
合計	58,610,920	84,988,945

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （ 1口当たり情報 ）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.7249円	0.7080円
(1万口当たり純資産額)	(7,249円)	(7,080円)

## （ 4 ）【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（ 単位：円 ）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J ( J P Y )	416,898.58	3,274,321,472	
投資信託受益証券 合計		416,898.58	3,274,321,472	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,683,862	3,750,908	
親投資信託受益証券 合計		3,683,862	3,750,908	
合計		4,100,760.58	3,278,072,380	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;米ドルコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	52,651,968	48,406,476
投資信託受益証券	4,830,561,370	4,555,200,605
親投資信託受益証券	2,637,620	2,637,620
未収入金	33,000,000	30,000,000
流動資産合計	4,918,850,958	4,636,244,701
資産合計	4,918,850,958	4,636,244,701
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	31,754,277	29,480,702
未払解約金	1,846,902	-
未払受託者報酬	172,485	159,939
未払委託者報酬	6,381,946	5,917,710
未払利息	7	40
その他未払費用	12,925	11,984
流動負債合計	40,168,542	35,570,375
負債合計	40,168,542	35,570,375
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,292,379,581	4,913,450,393
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	413,697,165	312,776,067
（分配準備積立金）	48,314	384,573
元本等合計	4,878,682,416	4,600,674,326
純資産合計	4,878,682,416	4,600,674,326
負債純資産合計	4,918,850,958	4,636,244,701

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月21日 令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 令和 3年10月20日
営業収益				
受取配当金		164,308,329		155,164,291
受取利息		47		89
有価証券売買等損益		134,777,245		139,474,944
営業収益合計		299,085,621		294,639,324
営業費用				
支払利息		4,061		5,242
受託者報酬		1,090,576		1,038,919
委託者報酬		40,351,054		38,439,943
その他費用		81,736		77,862
営業費用合計		41,527,427		39,561,966
営業利益又は営業損失( )		257,558,194		255,077,358
経常利益又は経常損失( )		257,558,194		255,077,358
当期純利益又は当期純損失( )		257,558,194		255,077,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		2,432,308		5,235,799
期首剰余金又は期首欠損金( )		452,194,932		413,697,165
剰余金増加額又は欠損金減少額		35,399,421		42,291,332
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		35,399,421		42,291,332
剰余金減少額又は欠損金増加額		57,045,949		10,879,449
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		57,045,949		10,879,449
分配金		194,981,591		180,332,344
期末剰余金又は期末欠損金( )		413,697,165		312,776,067

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	5,103,799,999円	5,292,379,581円
期中追加設定元本額	593,608,080円	177,567,949円
期中一部解約元本額	405,028,498円	556,497,137円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	413,697,165円	312,776,067円
3. 受益権の総数	5,292,379,581口	4,913,450,393口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>23,598,939円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,598,939円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>20,909,170円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	20,909,170円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	23,598,939円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	20,909,170円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,347,330,092円	収益調整金額	C	2,177,627,460円
分配準備積立金額	D	39,665,010円	分配準備積立金額	D	46,897円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,410,594,041円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,198,583,527円
当ファンドの期末残存口数	F	5,513,758,099口	当ファンドの期末残存口数	F	5,148,529,316口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,371円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,270円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,082,548円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,891,175円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,985,592円	費用控除後の配当等収益額	A	24,925,572円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,329,132,445円	収益調整金額	C	2,123,285,970円
分配準備積立金額	D	29,873,244円	分配準備積立金額	D	345,929円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,383,991,281円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,148,557,471円
当ファンドの期末残存口数	F	5,470,839,529口	当ファンドの期末残存口数	F	5,043,885,807口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,357円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,259円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,825,037円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,263,314円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,464,143円	費用控除後の配当等収益額	A	19,580,388円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,320,752,868円	収益調整金額	C	2,093,688,569円
分配準備積立金額	D	21,916,360円	分配準備積立金額	D	51,394円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,362,133,371円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,113,320,351円
当ファンドの期末残存口数	F	5,451,067,508口	当ファンドの期末残存口数	F	4,985,419,300口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,333円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,238円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,706,405円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,912,515円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	23,386,295円	費用控除後の配当等収益額	A	18,629,418円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,302,834,986円	収益調整金額	C	2,085,298,720円
分配準備積立金額	D	8,529,559円	分配準備積立金額	D	188,384円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,334,750,840円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,104,116,522円
当ファンドの期末残存口数	F	5,408,756,154口	当ファンドの期末残存口数	F	4,990,390,930口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,316円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,216円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,452,536円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,942,345円
第141期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第147期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,967,415円	費用控除後の配当等収益額	A	18,281,128円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,281,597,214円	収益調整金額	C	2,066,896,090円
分配準備積立金額	D	4,135円	分配準備積立金額	D	351,278円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,305,568,764円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,085,528,496円
当ファンドの期末残存口数	F	5,360,131,411口	当ファンドの期末残存口数	F	4,973,715,624口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,301円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,193円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,160,788円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,842,293円
第142期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第148期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,601,820円	費用控除後の配当等収益額	A	24,234,044円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,244,293,021円	収益調整金額	C	2,030,554,676円
分配準備積立金額	D	379,153円	分配準備積立金額	D	226,435円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,270,273,994円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,055,015,155円
当ファンドの期末残存口数	F	5,292,379,581口	当ファンドの期末残存口数	F	4,913,450,393口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,289円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,182円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,754,277円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,480,702円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	44,955,935	77,706,945
親投資信託受益証券		
合計	44,955,935	77,706,945

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.9218円	0.9363円
(1万口当たり純資産額)	(9,218円)	(9,363円)

( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J ( USD )	494,539.2	4,555,200,605	
投資信託受益証券 合計		494,539.2	4,555,200,605	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,590,474	2,637,620	
親投資信託受益証券 合計		2,590,474	2,637,620	
合計		3,085,013.2	4,557,838,225	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;ユーロコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,987,960	1,417,551
投資信託受益証券	116,590,024	106,874,162
親投資信託受益証券	113,380	113,380
未収入金	-	2,000,000
流動資産合計	119,691,364	110,405,093
資産合計	119,691,364	110,405,093
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	418,088	386,609
未払解約金	23,840	-
未払受託者報酬	4,126	3,782
未払委託者報酬	152,624	139,981
未払利息	-	1
その他未払費用	296	269
流動負債合計	598,974	530,642
負債合計	598,974	530,642
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	139,362,919	128,869,891
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,270,529	18,995,440
（分配準備積立金）	1,276,506	1,449,355
元本等合計	119,092,390	109,874,451
純資産合計	119,092,390	109,874,451
負債純資産合計	119,691,364	110,405,093

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期			
	自 至	令和 2年 令和 3年	10月21日 4月20日	自 至	令和 3年 令和 3年	4月21日 10月20日
営業収益						
受取配当金			3,498,694			3,358,313
受取利息			1			2
有価証券売買等損益			5,262,660			74,175
営業収益合計			8,761,355			3,284,140
営業費用						
支払利息			103			156
受託者報酬			26,349			25,157
委託者報酬			974,780			930,706
その他費用			1,904			1,802
営業費用合計			1,003,136			957,821
営業利益又は営業損失（ ）			7,758,219			2,326,319
経常利益又は経常損失（ ）			7,758,219			2,326,319
当期純利益又は当期純損失（ ）			7,758,219			2,326,319
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			43,822			109,632
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			26,197,585			20,270,529
剰余金増加額又は欠損金減少額			1,138,101			1,581,007
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			1,138,101			1,581,007
剰余金減少額又は欠損金増加額			375,020			156,341
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			375,020			156,341
分配金			2,550,422			2,366,264
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			20,270,529			18,995,440

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	144,829,454円	139,362,919円
期中追加設定元本額	2,244,763円	1,091,666円
期中一部解約元本額	7,711,298円	11,584,694円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	20,270,529円	18,995,440円
3. 受益権の総数	139,362,919口	128,869,891口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>525,571円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	525,571円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>557,350円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	557,350円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	525,571円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	557,350円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	52,840,606円	収益調整金額	C	49,971,912円
分配準備積立金額	D	911,584円	分配準備積立金額	D	1,258,646円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,277,761円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,787,908円
当ファンドの期末残存口数	F	145,533,274口	当ファンドの期末残存口数	F	137,602,018口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,729円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,763円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	436,599円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	412,806円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	565,767円	費用控除後の配当等収益額	A	421,110円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	52,657,586円	収益調整金額	C	49,632,193円
分配準備積立金額	D	994,654円	分配準備積立金額	D	1,391,703円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,218,007円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,445,006円
当ファンドの期末残存口数	F	145,022,634口	当ファンドの期末残存口数	F	136,661,325口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,738円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,764円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	435,067円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	409,983円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	378,067円	費用控除後の配当等収益額	A	390,377円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	50,794,363円	収益調整金額	C	46,625,993円
分配準備積立金額	D	1,082,736円	分配準備積立金額	D	1,316,081円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,255,166円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,332,451円
当ファンドの期末残存口数	F	139,883,792口	当ファンドの期末残存口数	F	128,378,988口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,735円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,764円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	419,651円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	385,136円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	491,142円	費用控除後の配当等収益額	A	376,212円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	50,865,740円	収益調整金額	C	46,687,106円
分配準備積立金額	D	1,041,139円	分配準備積立金額	D	1,321,201円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,398,021円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,384,519円
当ファンドの期末残存口数	F	140,076,344口	当ファンドの期末残存口数	F	128,542,248口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,740円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,764円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	420,229円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	385,626円
第141期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第147期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	444,044円	費用控除後の配当等収益額	A	407,325円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	50,934,973円	収益調整金額	C	46,746,760円
分配準備積立金額	D	1,112,050円	分配準備積立金額	D	1,311,594円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,491,067円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,465,679円
当ファンドの期末残存口数	F	140,262,854口	当ファンドの期末残存口数	F	128,701,486口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,742円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,765円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	420,788円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,104円
第142期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第148期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	568,047円	費用控除後の配当等収益額	A	503,271円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	50,609,630円	収益調整金額	C	46,809,819円
分配準備積立金額	D	1,126,547円	分配準備積立金額	D	1,332,693円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,304,224円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,645,783円
当ファンドの期末残存口数	F	139,362,919口	当ファンドの期末残存口数	F	128,869,891口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,753円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,774円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	418,088円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,609円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,081,234	1,084,797
親投資信託受益証券		
合計	2,081,234	1,084,797

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.8545円	0.8526円
(1万口当たり純資産額)	(8,545円)	(8,526円)

( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J ( EUR )	13,269.69	106,874,162	
投資信託受益証券 合計		13,269.69	106,874,162	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	111,354	113,380	
親投資信託受益証券 合計		111,354	113,380	
合計		124,623.69	106,987,542	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;豪ドルコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	45,470,774	78,322,557
投資信託受益証券	11,793,171,280	10,791,117,543
親投資信託受益証券	10,073,955	10,073,955
未収入金	60,000,000	50,000,000
流動資産合計	11,908,716,009	10,929,514,055
資産合計	11,908,716,009	10,929,514,055
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	48,624,025	44,921,037
未払解約金	16,248,966	46,299,004
未払受託者報酬	410,617	368,045
未払委託者報酬	15,192,855	13,617,674
未払利息	6	66
その他未払費用	30,785	27,595
流動負債合計	80,507,254	105,233,421
負債合計	80,507,254	105,233,421
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	32,416,017,313	29,947,358,481
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,587,808,558	19,123,077,847
（分配準備積立金）	105,545,447	115,652,757
元本等合計	11,828,208,755	10,824,280,634
純資産合計	11,828,208,755	10,824,280,634
負債純資産合計	11,908,716,009	10,929,514,055

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月21日 令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 令和 3年10月20日
営業収益				
受取配当金		394,291,520		368,312,083
受取利息		33		37
有価証券売買等損益		1,357,842,605		110,365,820
営業収益合計		1,752,134,158		257,946,300
営業費用				
支払利息		2,792		3,696
受託者報酬		2,643,114		2,463,799
委託者報酬		97,795,098		91,160,464
その他費用		198,166		184,730
営業費用合計		100,639,170		93,812,689
営業利益又は営業損失（ ）		1,651,494,988		164,133,611
経常利益又は経常損失（ ）		1,651,494,988		164,133,611
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,651,494,988		164,133,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		13,599,034		13,593,363
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		24,444,536,773		20,587,808,558
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,699,087,782		1,731,021,970
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,699,087,782		1,731,021,970
剰余金減少額又は欠損金増加額		174,947,313		138,563,968
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		174,947,313		138,563,968
分配金		305,308,208		278,267,539
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		20,587,808,558		19,123,077,847

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	36,292,246,324円	32,416,017,313円
期中追加設定元本額	269,599,748円	215,166,605円
期中一部解約元本額	4,145,828,759円	2,683,825,437円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	20,587,808,558円	19,123,077,847円
3. 受益権の総数	32,416,017,313口	29,947,358,481口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>64,715,650円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	64,715,650円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>48,510,678円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	48,510,678円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	64,715,650円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	48,510,678円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,493,931,781円	収益調整金額	C	1,344,857,167円
分配準備積立金額	D	67,118,959円	分配準備積立金額	D	104,234,930円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,625,766,390円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,497,602,775円
当ファンドの期末残存口数	F	35,605,400,031口	当ファンドの期末残存口数	F	32,037,205,221口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	456円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	467円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	53,408,100円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,055,807円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63,914,418円	費用控除後の配当等収益額	A	47,755,543円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,471,635,095円	収益調整金額	C	1,320,415,488円
分配準備積立金額	D	77,177,734円	分配準備積立金額	D	102,691,625円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,612,727,247円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,470,862,656円
当ファンドの期末残存口数	F	35,072,198,989口	当ファンドの期末残存口数	F	31,452,856,158口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	459円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	467円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	52,608,298円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,179,284円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,855,995円	費用控除後の配当等収益額	A	46,533,746円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,435,718,224円	収益調整金額	C	1,303,095,722円
分配準備積立金額	D	86,085,033円	分配準備積立金額	D	101,675,276円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,572,659,252円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,451,304,744円
当ファンドの期末残存口数	F	34,210,885,285口	当ファンドの期末残存口数	F	31,035,034,294口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	459円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	467円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	51,316,327円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	46,552,551円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	60,554,666円	費用控除後の配当等収益額	A	44,150,421円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,401,665,259円	収益調整金額	C	1,289,702,026円
分配準備積立金額	D	83,452,838円	分配準備積立金額	D	100,499,253円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,545,672,763円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,434,351,700円
当ファンドの期末残存口数	F	33,396,078,187口	当ファンドの期末残存口数	F	30,713,561,184口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	462円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	466円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	50,094,117円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	46,070,341円
第141期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第147期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,034,578円	費用控除後の配当等収益額	A	52,380,395円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,378,324,776円	収益調整金額	C	1,273,506,697円
分配準備積立金額	D	92,271,611円	分配準備積立金額	D	97,241,766円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,521,630,965円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,423,128,858円
当ファンドの期末残存口数	F	32,838,227,837口	当ファンドの期末残存口数	F	30,325,679,785口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	463円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	469円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,257,341円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	45,488,519円
第142期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第148期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,408,007円	費用控除後の配当等収益額	A	57,855,846円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,360,681,460円	収益調整金額	C	1,257,735,351円
分配準備積立金額	D	92,761,465円	分配準備積立金額	D	102,717,948円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,514,850,932円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,418,309,145円
当ファンドの期末残存口数	F	32,416,017,313口	当ファンドの期末残存口数	F	29,947,358,481口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	467円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	473円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,624,025円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	44,921,037円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	123,851,267	510,360,233
親投資信託受益証券		
合計	123,851,267	510,360,233

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （ 1口当たり情報 ）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.3649円	0.3614円
(1万口当たり純資産額)	(3,649円)	(3,614円)

## （ 4 ）【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（ 単位：円 ）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	1,211,940.42	10,791,117,543	
投資信託受益証券 合計		1,211,940.42	10,791,117,543	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,893,887	10,073,955	
親投資信託受益証券 合計		9,893,887	10,073,955	
合計		11,105,827.42	10,801,191,498	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;ブラジルリアルコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	127,070,318	55,433,591
投資信託受益証券	22,535,299,724	21,646,478,332
親投資信託受益証券	25,215,860	25,215,860
未収入金	100,000,000	200,000,000
流動資産合計	22,787,585,902	21,927,127,783
資産合計	22,787,585,902	21,927,127,783
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	142,972,201	132,728,994
未払解約金	30,428,376	24,275,890
未払受託者報酬	785,817	769,884
未払委託者報酬	29,075,248	28,485,739
未払利息	17	46
その他未払費用	58,925	57,731
流動負債合計	203,320,584	186,318,284
負債合計	203,320,584	186,318,284
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	142,972,201,871	132,728,994,727
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	120,387,936,553	110,988,185,228
（分配準備積立金）	1,244,822,176	1,479,593,503
元本等合計	22,584,265,318	21,740,809,499
純資産合計	22,584,265,318	21,740,809,499
負債純資産合計	22,787,585,902	21,927,127,783

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 3年10月20日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		1,048,182,101		1,293,207,462
受取利息		101		172
有価証券売買等損益		633,905,260		631,971,146
<b>営業収益合計</b>		<b>1,682,087,462</b>		<b>1,925,178,780</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		7,003		10,525
受託者報酬		5,230,939		5,191,937
委託者報酬		193,544,635		192,101,765
その他費用		392,265		389,336
<b>営業費用合計</b>		<b>199,174,842</b>		<b>197,693,563</b>
営業利益又は営業損失（ ）		1,482,912,620		1,727,485,217
経常利益又は経常損失（ ）		1,482,912,620		1,727,485,217
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,482,912,620		1,727,485,217
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		11,115,442		47,618,553
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		131,005,715,487		120,387,936,553
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,552,023,345		10,205,833,527
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,552,023,345		10,205,833,527
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,543,792,336		1,665,406,697
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,543,792,336		1,665,406,697
分配金		884,480,137		820,542,169
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		120,387,936,553		110,988,185,228

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	154,915,212,351円	142,972,201,871円
期中追加設定元本額	1,840,157,967円	2,002,340,899円
期中一部解約元本額	13,783,168,447円	12,245,548,043円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	120,387,936,553円	110,988,185,228円
3. 受益権の総数	142,972,201,871口	132,728,994,727口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>173,843,177円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	173,843,177円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>190,297,471円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	190,297,471円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	173,843,177円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	190,297,471円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,746,738,413円	収益調整金額	C	1,626,687,301円
分配準備積立金額	D	1,318,114,824円	分配準備積立金額	D	1,222,636,259円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,238,696,414円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,039,621,031円
当ファンドの期末残存口数	F	152,621,034,188口	当ファンドの期末残存口数	F	140,756,624,440口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	212円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	215円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	152,621,034円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	140,756,624円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	179,651,047円	費用控除後の配当等収益額	A	204,497,273円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,723,136,955円	収益調整金額	C	1,609,800,210円
分配準備積立金額	D	1,316,904,121円	分配準備積立金額	D	1,254,296,133円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,219,692,123円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,068,593,616円
当ファンドの期末残存口数	F	150,344,562,049口	当ファンドの期末残存口数	F	139,067,973,660口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	214円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	220円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	150,344,562円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	139,067,973円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	130,195,777円	費用控除後の配当等収益額	A	180,827,815円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,698,358,352円	収益調整金額	C	1,595,658,375円
分配準備積立金額	D	1,322,632,200円	分配準備積立金額	D	1,302,826,653円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,151,186,329円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,079,312,843円
当ファンドの期末残存口数	F	147,976,139,425口	当ファンドの期末残存口数	F	137,593,858,143口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	212円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	223円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	147,976,139円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	137,593,858円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	133,829,993円	費用控除後の配当等収益額	A	186,526,343円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,677,381,635円	収益調整金額	C	1,585,499,165円
分配準備積立金額	D	1,283,190,043円	分配準備積立金額	D	1,330,402,403円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,094,401,671円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,102,427,911円
当ファンドの期末残存口数	F	145,874,664,683口	当ファンドの期末残存口数	F	136,386,359,267口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	212円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	227円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	145,874,664円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	136,386,359円
第141期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第147期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	139,582,245円	費用控除後の配当等収益額	A	208,891,997円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,666,756,359円	収益調整金額	C	1,561,039,336円
分配準備積立金額	D	1,257,857,526円	分配準備積立金額	D	1,353,294,663円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,064,196,130円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,123,225,996円
当ファンドの期末残存口数	F	144,691,537,186口	当ファンドの期末残存口数	F	134,008,361,562口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	211円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	233円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	144,691,537円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	134,008,361円
第142期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第148期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	152,331,681円	費用控除後の配当等収益額	A	201,413,648円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,649,350,540円	収益調整金額	C	1,549,775,887円
分配準備積立金額	D	1,235,462,696円	分配準備積立金額	D	1,410,908,849円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,037,144,917円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,162,098,384円
当ファンドの期末残存口数	F	142,972,201,871口	当ファンドの期末残存口数	F	132,728,994,727口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	212円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	238円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	142,972,201円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	132,728,994円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	164,558,615	487,362,668
親投資信託受益証券		
合計	164,558,615	487,362,668

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.1580円	0.1638円
(1万口当たり純資産額)	(1,580円)	(1,638円)

( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( B R L )	7,456,589.16	21,646,478,332	
投資信託受益証券 合計		7,456,589.16	21,646,478,332	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	24,765,135	25,215,860	
親投資信託受益証券 合計		24,765,135	25,215,860	
合計		32,221,724.16	21,671,694,192	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;南アフリカランドコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,238,639	4,455,598
投資信託受益証券	343,537,691	326,185,369
親投資信託受益証券	287,427	287,427
未収入金	2,000,000	3,000,000
流動資産合計	350,063,757	333,928,394
資産合計	350,063,757	333,928,394
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,537,218	2,381,622
未払解約金	519,535	1,553,875
未払受託者報酬	11,979	11,262
未払委託者報酬	443,262	416,711
未払利息	-	3
その他未払費用	890	833
流動負債合計	3,512,884	4,364,306
負債合計	3,512,884	4,364,306
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	845,739,600	793,874,266
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	499,188,727	464,310,178
（分配準備積立金）	342,431	1,037,616
元本等合計	346,550,873	329,564,088
純資産合計	346,550,873	329,564,088
負債純資産合計	350,063,757	333,928,394

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月21日 令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 令和 3年10月20日
営業収益				
受取配当金		16,886,021		16,997,028
受取利息		10		5
有価証券売買等損益		58,536,494		4,650,650
営業収益合計		75,422,525		21,647,683
営業費用				
支払利息		203		321
受託者報酬		74,176		74,700
委託者報酬		2,744,328		2,763,694
その他費用		5,507		5,539
営業費用合計		2,824,214		2,844,254
営業利益又は営業損失（ ）		72,598,311		18,803,429
経常利益又は経常損失（ ）		72,598,311		18,803,429
当期純利益又は当期純損失（ ）		72,598,311		18,803,429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		866,261		155,209
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		612,454,183		499,188,727
剰余金増加額又は欠損金減少額		79,770,534		59,324,309
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		79,770,534		59,324,309
剰余金減少額又は欠損金増加額		22,464,265		28,470,682
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		22,464,265		28,470,682
分配金		15,772,863		14,623,298
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		499,188,727		464,310,178

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	937,627,647円	845,739,600円
期中追加設定元本額	36,307,992円	48,884,621円
期中一部解約元本額	128,196,039円	100,749,955円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	499,188,727円	464,310,178円
3. 受益権の総数	845,739,600口	793,874,266口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,855,519円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,855,519円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,757,295円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,757,295円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	2,855,519円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	2,757,295円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	154,102,602円	収益調整金額	C	135,882,677円
分配準備積立金額	D	8,665円	分配準備積立金額	D	334,422円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	156,966,786円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	138,974,394円
当ファンドの期末残存口数	F	940,240,332口	当ファンドの期末残存口数	F	831,580,862口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,669円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,671円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,820,720円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,494,742円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,688,726円	費用控除後の配当等収益額	A	2,799,740円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	144,397,985円	収益調整金額	C	136,600,146円
分配準備積立金額	D	40,577円	分配準備積立金額	D	594,045円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,127,288円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	139,993,931円
当ファンドの期末残存口数	F	881,031,681口	当ファンドの期末残存口数	F	835,932,813口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,669円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,674円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,643,095円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,507,798円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,175,273円	費用控除後の配当等収益額	A	2,302,396円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	142,252,871円	収益調整金額	C	130,944,354円
分配準備積立金額	D	84,253円	分配準備積立金額	D	842,305円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,512,397円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	134,089,055円
当ファンドの期末残存口数	F	867,939,001口	当ファンドの期末残存口数	F	801,281,780口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,665円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,673円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,603,817円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,403,845円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期			当期		
自 令和 2年10月21日			自 令和 3年 4月21日		
至 令和 3年 4月20日			至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	2,674,574円	費用控除後の配当等収益額	A	2,244,678円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	140,881,178円	収益調整金額	C	130,641,340円
分配準備積立金額	D	2,853円	分配準備積立金額	D	734,804円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	143,558,605円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	133,620,822円
当ファンドの期末残存口数	F	861,673,144口	当ファンドの期末残存口数	F	799,392,393口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,666円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,671円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,585,019円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,398,177円
第141期			第147期		
令和 3年 2月23日			令和 3年 8月21日		
令和 3年 3月22日			令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,441,093円	費用控除後の配当等収益額	A	2,709,217円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	140,772,341円	収益調整金額	C	132,776,218円
分配準備積立金額	D	91,534円	分配準備積立金額	D	578,036円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	143,304,968円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	136,063,471円
当ファンドの期末残存口数	F	860,998,028口	当ファンドの期末残存口数	F	812,371,430口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,664円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,674円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,582,994円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,437,114円
第142期			第148期		
令和 3年 3月23日			令和 3年 9月22日		
令和 3年 4月20日			令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,844,778円	費用控除後の配当等収益額	A	2,594,360円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	138,193,192円	収益調整金額	C	129,765,895円
分配準備積立金額	D	34,871円	分配準備積立金額	D	824,878円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,072,841円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	133,185,133円
当ファンドの期末残存口数	F	845,739,600口	当ファンドの期末残存口数	F	793,874,266口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,668円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,677円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,537,218円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,381,622円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	14,640,319	11,798,474
親投資信託受益証券		
合計	14,640,319	11,798,474

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.4098円	0.4151円
(1万口当たり純資産額)	(4,098円)	(4,151円)

( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( Z A R )	57,055.33	326,185,369	
投資信託受益証券 合計		57,055.33	326,185,369	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	282,290	287,427	
親投資信託受益証券 合計		282,290	287,427	
	合計	339,345.33	326,472,796	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;トルコリラコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,292,788	8,081,244
投資信託受益証券	2,090,864,008	1,616,483,495
親投資信託受益証券	3,134,499	1,894,498
未収入金	30,000,000	33,000,000
流動資産合計	2,134,291,295	1,659,459,237
資産合計	2,134,291,295	1,659,459,237
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	16,594,992	13,425,710
未払解約金	13,550,257	18,391,982
未払受託者報酬	75,390	60,075
未払委託者報酬	2,789,391	2,222,764
未払利息	1	6
その他未払費用	5,643	4,496
流動負債合計	33,015,674	34,105,033
負債合計	33,015,674	34,105,033
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,063,328,562	8,950,473,373
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,962,052,941	7,325,119,169
（分配準備積立金）	612,365,143	602,155,227
元本等合計	2,101,275,621	1,625,354,204
純資産合計	2,101,275,621	1,625,354,204
負債純資産合計	2,134,291,295	1,659,459,237

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月21日 令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 令和 3年10月20日
営業収益				
受取配当金		258,369,074		237,188,801
受取利息		7		8
有価証券売買等損益		8,197,208		209,569,315
営業収益合計		250,171,873		27,619,494
営業費用				
支払利息		821		1,181
受託者報酬		512,504		415,857
委託者報酬		18,962,560		15,386,632
その他費用		38,378		31,130
営業費用合計		19,514,263		15,834,800
営業利益又は営業損失( )		230,657,610		11,784,694
経常利益又は経常損失( )		230,657,610		11,784,694
当期純利益又は当期純損失( )		230,657,610		11,784,694
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		11,088,566		3,370,517
期首剰余金又は期首欠損金( )		10,482,701,267		8,962,052,941
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,681,644,249		1,970,939,415
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,681,644,249		1,970,939,415
剰余金減少額又は欠損金増加額		295,666,256		255,007,612
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		295,666,256		255,007,612
分配金		107,075,843		87,412,208
期末剰余金又は期末欠損金( )		8,962,052,941		7,325,119,169

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	12,793,339,201円	11,063,328,562円
期中追加設定元本額	366,899,581円	314,617,935円
期中一部解約元本額	2,096,910,220円	2,427,473,124円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	8,962,052,941円	7,325,119,169円
3. 受益権の総数	11,063,328,562口	8,950,473,373口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>32,936,279円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	32,936,279円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>39,624,529円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,624,529円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	32,936,279円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	39,624,529円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	504,287,593円	収益調整金額	C	442,966,977円
分配準備積立金額	D	563,419,583円	分配準備積立金額	D	583,650,008円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,100,643,455円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,066,241,514円
当ファンドの期末残存口数	F	12,517,104,324口	当ファンドの期末残存口数	F	10,590,975,266口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	879円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,006円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,775,656円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,886,462円
第138期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第144期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,972,674円	費用控除後の配当等収益額	A	39,164,767円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	495,870,545円	収益調整金額	C	430,409,311円
分配準備積立金額	D	563,204,699円	分配準備積立金額	D	576,199,555円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,095,047,918円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,045,773,633円
当ファンドの期末残存口数	F	12,253,401,576口	当ファンドの期末残存口数	F	10,149,832,107口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	893円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,030円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,380,102円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,224,748円
第139期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第145期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,340,575円	費用控除後の配当等収益額	A	37,537,597円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	492,133,400円	収益調整金額	C	419,756,130円
分配準備積立金額	D	570,378,845円	分配準備積立金額	D	579,355,605円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,104,852,820円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,036,649,332円
当ファンドの期末残存口数	F	12,092,305,295口	当ファンドの期末残存口数	F	9,840,225,373口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	913円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,053円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,138,457円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,760,338円
第140期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第146期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	47,870,209円	費用控除後の配当等収益額	A	36,392,741円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	483,647,578円	収益調整金額	C	408,038,384円
分配準備積立金額	D	578,486,370円	分配準備積立金額	D	579,910,756円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,110,004,157円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,024,341,881円
当ファンドの期末残存口数	F	11,818,769,609口	当ファンドの期末残存口数	F	9,513,407,049口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	939円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,076円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,728,154円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,270,110円
第141期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第147期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,423,544円	費用控除後の配当等収益額	A	36,119,388円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	478,959,838円	収益調整金額	C	398,289,721円
分配準備積立金額	D	596,710,216円	分配準備積立金額	D	581,678,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,119,093,598円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,016,087,767円
当ファンドの期末残存口数	F	11,638,988,464口	当ファンドの期末残存口数	F	9,229,893,821口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	961円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,100円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,458,482円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,844,840円
第142期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第148期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,853,488円	費用控除後の配当等収益額	A	32,467,138円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	460,043,418円	収益調整金額	C	388,789,252円
分配準備積立金額	D	587,106,647円	分配準備積立金額	D	583,113,799円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,089,003,553円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,004,370,189円
当ファンドの期末残存口数	F	11,063,328,562口	当ファンドの期末残存口数	F	8,950,473,373口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	984円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,122円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,594,992円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,425,710円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	228,655,627	93,054,938
親投資信託受益証券		
合計	228,655,627	93,054,938

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.1899円	0.1816円
(1万口当たり純資産額)	(1,899円)	(1,816円)

( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( TRY )	857,096.23	1,616,483,495	
投資信託受益証券 合計		857,096.23	1,616,483,495	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,860,635	1,894,498	
親投資信託受益証券 合計		1,860,635	1,894,498	
合計		2,717,731.23	1,618,377,993	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;中国元コース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	15,155,708	2,997,233
投資信託受益証券	164,671,100	181,534,145
親投資信託受益証券	91,251	91,251
流動資産合計	179,918,059	184,622,629
資産合計	179,918,059	184,622,629
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	11,000,000	-
未払収益分配金	425,306	432,362
未払解約金	9,634	163
未払受託者報酬	5,430	6,260
未払委託者報酬	200,865	231,690
未払利息	2	2
その他未払費用	398	463
流動負債合計	11,641,635	670,940
負債合計	11,641,635	670,940
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	106,326,633	108,090,656
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	61,949,791	75,861,033
（分配準備積立金）	38,475,596	42,295,655
元本等合計	168,276,424	183,951,689
純資産合計	168,276,424	183,951,689
負債純資産合計	179,918,059	184,622,629

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期			
	自 至	令和 2年 令和 3年	10月21日 4月20日	自 至	令和 3年 令和 3年	4月21日 10月20日
営業収益						
受取配当金			7,815,320			9,534,774
受取利息			1			5
有価証券売買等損益			5,513,254			7,328,271
営業収益合計			13,328,575			16,863,050
営業費用						
支払利息			143			309
受託者報酬			31,735			38,974
委託者報酬			1,174,030			1,442,196
その他費用			2,316			2,857
営業費用合計			1,208,224			1,484,336
営業利益又は営業損失（ ）			12,120,351			15,378,714
経常利益又は経常損失（ ）			12,120,351			15,378,714
当期純利益又は当期純損失（ ）			12,120,351			15,378,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			14,722			62,944
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			41,970,587			61,949,791
剰余金増加額又は欠損金減少額			11,062,383			4,809,438
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			11,062,383			4,809,438
剰余金減少額又は欠損金増加額			884,305			3,628,706
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			884,305			3,628,706
分配金			2,304,503			2,585,260
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			61,949,791			75,861,033

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	88,183,152円	106,326,633円
期中追加設定元本額	19,809,188円	7,498,602円
期中一部解約元本額	1,665,707円	5,734,579円
2. 受益権の総数	106,326,633口	108,090,656口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日																														
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第125期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,143,062円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>66,952,179円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>34,297,812円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,143,062円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	66,952,179円	分配準備積立金額	D	34,297,812円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第131期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,428,491円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>87,715,490円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>38,239,282円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,428,491円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	87,715,490円	分配準備積立金額	D	38,239,282円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	1,143,062円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																													
収益調整金額	C	66,952,179円																													
分配準備積立金額	D	34,297,812円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	1,428,491円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																													
収益調整金額	C	87,715,490円																													
分配準備積立金額	D	38,239,282円																													

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,393,053円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,383,263円
当ファンドの期末残存口数	F	89,550,850口	当ファンドの期末残存口数	F	106,636,676口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,434円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,945円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	358,203円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	426,546円
第126期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第132期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,148,026円	費用控除後の配当等収益額	A	1,540,800円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	68,084,098円	収益調整金額	C	90,894,113円
分配準備積立金額	D	34,974,392円	分配準備積立金額	D	39,187,965円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,206,516円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,622,878円
当ファンドの期末残存口数	F	90,449,060口	当ファンドの期末残存口数	F	109,261,327口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,521円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,046円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	361,796円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	437,045円
第127期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第133期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,066,685円	費用控除後の配当等収益額	A	1,318,054円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	73,749,819円	収益調整金額	C	89,315,043円
分配準備積立金額	D	35,699,636円	分配準備積立金額	D	39,242,867円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	110,516,140円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	129,875,964円
当ファンドの期末残存口数	F	95,330,838口	当ファンドの期末残存口数	F	107,072,420口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,592円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,129円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	381,323円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	428,289円
第128期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第134期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,210,811円	費用控除後の配当等収益額	A	1,321,988円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	74,880,860円	収益調整金額	C	89,397,220円



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
分配準備積立金額	D	36,119,156円	分配準備積立金額	D	39,876,890円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,210,827円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,596,098円
当ファンドの期末残存口数	F	96,079,667口	当ファンドの期末残存口数	F	106,928,799口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,678円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,213円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	384,318円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	427,715円
第129期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第135期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,174,381円	費用控除後の配当等収益額	A	1,333,920円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	77,699,110円	収益調整金額	C	91,264,642円
分配準備積立金額	D	36,828,903円	分配準備積立金額	D	40,604,689円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115,702,394円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	133,203,251円
当ファンドの期末残存口数	F	98,389,447口	当ファンドの期末残存口数	F	108,325,952口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,759円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,296円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	393,557円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	433,303円
第130期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第136期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,312,040円	費用控除後の配当等収益額	A	1,583,558円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	87,112,950円	収益調整金額	C	91,337,448円
分配準備積立金額	D	37,588,862円	分配準備積立金額	D	41,144,459円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,013,852円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	134,065,465円
当ファンドの期末残存口数	F	106,326,633口	当ファンドの期末残存口数	F	108,090,656口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,851円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,403円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	425,306円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	432,362円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,244,774	5,982,944
親投資信託受益証券		
合計	1,244,774	5,982,944

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	1.5826円	1.7018円
(1万口当たり純資産額)	(15,826円)	(17,018円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY)	24,997.81	181,534,145	
投資信託受益証券 合計		24,997.81	181,534,145	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	89,620	91,251	
親投資信託受益証券 合計		89,620	91,251	
合計		114,617.81	181,625,396	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;インドネシアルピアコース&gt;（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,001,249	8,180,790
投資信託受益証券	795,765,244	825,376,973
親投資信託受益証券	1,052,128	1,052,128
未収入金	10,000,000	11,000,000
流動資産合計	816,818,621	845,609,891
資産合計	816,818,621	845,609,891
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	7,749,075	7,650,515
未払解約金	3,823,290	2,276,637
未払受託者報酬	28,492	28,839
未払委託者報酬	1,054,261	1,067,033
未払利息	1	6
その他未払費用	2,126	2,154
流動負債合計	12,657,245	11,025,184
負債合計	12,657,245	11,025,184
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,107,010,806	1,092,930,794
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	302,849,430	258,346,087
（分配準備積立金）	55,511,962	43,234,805
元本等合計	804,161,376	834,584,707
純資産合計	804,161,376	834,584,707
負債純資産合計	816,818,621	845,609,891

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月21日 令和 3年 4月20日	自 至	令和 3年 4月21日 令和 3年10月20日
営業収益				
受取配当金		41,377,449		41,796,240
受取利息		9		14
有価証券売買等損益		27,887,327		52,815,489
営業収益合計		69,264,785		94,611,743
営業費用				
支払利息		679		773
受託者報酬		177,905		182,311
委託者報酬		6,582,288		6,745,501
その他費用		13,282		13,610
営業費用合計		6,774,154		6,942,195
営業利益又は営業損失（ ）		62,490,631		87,669,548
経常利益又は経常損失（ ）		62,490,631		87,669,548
当期純利益又は当期純損失（ ）		62,490,631		87,669,548
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,495,268		1,338,067
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		323,755,604		302,849,430
剰余金増加額又は欠損金減少額		36,229,226		24,845,573
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		36,229,226		24,845,573
剰余金減少額又は欠損金増加額		30,315,903		20,307,803
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		30,315,903		20,307,803
分配金		46,002,512		46,365,908
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		302,849,430		258,346,087

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	1,123,698,053円	1,107,010,806円
期中追加設定元本額	115,097,141円	79,173,583円
期中一部解約元本額	131,784,388円	93,253,595円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	302,849,430円	258,346,087円
3. 受益権の総数	1,107,010,806口	1,092,930,794口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第125期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,867,016円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,867,016円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第131期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,537,701円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,537,701円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	6,867,016円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	6,537,701円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	319,685,224円	収益調整金額	C	337,007,580円
分配準備積立金額	D	68,945,852円	分配準備積立金額	D	54,743,101円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	395,498,092円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	398,288,382円
当ファンドの期末残存口数	F	1,078,603,577口	当ファンドの期末残存口数	F	1,113,112,847口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,666円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,578円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,550,225円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,791,789円
第126期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第132期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,332,076円	費用控除後の配当等収益額	A	6,594,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	318,547,862円	収益調整金額	C	335,236,655円
分配準備積立金額	D	66,989,152円	分配準備積立金額	D	52,232,867円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	391,869,090円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394,063,681円
当ファンドの期末残存口数	F	1,071,890,445口	当ファンドの期末残存口数	F	1,104,479,661口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,655円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,567円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,503,233円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,731,357円
第127期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第133期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,680,157円	費用控除後の配当等収益額	A	5,811,426円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	331,378,298円	収益調整金額	C	337,982,601円
分配準備積立金額	D	65,246,982円	分配準備積立金額	D	50,748,329円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	402,305,437円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394,542,356円
当ファンドの期末残存口数	F	1,106,076,763口	当ファンドの期末残存口数	F	1,111,316,072口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,637円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,550円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,742,537円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,779,212円
第128期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第134期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期			当期		
自 令和 2年10月21日			自 令和 3年 4月21日		
至 令和 3年 4月20日			至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	6,197,087円	費用控除後の配当等収益額	A	6,146,662円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	329,554,975円	収益調整金額	C	334,494,114円
分配準備積立金額	D	61,939,125円	分配準備積立金額	D	47,959,105円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	397,691,187円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	388,599,881円
当ファンドの期末残存口数	F	1,097,466,441口	当ファンドの期末残存口数	F	1,098,930,113口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,623円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,536円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,682,265円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,692,510円
第129期			第135期		
令和 3年 2月23日			令和 3年 8月21日		
令和 3年 3月22日			令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,881,918円	費用控除後の配当等収益額	A	6,430,762円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	334,411,627円	収益調整金額	C	336,266,959円
分配準備積立金額	D	60,330,122円	分配準備積立金額	D	46,027,911円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	400,623,667円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	388,725,632円
当ファンドの期末残存口数	F	1,110,739,700口	当ファンドの期末残存口数	F	1,102,932,160口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,606円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,524円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,775,177円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,720,525円
第130期			第136期		
令和 3年 3月23日			令和 3年 9月22日		
令和 3年 4月20日			令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,815,064円	費用控除後の配当等収益額	A	6,784,730円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	334,084,120円	収益調整金額	C	333,449,904円
分配準備積立金額	D	57,445,973円	分配準備積立金額	D	44,100,590円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	397,345,157円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	384,335,224円
当ファンドの期末残存口数	F	1,107,010,806口	当ファンドの期末残存口数	F	1,092,930,794口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,589円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,516円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,749,075円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,650,515円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	16,495	26,189,903
親投資信託受益証券		
合計	16,495	26,189,903

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （ 1口当たり情報 ）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.7264円	0.7636円
(1万口当たり純資産額)	(7,264円)	(7,636円)

## （ 4 ）【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（ 単位：円 ）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( I D R )	145,774.8	825,376,973	
投資信託受益証券 合計		145,774.8	825,376,973	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,033,322	1,052,128	
親投資信託受益証券 合計		1,033,322	1,052,128	
合計		1,179,096.8	826,429,101	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,925,881	1,449,194
投資信託受益証券	214,152,753	202,483,942
親投資信託受益証券	216,186	216,186
未収入金	-	2,000,000
流動資産合計	217,294,820	206,149,322
資産合計	217,294,820	206,149,322
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,404,368	1,318,723
未払受託者報酬	7,415	7,000
未払委託者報酬	274,329	258,935
未払利息	-	1
その他未払費用	547	514
流動負債合計	1,686,659	1,585,173
負債合計	1,686,659	1,585,173
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	468,122,765	439,574,336
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	252,514,604	235,010,187
（分配準備積立金）	137,441	896,725
元本等合計	215,608,161	204,564,149
純資産合計	215,608,161	204,564,149
負債純資産合計	217,294,820	206,149,322

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期			
	自 至	令和 2年 令和 3年	10月21日 4月20日	自 至	令和 3年 令和 3年	4月21日 10月20日
営業収益						
受取配当金			9,216,142			9,916,322
受取利息			1			3
有価証券売買等損益			23,701,156			2,414,867
営業収益合計			32,917,299			12,331,192
営業費用						
支払利息			80			154
受託者報酬			48,056			47,371
委託者報酬			1,778,152			1,752,641
その他費用			3,545			3,490
営業費用合計			1,829,833			1,803,656
営業利益又は営業損失（ ）			31,087,466			10,527,536
経常利益又は経常損失（ ）			31,087,466			10,527,536
当期純利益又は当期純損失（ ）			31,087,466			10,527,536
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			181,844			433,342
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			304,232,429			252,514,604
剰余金増加額又は欠損金減少額			33,749,932			23,827,351
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			33,749,932			23,827,351
剰余金減少額又は欠損金増加額			4,580,818			8,276,123
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			4,580,818			8,276,123
分配金			8,720,599			8,141,005
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			252,514,604			235,010,187

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月20日現在]	当期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	522,119,656円	468,122,765円
期中追加設定元本額	8,290,824円	15,775,285円
期中一部解約元本額	62,287,715円	44,323,714円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	252,514,604円	235,010,187円
3. 受益権の総数	468,122,765口	439,574,336口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第116期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,580,789円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,580,789円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第122期 令和 3年 4月21日 令和 3年 5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,542,033円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,542,033円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	1,580,789円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	1,542,033円											

前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	112,455,003円	収益調整金額	C	99,831,315円
分配準備積立金額	D	24,389円	分配準備積立金額	D	135,932円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114,060,181円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,509,280円
当ファンドの期末残存口数	F	520,198,186口	当ファンドの期末残存口数	F	463,948,829口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,192円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,187円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,560,594円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,391,846円
第117期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日			第123期 令和 3年 5月21日 令和 3年 6月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,586,226円	費用控除後の配当等収益額	A	1,618,587円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	111,683,360円	収益調整金額	C	99,239,571円
分配準備積立金額	D	44,166円	分配準備積立金額	D	278,926円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,313,752円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,137,084円
当ファンドの期末残存口数	F	516,627,862口	当ファンドの期末残存口数	F	461,173,655口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,193円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,193円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,549,883円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,383,520円
第118期 令和 2年12月22日 令和 3年 1月20日			第124期 令和 3年 6月22日 令和 3年 7月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,089,547円	費用控除後の配当等収益額	A	1,374,190円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	101,145,710円	収益調整金額	C	99,326,089円
分配準備積立金額	D	72,739円	分配準備積立金額	D	512,271円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,307,996円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,212,550円
当ファンドの期末残存口数	F	467,885,372口	当ファンドの期末残存口数	F	461,565,526口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,186円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,192円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,403,656円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,384,696円
第119期 令和 3年 1月21日 令和 3年 2月22日			第125期 令和 3年 7月21日 令和 3年 8月20日		
項目			項目		



前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
費用控除後の配当等収益額	A	1,378,362円	費用控除後の配当等収益額	A	1,312,753円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	100,601,011円	収益調整金額	C	96,580,187円
分配準備積立金額	D	39,156円	分配準備積立金額	D	486,664円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,018,529円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,379,604円
当ファンドの期末残存口数	F	466,660,388口	当ファンドの期末残存口数	F	448,799,014口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,186円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,192円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,399,981円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,346,397円
第120期 令和 3年 2月23日 令和 3年 3月22日			第126期 令和 3年 8月21日 令和 3年 9月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,242,216円	費用控除後の配当等収益額	A	1,516,482円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	100,754,569円	収益調整金額	C	94,388,518円
分配準備積立金額	D	17,481円	分配準備積立金額	D	441,356円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,014,266円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	96,346,356円
当ファンドの期末残存口数	F	467,372,387口	当ファンドの期末残存口数	F	438,607,751口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,182円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,196円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,402,117円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,315,823円
第121期 令和 3年 3月23日 令和 3年 4月20日			第127期 令和 3年 9月22日 令和 3年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,497,307円	費用控除後の配当等収益額	A	1,573,768円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	100,729,165円	収益調整金額	C	94,598,250円
分配準備積立金額	D	44,502円	分配準備積立金額	D	641,680円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,270,974円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	96,813,698円
当ファンドの期末残存口数	F	468,122,765口	当ファンドの期末残存口数	F	439,574,336口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,184円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,202円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,404,368円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,318,723円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	当期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 4月20日現在 ]	[ 令和 3年10月20日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	3,344,088	4,138,580
親投資信託受益証券		
合計	3,344,088	4,138,580

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	前期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	当期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	0.4606円	0.4654円
(1万口当たり純資産額)	(4,606円)	(4,654円)

( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( AUD )	7,515.05	66,914,037	
	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( BRL )	23,066.95	66,963,363	
	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J ( ZAR )	12,000.44	68,606,542	
投資信託受益証券 合計		42,582.45	202,483,942	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	212,322	216,186	
親投資信託受益証券 合計		212,322	216,186	
合計		254,904.45	202,700,128	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;マネープールファンド&gt;】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	第25期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	181,922	139,166
親投資信託受益証券	70,728,798	51,975,432
未収入金	26	2,030,280
流動資産合計	70,910,746	54,144,878
資産合計	70,910,746	54,144,878
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	2,035,307
未払受託者報酬	1,128	964
未払委託者報酬	2,718	2,161
その他未払費用	942	788
流動負債合計	4,788	2,039,220
負債合計	4,788	2,039,220
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	70,748,809	51,993,729
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	157,149	111,929
(分配準備積立金)	24,250	17,821
元本等合計	70,905,958	52,105,658
純資産合計	70,905,958	52,105,658
負債純資産合計	70,910,746	54,144,878

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第24期		第25期	
	自	令和 2年10月21日	自	令和 3年 4月21日
	至	令和 3年 4月20日	至	令和 3年10月20日
営業収益				
有価証券売買等損益		58		45
営業収益合計		58		45
営業費用				
支払利息		-		6
受託者報酬		1,128		964
委託者報酬		2,718		2,161
その他費用		942		788
営業費用合計		4,788		3,919
営業利益又は営業損失( )		4,846		3,964
経常利益又は経常損失( )		4,846		3,964
当期純利益又は当期純損失( )		4,846		3,964
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		83		402
期首剰余金又は期首欠損金( )		161,382		157,149
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,840		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,840		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,310		41,658
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,310		41,658
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金( )		157,149		111,929

## （ 3 ）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	第24期 [令和 3年 4月20日現在]	第25期 [令和 3年10月20日現在]
1. 期首元本額	70,477,714円	70,748,809円
期中追加設定元本額	2,153,910円	円
期中一部解約元本額	1,882,815円	18,755,080円
2. 受益権の総数	70,748,809口	51,993,729口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日			第25期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	384,233円	収益調整金額	C	282,375円
分配準備積立金額	D	24,250円	分配準備積立金額	D	17,821円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	408,483円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	300,196円
当ファンドの期末残存口数	F	70,748,809口	当ファンドの期末残存口数	F	51,993,729口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	57円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	57円
1万口当たり分配金額	H	円	1万口当たり分配金額	H	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第24期 自 令和 2年10月21日 至 令和 3年 4月20日	第25期 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第24期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	第25期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券            同左</p> <p>(2) デリバティブ取引            同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            同左</p>



区分	第24期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	第25期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第24期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	第25期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )	当計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )
親投資信託受益証券	6,945	1
合計	6,945	1

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 1口当たり情報 )

	第24期 [ 令和 3年 4月20日現在 ]	第25期 [ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	1.0022円	1.0022円
(1万口当たり純資産額)	(10,022円)	(10,022円)

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	51,046,388	51,975,432	
合計		51,046,388	51,975,432	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## マネー・マーケット・マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

[ 令和 3年10月20日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	306,641,276
現先取引勘定	1,299,999,351
流動資産合計	1,606,640,627
資産合計	1,606,640,627
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,030,466
未払利息	258
流動負債合計	2,030,724
負債合計	2,030,724
純資産の部	
元本等	
元本	1,575,947,804

[ 令和 3年10月20日現在 ]

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	28,662,099
元本等合計	1,604,609,903
純資産合計	1,604,609,903
負債純資産合計	1,606,640,627

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 令和 3年10月20日現在 ]
1. 期首	令和 3年 4月21日
期首元本額	1,220,322,023円
期中追加設定元本額	412,145,738円
期中一部解約元本額	56,519,957円
元本の内訳	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	474,989,328円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,683,862円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)	111,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)	282,290円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,860,635円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	51,046,388円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)	1,033,322円

[令和 3年10月20日現在]

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(毎月分配型)	10,715,809円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(毎月分配型)	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	123,415円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	3,857,128円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	2,016,707円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,145,161円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	16,341,949円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	1,513,806円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)	642,729円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	93,720,326円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム(毎月分配型)	11,916,657円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	3,947,842円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	6,643,326円
三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	491,836円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(毎月分配型)	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(年2回分配型)	30,649円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(年2回分配型)	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(年2回分配型)	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)	10,814円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(年2回分配型)	278,281円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>(毎月分配型)	665,580円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	2,308,140円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	491,449円

[令和 3年10月20日現在]

三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	3,307,993円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	3,156,977円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	7,196,270円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	3,517,041円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>(毎月分配型)	845,131円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	2,156,093円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(毎月分配型)	5,114,733円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(年2回分配型)	1,528,278円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(年2回分配型)	2,664,317円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(年2回分配型)	215,434円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)	490,224円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>(年2回分配型)	175,974円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(年2回分配型)	409,936円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(年2回分配型)	345,928円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	52,689,652円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB>	1,355,255円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(毎月決算型)	3,308,438円

	[令和 3年10月20日現在]
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	5,411,821円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(年1回決算型)	1,609,969円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	354,513円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	5,812,610円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(年1回決算型)	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(毎月分配型)	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(年2回分配型)	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	20,075,917円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	1,616,484円
三菱UFJ / AMP オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム(毎月決算型)	5,899,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(毎月分配型)	4,433,586円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(年2回分配型)	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(毎月分配型)	20,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(年2回分配型)	10,795円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	177,761円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	89,371円

	[令和 3年10月20日現在]
三菱UFJ リート不動産株ファンド<米ドル投資型>(3ヵ月決算型)	3,063,931円
三菱UFJ リート不動産株ファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)	6,324,266円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	518,972,545円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター90(限定追加型)2016-12	4,349,768円
スマート・プロテクター90オープン	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(資産成長型)	138,394円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(資産成長型)	138,420円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>(毎月決算型)	2,259,287円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>(年2回決算型)	6,675,966円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	2,474,981円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>(年2回決算型)	9,376,245円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	169,198円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配抑制コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配抑制コース)	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)	983円
グローバル・インカム・フルコース(為替ヘッジなし)	983円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)	9,822円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド(予想分配金提示型)	9,822円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983円
三菱UFJ インド債券オープン(毎月決算型)	39,351円
三菱UFJ / AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)	11,293,333円
マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	9,877,960円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド(毎月分配型)	11,784,347円

	[令和 3年10月20日現在]
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし)	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	9,187,206円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	2,808,880円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	30,328,032円
合計	1,575,947,804円
2. 受益権の総数	1,575,947,804口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年10月20日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 3年10月20日現在 ]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2【ファンドの現況】

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;円コース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	3,302,182,482
負債総額	1,357,380
純資産総額（ - ）	3,300,825,102
発行済口数	4,646,497,381口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7104
（10,000口当たり）	（7,104）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;米ドルコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	4,550,832,858
負債総額	6,439,031
純資産総額（ - ）	4,544,393,827
発行済口数	4,874,173,571口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9323
（10,000口当たり）	（9,323）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;ユーロコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	109,827,630
負債総額	45,158
純資産総額（ - ）	109,782,472
発行済口数	128,986,196口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8511
（10,000口当たり）	（8,511）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;豪ドルコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	10,806,195,764
負債総額	22,790,930
純資産総額（ - ）	10,783,404,834
発行済口数	29,686,461,128口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.3632
（10,000口当たり）	（3,632）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;ブラジルリアルコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	21,381,770,398
負債総額	35,251,935
純資産総額（ - ）	21,346,518,463
発行済口数	132,318,654,573口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.1613
（10,000口当たり）	（1,613）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;南アフリカランドコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	318,500,520
負債総額	206,059
純資産総額（ - ）	318,294,461
発行済口数	799,347,997口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.3982
（10,000口当たり）	（3,982）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;トルコリラコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	1,599,562,883
負債総額	2,198,019
純資産総額（ - ）	1,597,364,864
発行済口数	8,960,434,320口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.1783
（10,000口当たり）	（1,783）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;中国元コース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	181,203,243
負債総額	75,376
純資産総額（ - ）	181,127,867
発行済口数	107,058,925口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6919
（10,000口当たり）	（16,919）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;インドネシアルピアコース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	771,896,236
負債総額	327,263
純資産総額（ - ）	771,568,973
発行済口数	1,020,964,734口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7557
（10,000口当たり）	（7,557）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;資源国バスケット通貨コース&gt;（毎月分配型）】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	200,703,961
負債総額	368,643
純資産総額（ - ）	200,335,318
発行済口数	438,026,239口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4574
（10,000口当たり）	（4,574）

## 【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ&lt;マネープールファンド&gt;】

## 【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	52,105,654
負債総額	588,456
純資産総額（ - ）	51,517,198
発行済口数	51,406,737口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0021
（10,000口当たり）	（10,021）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

## 純資産額計算書

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	1,618,020,552
負債総額	264
純資産総額（ - ）	1,618,020,288
発行済口数	1,589,119,821口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0182
（10,000口当たり）	（10,182）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## （1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

( 2 ) 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。

( 3 ) 譲渡制限の内容  
該当事項はありません。

( 4 ) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

( 5 ) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

( 6 ) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額等

2021年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### （2）委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信



託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年10月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	881	18,451,856
追加型公社債投資信託	16	1,381,984
単位型株式投資信託	84	367,147
単位型公社債投資信託	48	186,324
合計	1,029	20,387,311

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

(負債の部)				
流動負債				
	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入		16,395
事務過誤費	3,483	
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

### （未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

## (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

## 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

## (損益計算書関係)

## 1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)



器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

## (3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

## 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

## 第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

###### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

## 第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

## 第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）



種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)		
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円		
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円				
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000 千円			現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126 千円			未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円		

## 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

### （1株当たり情報）

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して  
おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）
<b>（資産の部）</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
<b>投資その他の資産</b>		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(令和3年9月30日現在)

## (負債の部)

## 流動負債

預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927

## 固定負債

長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215

## 負債合計

18,904,143

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110
利益剰余金合計		30,670,700
株主資本合計		77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(自 令和3年4月1日  
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	1 969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(自 令和3年4月1日  
至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

## (3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

## [重要な会計方針]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上していません。

## (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上していません。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識していません。

## (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識していません。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

## 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

## (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用していません。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用  
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定していません。

## 〔会計方針の変更〕

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用していません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加していません。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少していません。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加していません。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載していません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## [注記事項]

(中間貸借対照表関係)

### 1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

### 1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 709,808千円



1年超	354,904千円
合計	1,064,712千円

## （金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

## 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## （有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小計	3,493,209	3,588,600	95,390
合計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。  
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## （収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。  
訴訟事件その他重要事項  
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）  
事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096 百万円	銀行業務を営んでいます。

#### (3) 再委託先

名称：ピムコジャパンリミテッド  
資本金の額：13,411,674.44米ドル（2021年10月末現在）  
事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- (3) 再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年10月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 4月30日	臨時報告書
2021年 7月16日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 7月16日	有価証券報告書
2021年 7月30日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況



により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況



により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況



により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月24日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンド>の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンド>の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃 印  
行社員指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印  
行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。